第3章 裾野産業振興にかかる制度・政策

第1節 工業開発政策

- 1.第6次5ヶ年開発計画(Repelita VI)における工業開発政策
- (1)第2次25ヶ年長期計画

1993 年 3 月に発足した新内閣において第 6 次 5 ヶ年開発計画及び第 2 次 25 ヶ年長期計画の策定作業が進められ、両計画は 1994 年 1 月に、94 年度政府予算とともに公表された。

第 2 次 25 ヶ年長期計画における工業開発の目標は、インドネシアの経済的自立の促進を可能とする強固で近代化された工業セクターの確立に置かれている。長期計画終了時点には、工業セクターの GNP に占めるシェアは 32.5%(1989/90 年固定価格ベース)に達するものと見込まれる。また、同期間中、工業セクターは、新規労働力の 27.5%、19.0 百万人を雇用し、終了時点においては 28.9 百万人を雇用するものと期待される。

同期間中の工業セクターの成長目標は、以下の通りである。

付加価値成長率年 9.2%雇用年 4.4%労働生産性年 4.8%

(2)第6次5ヶ年開発計画における工業セクターの開発政策

第6次5ヶ年開発計画(Repelita VI, 1994年4月~99年3月)における工業セクターの開発目標は、リストラされ健全に確立された国内産業の実現にある。具体的には、工業開発の目標は、高成長を持続することにより、インドネシアの経済開発を牽引する役割を果たし、また、 高度技術力の利用を可能とし、 競争力のある製品で国際市場に参入することを可能とし、 中小企業の成長を促進し、 工業の地方分散を進めるような強固で多角化した産業構造を生み出すことにあるとされている。

(3)第6次5ヶ年開発計画における工業セクターの成長目標

第6次5ヶ年開発計画期間中の、工業セクターの成長率の目標は、年平均9.4%である。 部門別の成長目標は、次表の通りである。

表3-1-1 第6次5ヶ年開発計画における工業セクターの成長率目標

| 部門 | Repelita V* | Repelita VI |
|---------------------|-------------|-------------|
| 工業セクター | 8.8% | 9.4% |
| 非ガス・石油部門 | 10.8% | 10.3% |
| アグロ・インダストリー | 8.3% | 8.2% |
| 基礎金属・資本財産業(産業機械機器、輸 | 12.3% | 12.6% |
| 送機器、電気・電子・通信機器を含む) | | |
| 化学産業 | 8.8% | 9.7% |
| その他主要製品(繊維など) | 13.5% | 13.0% |

注:*1993/94 年度のデータによる推定 出所:「Repelita VI」、BAPPENAS

(4)第6次5ヶ年開発計画における工業セクターの開発政策

開発政策の主眼は、 国際市場志向の幅広い産業の創出、 技術取得の促進、 市場メカニズムの強化、 産業の公平な分散に置かれる。この実現のために、 競争力のあるビジネス・投資環境の創出、 技術取得、人的資源開発、リストラクチャリングを通じた産業の能力強化、 中小企業の強化が進められる。

産業別にみた開発プライオリティは以下の産業に与えられている。

アグロ・インダストリー

鉱産物加工産業

機械、資本財、電気・電子産業(部品、サブアセンブリーを含む。)

輸出志向型産業(繊維など)

機械、資本財、電気・電子産業の発展のために採られる政策は、以下の通りである。

製品のタイプ、品質、パフォーマンスの向上

技術的インフラの整備と製品標準化の促進

中小ベンダーの育成と大企業との提携を通じた中小ベンダーの支援

他の産業とのリンケージの強化

戦略産業の育成

2.自動車産業政策

(1)自動車産業政策の概要

インドネシア政府が、初めて自動車産業に関する政策を策定したのは 1969 年のことであった。同年、インドネシア政府は、総代理店あるいはライセンス・ホールダーは CBU 若しくは CKD の形で自動車の輸入ができるものとし、SKD の形での輸入は認めないとした。(1969 年商業大臣令 4 号、工業大臣令 15 号共同令)

インドネシア政府は、1974年には、国内メーカーを育成する目的で、従来からの商用車、中古車の輸入禁止からすすんで、完成車の輸入を全面的に禁止する措置を採った。(1974年工業大臣令 25 号) これに加えて、国内資本によるノックダウン組立の義務づけ、組立メーカーの許可制を柱にした国内の自動車産業育成策を採った。この自動車産業育成政策により、16 社の組立メーカーと 21 社の総代理店(うち6社は組立メーカー)が約30ブランドの自動車を生産・販売する体制ができあがった。

1976年には商用車の100%国産化政策を打ち出した。同年、商用車生産の育成のために商用車のCKD部品に対する輸入関税が引き下げられた。(1976年大蔵大臣令979号)乗用車のCKD部品関税が100%であったのに対して、商用車は0~10%であった。1976年には国内部品の使用拡大のために商用車の国産化に関する「部品控除計画(Deletion Program)」を導入した。(1976年工業大臣令307号)ラジエーター、タイヤ、バッテリーなどの部品について国産部品使用の義務づけを開始した。また、部品毎の国産化期限を設定し、目標の1984年までに段階的に国産化率の引き上げる計画を進めた。しかし、目標年までには商用車のエンジンなど機能部品の国産化は達成されず、計画は順次繰り延べられた。

自動車需要の低迷をうけて部品控除計画は、1978年には一時凍結された。しかし、1979年には再び商用車部品の段階的国産化計画が再施行された。(1979年工業大臣令 168号)1983年にはインドネシア政府は、機能部品の国内調達義務づけを1984年より開始する旨を発表した。(1983年工業大臣令371号)

インドネシアの商用車国産化計画は、海外からの部品生産への投資、技術提携を促進し、 国内部品産業の成長を促進した。

しかし、この計画は、機能部品の国産化の進展という面では十分な成果を得ることが出来なかった。国内部品メーカー間の競争が不十分で価格が高く、自動車メーカーにとっては、国産部品を使用するのもペナルティを払って輸入部品を使用するのもコスト的には大きな違いがなかった。

この状況を改善するため、インドネシア政府は 1987 年に従来の国産化政策の見直しを行った。(1987 年工業大臣令 34 号) 1987 年の政策では、商用車(特に 2.5 トン以下)用に国内で調達されるべき部品の品目と輸入できる部品の品目が指定されている。また、国内調達されるべき品目については、既に国産化されているために直ちに輸入が禁止される品目 40 品目(24 トン未満の商用車に適用)と国産化の期限が指定された品目 92 品目(主に 2.5 トン未満の商用車)とに分けられた。国産化期限は品目によって異なり、1987 年から 1990年 7 月までの間が指定された。

表3-1-2 1987年に公表されたデリーション・プログラム対象品目

| Sub-group | | Major Items | | |
|--------------------|---|--|--|--|
| Component items | Tires, paint, batteries, leaf springs, shock absorbers, safety glass, | | | |
| prohibited from | | l pipes, plastic & rubber parts (except steel | | |
| import for use in | inserts, seats & seat frames | s, wheel rims, cabins, rear bodies, fuel tanks, | | |
| commercial | chassis frames, radiator h | oses, air cleaner hoses, air filter elements, | | |
| vehicles under 24 | cables, labels/stickers/name | e plates, grilles, wiring harnesses, brake tubes | | |
| tons | (except diameter 10 mm & | t up), fuel tubes (except diameter 10 mm & | | |
| | _ = | ulators, door trims, sun visors, floor mats, | | |
| | | all handles, bezels/cover doors, brake drums, | | |
| | _ | es, propeller shafts, steering systems, clutch | | |
| | systems, brake systems | | | |
| Commercial | Engine Assembly Group: | Intake manifolds, cylinder head covers, fan | | |
| vehicle | 16 items | belts, cylinder blocks, starter motors, | | |
| components | | cylinder heads | | |
| scheduled for | Transmission Assembly | Speedometer gears, transmission covers, | | |
| import prohibition | Group: 22 items | extension housings, clutch housings, gears, | | |
| between 1987 and | | synchroniser sleeves | | |
| mid-1990* | Clutch Assembly group: | Torsion springs, straps, pressure plates, | | |
| | 14 items | spring seats | | |
| | Electric Group: 1 item | Battery cables | | |
| | Steering System: 8 items | Steering wheels, steering shaft, gears | | |
| | Axle/Propeller Shaft | Companion flanges, pinion shafts, rear axle | | |
| | Group: 16 items | shafts, differential cases, tube yokes | | |
| | Suspension Group: 1 item | Shock absorbers | | |
| | Brake System Group: | discs, brake linings, cylinder wheels, | | |
| | 12 items | pistons, brake drums | | |
| | Body Frame Group | Jacks, tools | | |

注:*基本的には2.5トン以下の商業車に適用。その他は機械加工のみ対象。

出所: Decree of the Ministry of Industry No. 34/M/SK/2/1987

1990年には国内の需要急増から暫定的に商用車 3.7万台分の輸入枠を設定した。1991年6月には制限付きではあるが完成車の輸入解禁を正式発表した。しかし、インフレ抑制のための高金利政策の結果、商用車の国内需要が激減したことから、1992年7月には再度、

完成車輸入の禁止を発表した。

1991年にインドネシア政府は、1.5 リッタークラスの小型乗用車をベースにした国民車構想を日系メーカーに要請した。構想の内容は、 国産化率 73%以上、 販売価格 1,750万ルピア以下の条件を満たして現地生産した場合に、商用車並みの税制の恩典を与えるというものであった。

インドネシア政府は、1993年までは前述の部品の国産化計画を規定したデリーション・プログラムに従って国産化を進めてきた。しかし、1993年6月にインドネシア政府は、それまでの方針を一転し、規制緩和による開放政策を打ち出した。新政策の内容は、以下の通りであった。

完成車輸入の条件付き許可。まだインドネシアで生産されていないモデルについては 登録輸入業者あるいは総代理店による四輪車の輸入、既に生産されている四輪車につ いては一般輸入業者による完成車の輸入が認められるようになった。

国産化インセンティブ制度の導入(国産化率に応じた部品輸入関税率の適用) 奢侈税の引き下げ。奢侈税は、排気量 1,600cc 以下のセダンでは国産化比率 60%以 上であれば、税率が従来の 35%から 20%に下がり、バスでは 20%からゼロに下げら れた。

1994年には外国企業投資規制が緩和された。中型以上の商用車の奢侈税が廃止され、また、完成車輸入関税の25%引き下げも実施された。さらに1995年には、インドネシア政府は、輸入関税の大幅引き下げ、2003年までの輸入関税の引き下げスケジュールの公表を行った。

1996 年 6 月には大統領令 36 号により、国産化率 60%超のセダン(排気量 1,600cc 以下)等の奢侈税が免除されることとなった。

表3-1-3 自動車の輸入関税引き下げスケジュール

乗用車・ステーションワゴン

| | Year | | | |
|------------------------------|-------|-------|------|--|
| | | | | |
| | 1994 | 1995 | 2003 | |
| 1. Produced domestically | | | | |
| - Import duty | 175% | 125% | 40% | |
| - Surcharged | 0% | 0% | 0% | |
| - Non tariff barrier | IU | IU | IU | |
| 2. Not produced domestically | | | | |
| - Import duty | 175% | 125% | 40% | |
| - Surcharged | 100% | 75% | 50% | |
| - Non tariff barrier | IT/AT | IT/AT | IU | |
| 3. Remaining CKD | | • | | |
| - Import duty | 100% | 65% | 25% | |

商用車

| | Year | | | |
|------------------------------|-------|-------|------|--|
| | 1994 | 1995 | 2003 | |
| 1. Produced domestically | | | | |
| - Import duty | | | | |
| 1) Kat I (Pick Up) | 60% | 50% | 30% | |
| 2) Minibus | 100% | 75% | 30% | |
| 3) Kat II, III | 40% | 40% | 30% | |
| 4) Kat IV | 100% | 75% | 30% | |
| 5) Kat V | 5% | 5% | 5% | |
| - Surcharged | 0% | 0% | 0% | |
| - Non tariff barrier | IU | IU | IU | |
| 2. Not produced domestically | | | | |
| - Import duty | | | | |
| 1) Kat I (Pick Up) | 60% | 50% | 30% | |
| 2) Minibus | 100% | 75% | 30% | |
| 3) Kat II, III | 40% | 40% | 30% | |
| 4) Kat IV | 100% | 75% | 30% | |
| 5) Kat V | 5% | 5% | 0% | |
| - Surcharged | | | | |
| 1) Kat I (Pick Up) | 40% | 30% | 20% | |
| 2) Minibus | 40% | 30% | 20% | |
| 3) Kat II, III | 40% | 30% | 20% | |
| 4) Kat IV | 40% | 30% | 20% | |
| 5) Kat V | 0% | 0% | 0% | |
| - Non tariff barrier | IT/AT | IT/AT | IU | |
| 3. Remaining CKD | | | | |
| - Import duty | | | | |
| For Kat I & IV | 40% | 25% | 15% | |
| For Kat II & III | 30% | 25% | 15% | |
| For Kat V with master list | 0% | 0% | 0% | |

注: IU: General Importer IT/AT: Registered importer and sole agent

出所: MOIT

表3-1-3 自動車の輸入関税引き下げスケジュール(続き)

二輪車

| | | | Year | |
|-----------------|---------------------------|-------|----------|------|
| | | 1994 | 1995 | 2003 |
| 1. | Produced domestically | | | |
| Under 250 cm3 | - Import duty | 40% | 35% | 20% |
| | - Surcharged | 0% | 0% | 0% |
| | - Non tariff barrier | IU | IU | IU |
| | Not produced domestically | | | |
| | - Import duty | 40% | 35% | 20% |
| | - Surcharged | 0% | 0% | 0% |
| | - Non tariff barrier | IT/AT | IT/AT | IU |
| 2. | - Import duty | 100% | 75% | 50% |
| Above 250 | - Surcharged | 100% | 75% | 50% |
| cm3 | - Non tariff barrier | IT/AT | IT/AT | IU |
| 3. Remaining Cl | KD | | <u> </u> | |
| - Import duty | у | 30% | 25% | 10% |

注: IU: General Importer IT/AT: Registered importer and sole agent

出所: MOIT

表3-1-4 自動車部品の輸入関税

CKD 部品に対する輸入関税

| | | Local Content | | | | | |
|------------------------------------|------|--|------|------|------|------|------|
| | Less | Less Less 30% or 40% or 50% or 60% or More | | | | | More |
| | than | than | less | less | less | less | than |
| | 10% | 20% | | | | | 60% |
| Passenger car and station wagon | 65 | 65 | 50 | 35 | 20 | 10 | 0 |
| Commercial vehicle (Cat. I & IV) | 25 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| Commercial vehicle (Cat. II & III) | 25 | 25 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Two-wheel vehicle | 25 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 |

部品に対する輸入関税

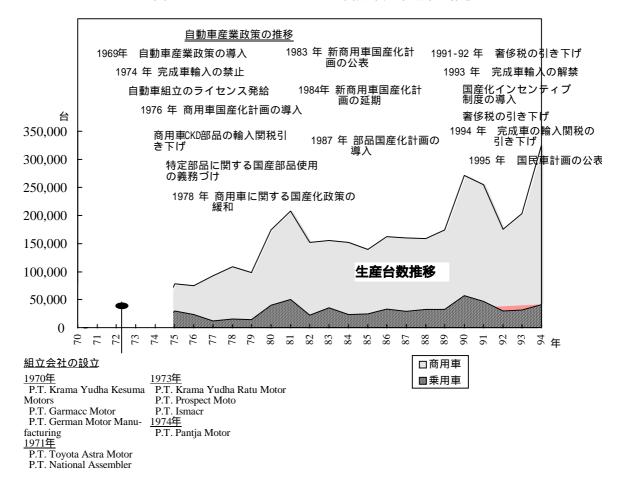
| | Local Content | | | | | | |
|------------------------------------|---------------|-----|----|----|---|--------------|-----|
| | | | | | | More than | |
| | 10% | 20% | | | | | 60% |
| Passenger car and station wagon | 25 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| Commercial vehicle (Cat. I & IV) | 25 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| Commercial vehicle (Cat. II & III) | 25 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Two-wheel vehicle | 25 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 |

部品メーカーに対する輸入関税

| | Local Content | | | | | |
|----------------------------------|---------------|---|------|------|-----|--|
| | Less than | Less than Less than 30% or 40% or More th | | | | |
| | 10% | 20% | less | less | 40% | |
| Sedan component & Commercial | 25 | 25 | 15 | 10 | 0 | |
| vehicle Cat I & IV | | | | | | |
| Commercial vehicle Cat. II & III | 25 | 15 | 0 | 0 | 0 | |
| Two-wheel vehicle | 25 | 25 | 15 | 10 | 0 | |

出所: MOIT

図3-1-1 インドネシアの自動車産業政策の推移



(2)国民車プログラム

1996 年 2 月、インドネシア政府は、大統領令 1996 年 2 号により国民車プログラム(the Program Mobil Nasional (MOB-NAS) or National Car Program.)を発表した。このプログラムの目的は、インドネシアにおける自動車・自動車部品生産の国際競争力の強化、国内の自動車部品メーカーの複数自動車メーカーへの部品供給能力の拡大の 2 点にある。この国民車プログラムの実現のために産業貿易省、大蔵省、投資調整庁は、税制面での優遇などの各種支援策を提供することになっている。

国民車プログラムに申請できる企業は、 自動車のブランド名がインドネシア名であり、これまでにインドネシアで登録されていないものであること、 必要な技術、デザイン、エンジニアリングは、インドネシア国内で開発・実施されることという要件を満たした企業であるとされている。

産業貿易省の定めた条件に合致した自動車メーカーは、パイオニア企業として認可され、輸入部品に対する関税の免除、奢侈税の免除の特典が与えられる。条件は、企業の法的ステータスや国産化の状況などの項目を含んでいる。具体的には、地元資本 100%であり、部品国産化率を認定から 1 年後に 20%、2 年後に 40%、3 年後に 60%以上にするというものである。

1996年2月にティモール・プトラ・ナショナル社 (P.T. Timor Putra Nasional) がこのプログラムに基づくパイオニア・ステータスを取得している。

1996年6月、インドネシア政府は、ティモール・プトラ・ナショナル社の工場確保が遅れていることから、同社が完成車45,000台を韓国から無税で輸入することを条件付きで認めた。同社は提携相手先である韓国の起亜自動車に国産部品を輸出し、またインドネシアから労働者を送って「国産車」の条件を充たすことが求められた。この特例措置の期間は1997年6月までの1年間である。

この国民車計画に対しては、日米欧は WTO 規定の最恵国待遇などで問題があるという 批判を行っている。

- 3. 電気・電子産業政策
- (1)電気・電子産業振興の基本政策
- 1)電気・電子産業の目標

現在実施されている第6次5ヶ年開発計画ではインドネシアの電子産業については、以下のような成長目標が設定されている。

輸出60 億米ドル生産100 億米ドル新規雇用14 万人

インドネシア政府は、上記の目標達成のために、 設計及びエンジニアリング能力の向上による電子産業の競争力強化、 輸出志向型電子産業の育成という2つのアプローチを採用している。

アプローチ1: 設計及びエンジニアリング能力を向上させることにより電子産業の競争力を強化する。

設計・エンジニアリング能力の向上のために、大学や研究開発機関の協力により応用研究開発が進められる。産業セクターと大学・研究開発機関間の応用研究開発プログラムが作成される。研究開発の成果は技術移転、商業化につなげられる。同時に、個別企業による応用研究開発も推進される。

標準化推進プログラムにより、品質検査設備の改善、国際検査機関の認定が推進され、国内製品への国際標準の適用も進められる。標準化の推進を通じた工業競争力の強化が図られる。

アプローチ2: 輸出志向型電子産業を育成する。インドネシア産業の比較優位を確立 し外国投資家を誘致する。インフラの整備がさらに進められる。

インドネシアには、外国メーカーの輸出拠点が進出しており、家庭用電気・電子機器を中心に生産を増加させている。投資環境及び事業環境を改善していくことにより外国メーカーのインドネシアへの進出をより一層増加させる。

外国メーカーの成長は、国内産業の技術レベル向上、サポーティング産業の成長に大きな影響を与えるものと期待される。また、同時に輸出志向型部品産業と国内下流産業との間のリンケージ強化が進められる。

2)電気・電子産業振興のための主な方策

インドネシアの電気・電子振興のためには以下のようなプログラムが進められる。

インドネシアの電子産業の生産・輸出拠点化

インドネシアを電子産業の生産、輸出拠点として育成する。具体的には以下の諸策が 採られる。

- 貿易手続きの簡素化 これにより生産効率を高め、生産サイクルタイムを短くする。
- 投資意欲、特に部品産業、サポーティング産業への投資意欲を高める。
- 税制上のインセンティブを与え、外資の出資比率の制限を緩和する。
- 輸出志向型電子産業の生産拠点としてのインドネシアの魅力を高めるような簡素 化・インセンティブを供与する加工区を増やす。

多国籍企業間の相互関係の緊密化

EPTE 内の輸出志向型多国籍企業と EPTE 外の電子産業との関係を以下の方策により 強化する。

- EPTE 外の電子産業の生産能力を向上させる。
- P.T. LEN Industri 及び幾つかの大学が上記の能力向上を支援する。
- 相互関係の強化を進めやすくするような事業環境を創出する。
- EPTE 外にある電子産業の生産能力を高めるため多国間及び二国間の技術援助を進める。

技術の手段とインフラストラクチャーの発展

生産能力、設計・エンジニアリング能力、人的資源能力の向上を支援するため技術面での手段、インフラを発展させる。

- 全国情報ネットワークを建設する。

現在は産業貿易省に限定されている産業データベース・情報ネットワークを発展させ、次には企業の情報ネットワークにまで拡張される。そして、このネットワークは、国際ネットワークにアクセスされる。

全国情報ネットワークの振興は、情報サービス利用のためのハードウエア、ソフトウエアを製造する情報技術産業の成長基盤となる。全国情報システムの発展と同時に同システム向け政府機関需要の市場(captive market)が生まれ、関連する情報技術と電子部品技術の獲得が促進される。

- 品質検査試験所を建設する。

輸出に必要な認可がインドネシアで行えるように国際的品質検査機関から認定 を受けた品質検査試験所を建設する。

- 人材訓練センターを建設する。

産業労働力訓練センターを建設し、電子産業分野の熟練工、専門家を育成する。

- 応用研究開発センターを建設する。

研究所や大学の専門家の支援を得られ、民間企業が製品開発のために利用できるような応用研究開発センターを建設する。

上記の技術促進のための各センターは、既に輸出志向型電子産業が発展している西ジャワのブカシに立地される予定である。

人的資源開発

人的資源開発は、以下の諸策により進められる。

- 政府、産業、教育機関の代表者で集まり、労働力の需給状況、必要な教育訓練に関 して検討する。
- 産業界の協会、外国の商工会議所の代表者をポリテクニックの諮問委員会のメンバーに加える。
- 関連機関と調整し、創出される労働力の保有する技術と産業界のニーズの間の不均 衡を是正する。
- 学校教育以外の場での教育の拡大および国家的なスタンダードと資格制度の確立 を促進する。
- 高度技能を有する労働力を生み出すような外国機関との協力体制の可能性を調査 する。

標準化の向上

以下のような諸策により標準化を進める。

- 技術の向上と国内の電気・電子、通信機器産業の振興のために captive market の活用を支援できるような規格の向上
- 川上部門と川下部門の産業間のリンケージの拡大を支援するような規格の向上
- 輸出を促進し、国内の電気・電子、通信機器産業の製品品質向上させるような規格 の向上

輸入関税の調和

電気通信機器産業の競争力を高めるように、原材料、コンポーネント、部品、完成品に関する輸入関税の相互のバランスを図る。

研究開発に対するインセンティブ

応用研究開発を活発化するために、研究開発活動に対する課税の廃止など研究開発に対するインセンティブを与える政策を採る。

Centre of Excellence の創出

国内の電子産業の生産能力、設計・エンジニヤリング能力を高めるために、Cenre of Excellence としての P.T. LEN Industri と P.T. INIT の役割を強化する。

その他に、世界の電子産業の成長、戦略的環境、技術発展の傾向を継続的に観察していく。

電子産業に関するデータベースの確立

電子産業に関するデータベースの建設を継続する。

(2)電気・電子産業振興のための具体策

具体的には、産業貿易省では以下のような諸策を実施している。

電子部品工業団地(Lingkungan Industri Komponen Elektronika, LIKE)の開発

電子部品産業の育成のために電子部品工業区域(LIKE)の開発を支援している。LIKE に立地する企業は、以下のような優遇措置が得られる。

- 電子部品特別倉庫(EPKE)のステータスを有する倉庫は以下の便宜を得られる。
 - ・原材料、スペアパーツの輸入に関する船積み前検査を必要としない。
 - ・原材料、スペアパーツの輸入関税の免除。
- 輸入原材料、スペアパーツが EPKE から国内に持ち込まれる場合は、以下の輸入関税が課せられる。
 - ・輸入関税が10%以下の原材料、スペアパーツに関しては、輸入関税0%。
 - ・輸入関税が10%超の原材料、スペアパーツに関しては最大10%の輸入関税。
- 輸出を行う企業は、Bapeksa のファシリティが利用できる。

LIKE は、ジャカルタの東 90km のプルワカルタ (Purwakarta) に建設されており、敷 地面積は 232ha である。

共同研究・共同施設の促進

通信・電力部門における政府部門の購入という形での関連市場の活用と同時に、共同研究・共同施設の実現は、以下のような効果を持つ。

- ア・インフラ建設の負担を減らし、輸入を削減する。
- イ.自立可能な電気・電子、通信産業を育成する。政府による調達は、以下のメリットを持つ。
 - ・研究開発、人材開発、標準化、認証を行う共通施設の建設の形で産業インフラを整備する可能性が出てくる。
 - ・電子産業、特に通信産業において中小規模の新たなパートナーを育成できる。
 - ・技術能力を向上させる。
- ウ.1994年大統領令16号による政府購買における国内生産優先策は、より競争力の ある各種の国内産業の育成につながる。

以上をベースに、次のような共同開発システムが提案される。

| 目的 | P.T. Telekom と国内通信産業の間に共同開発システムを今後5年以内に確立する。 |
|----------------------|--|
| 共同開発に参加する企業 のメリット | P.T. Telekom による購入の保証 |
| 共同開発に参加する企業の義務 | ・共通設備の費用負担 ・研究開発の実施。もしくは、国内での生産開発 とシステム開発。 ・下請外注を通しての中小規模パートナーの育成 |

- エ.データ処理、情報システム機器の政府購買においても、政府部門とベンダー間で 同様の協力が実施され、協力のための共通設備の実現を図る。
- オ.上記のプログラムを支援するために、以下のような支援策が提案される。
 - 研究開発の成果に基づいて生産を行う共同開発参加企業には、次のようなインセンティブが与えられる。
 - ・研究開発費に対する税の免除
 - ・部品、原材料の輸入関税の免除
 - ・奢侈税の免除
 - 国営企業の利益の1~5%を共通設備のインフラ整備のために提供する。
 - 1994 年大統領令 16 号の実施にあたって政府/国営企業の調達が人材の活用に 資するよう提言する。
 - 送信・電話局用機器の購入のための年間予算の 0.5%を通信部門での応用研究 開発の費用にあてる。

その他、 家電製品に対する奢侈税の見直し、 CRT 生産のための原材料、部品に対する輸入関税の免除、 EPTE/KB 企業に対して製品を販売する非 EPTE/KB 企業に対する戻

し税の簡素化、 EPTE/KB 間の生産機器の貸借手続きに対する優遇措置などの措置が実施あるいは検討されている。

4.機械・エンジニアリング産業政策

(1) 最近の諸策

国際化の進展によりインドネシア政府は、機械・エンジニアリング産業の競争力強化の必要性を重視している。競争力の強化は、資本財輸入の減少と産業機器の輸出の増加につながるからである。

機械・エンジニアリング産業の競争力強化と同部門への投資促進のために、以下の 2 つのアプローチを行っている。

機械・エンジニアリング産業の競争力強化のために i)原材料・部品に対する輸入関税の低減、ii)川下産業の発展を促進するための機械類の輸入関税の低減を行う。これは、部品・コンポーネントを製造する地場の機械産業への事業機会を拡大し、また、加工産業、特に輸出志向型産業の競争力の強化につながる。

GSTP(the General System of Trade Preferences)など貿易に関する国際協力の促進により機械・エンジニアリング産業の市場を拡大する。

上記のアプローチの実施のために、一連の規制緩和策が1995年5月23日に発表された。 この規制緩和策パッケージは以下の内容を含む。

Utility boiler を資本投資のネガティブ・リストから削除する。

事業リストラクチャリングの対象企業については、機械機器、材料輸入にかかる輸入関税、輸入サーチャージの免除

サンプル輸入に対する輸入関税の免除(各ブランド/モデル/タイプにつき各々3個まで)

輸入関税削減スケジュールの公表

gasoline motor, diesel motor, pump (centrifugal and rotary), sawing machine, electric motor, and arm tractor などの機械類については依然 CKD 輸入とする。

機械・エンジニアリング産業の分野で 487 品目について輸入関税の低減

上記の諸策に加え、機械・エンジニアリング産業の育成のために以下の諸策が進められている。

インドネシア国家規格 (SNI) の推進

政府部門による国産品優先調達

インドネシア工作機械開発センター(Machine Tools & Development Centre - Indonesia) や工業技術移転センター・ネットワーク(Industrial Technology - Transfer Center Network)などの機関と諸外国との技術協力の促進

機械・エンジニアリング産業内のリンケージの強化

2) 今後の政策

産業貿易省は、機械・エンジニアリング産業の競争力の強化と投資誘致のために、税制 優遇措置、法人税の軽減、低金利融資、手続きの簡素化などの一連の政策の導入を提案中 である。

現在、産業貿易省は、機械・エンジニアリング産業の事業環境の改善のために以下の策をさらに提案している。

部品産業、資本財産業の支援のために工作機械に対する輸入関税の撤廃機械・エンジニアリング産業の育成のために HS(Harmonized System)の改善輸入関税低減の程度とスケジュールを、品目のタイプ(原材料、半完成品、完成品)と競争力のレベルとに応じて決定する。

機械・エンジニアリング産業の今後の育成のために、以下の分野に開発の重点を置いている。

国際市場で競争力を有する機械

国内市場が成長しており、また代替需要がある。

インドネシアにおける技術水準が高い。(具体的には以下の技術:鋳物技術、製造技術、金属溶接技術、組立技術、金属成形技術、金属切削技術)

上記の優先分野の基準から優先製品として以下の3つのグループが挙げられる。

グループ1:国際市場で競争力を有する製品

Handling equipment, cold storage, industrial boiler, pressure vessel, heat exchanger, steel construction, electric motor & generator, pumps, water treatment plant

グループ2:国際市場で競争力を有するポテンシャルのある製品

Circuit breaker, industrial valve, food processing equipment, machinery & spare parts for paper plan, simple machine tools (for metal forming), basic machine elements (e.g., gear, shaft, bearing), industrial fan & blower, mechanical seal, construction equipment, (e.g., AMP, stone crusher), simple printing machine, transformer, (for power, distribution, & control), packaging equipment (e.g., bottling, canning, filling), dryer for agricultural products, spare parts for textile machinery, cutting tools for wood

グループ3:国内市場のために至急に育成すべき製品

Cooling tower, textile machinery (for preparation & finishing), tooling (molds, dies, jigs, & fixtures), machine tools for woods, machinery for rubber processing, machinery & equipment for palm oil processing plant, small diesel engine, forging products, machinery & equipment for plastic processing, casting products, machinery & equipment for sugar cane processing plant, hand tools, simple machine tools (for metal cutting)

5. 中小企業振興策

(1)中小企業の定義

インドネシアにおいては、いわゆる「中小企業」としての統一された定義はなく、共同 組合・小企業省、産業貿易省及び中央銀行が資産の規模をベースに、中央統計局が従業員 の規模をベースにして、それぞれの政策目的に従って定義している。貿易産業省は、製造 業については資産総額6億ルピア未満の企業を小規模企業としている。

担当部門 定 義 組合・小企業省 土地・建物を除く資産総額が2億ルピア以下であること、年間売上10億ルピ ア以下であること、インドネシア国籍保有者の所有であること、大・中企業 の子会社・支店でないことの条件を満たしていれば小規模企業と認められ る。(小規模企業法の規定) 製造業のうち 土地・建物を除く資産総額が 6 億ルピア未満であること、か 産業貿易省 つ 所有者がインドネシア国籍保有者のみであることの2条件を満たしてい れば小規模企業と認める。 商業・サービス業を定義し、 純正味資産額 2,500 万ルピア未満が小規模企 業、 2,500 万ルピア以上 7,500 万ルピア以下が中規模企業、 7,500 万ルピ ア超が大企業。 中央銀行 全産業を定義し、 土地・建物を除く資本金が 4,000 万ルピア以下、但し製 |造業は1億ルピア以下、かつープリブミが資本の 50%以上を所有し、役員の 過半数がプリブミであること、あるいは資本金の 75%以上をプリブミが所有 していることの2条件を満たせば小規模企業。 製造業を定義し、 従業員 4 人以下が零細工業、 5~19 人が小規模工業、 中央統計局 20~99人が中規模工業、100人以上が大規模工業。

表3-1-5 インドネシアにおける企業定義

産業貿易省の区分に従えば、インドネシアの製造業分野における小規模企業数は、1994年末(暫定値)で2,107,090社であり、その生産額は218,982億ルピアで、就業労働者数は、7,674千人である。

(2)小規模企業振興策

1)第6次5ヶ年開発計画(1994~98年度)における中小規模産業育成政策

過去の開発計画における中小規模企業育成政策は、表3-1-6にまとめた通りである。

表3-1-6 過去の主な中小規模産業育成政策

| 5ヶ年計画 | 中小規模産業育成の主眼点と関連事項 |
|--------------|---|
| Repelita I | 軽工業及び伝統工芸部門の育成計画のなかで中小企業の振興を図る。 |
| (1969-73年) | |
| Repelita II | 指導、生産設備の提供、融資、マーケティングをパッケージとしたトータル |
| (1974-78年) | な中小企業振興制度の導入。 |
| | 1973 年 KIK(小規模企業設備資金制度)、KMKP(小規模企業資金制度)導入 |
| | 1974 年 BIPIK(Bimbingan dan Pengmenbangan Industri Kecil、小規模工業指導振興 |
| | 事業)開始。Kredit Mini(農村部零細企業少額融資制度)導入。 |
| | 1978 年工業省内に小規模工業総局設置。 |
| Repelita III | 従来の支援策の強化と中小企業の組織化。セントラの全国への拡大。企業養 |
| (1979-83年) | 父制度の導入。 |
| | 1979 年政府調達の小規模工業への優先発注*1、特定業種の小規模企業専有 |
| | 制度 ^{*2} 開始 |
| | 1979 年 KK(Kredit Kelayakan、投資金融制度)導入。 |
| | 1979 年 LIK(小規模工業団地)、UPT(技術サービスユニット)設置。 |
| | 1980 年 Kredit Midi 導入。 |
| Repelita IV | 従来の支援策の強化および企業家の養成と政府機関・民間企業とのリンケ |
| (1984-88年) | ージの強化。 |
| | 小規模工業センターSENTRA (SENTRA Industri Kecil)を通じた小規模企業支 |
| | 援の開始。 |
| | 養父企業制度(Perusahaan Bapak Angkat)*3を奨励。発注・下請企業間の関係の |
| | 緊密化を図る。Repelita 段階では、まず国営企業が主導となり推進。 |
| Repelita V | 大能、技術、生産性の向上。雇用機会、事業機会、輸出を拡大し、経営能力 |
| (1989-93年) | と自立性の向上を図る。 SENTRA 、共同組合*4の育成拡大による組織化の |
| | 促進。企業養父制度の促進。 |
| | 1989 年国営企業の利益の 1~5%の小規模企業支援への利用制度導入 |
| | 1990 年 KIK、KMKP 新規貸出停止。 |

- 注)*1 政府機関、国営・州営企業などの公的機関の発注や購買に際して、国産品、プリブミ小企業、国内地場企業からの優先的調達が義務づけられている。受注者がプリブミ企業でない場合は、プリブミ小企業との協力体制を採らねばならない。
 - *2 一部の工業分野について大・中企業の参入を禁止している。小規模専用工業分野としては 145 業種が指定されている。
 - *3 発注・下請企業間の関係の緊密化をはかり、養父側である発注側が、財務や技術基盤の弱い下請企業に対し経営指導、技術指導、従業員トレーニングを行うことにより小規模企業の育成を図っている。第4次5ヶ年計画において国営企業を中心に進められた。その後、政府は外資を含む民間企業に対してもこの制度の導入を要請している。
 - *4 インドネシアでの小規模企業組織化政策は、まず SENTRA の育成を通じて進められたが、第5次5ヶ年計画(1989~1994年)からはSENTRA を発展させ、KOPINKRA(Koperasi Industri Kecil Kearjinan、小規模工業共同組合)の組織化に重点が移された。 KOPINKRA は、企業の集まった共同組合の形態を採り、組合員のための 製品の販売、 原材料・スペアパーツの購入、 資金調達、 メンバーの技術・経済力強化のための活動を共同で行うものである。

第6次5ヶ年開発計画においては、中小規模産業育成の目的は、 雇用の拡大、 事業機会の拡大、 所得配分の均衡化、 バランスのとれた事業経営と公的支援の関係、 僻

地の経済活動の活発化、 工業開発を支えうる中小企業の育成といった点に置かれる。中小規模産業育成は、大企業と中小企業間の相互互恵的な関係・パートナーシップの促進に重点を置いて進められ、政府は中小企業に対する法制面や体制面での支援を行っていくとしている。

計画期間中に実施される主なプログラムは、以下の通りである。

人的資源の質の向上

教育訓練は、Achievement Motivational Training、OJT 訓練、徒弟制度、経営者訓練・カウンセリングを通じて実施される。

家内工業、地方産業の育成

企業のグループ化、技能訓練・技術支援・情報提供、非営利団体の参加促進、インフラを含めた関連機関の協力、農民に対する技能訓練などの活動が実施される。

中小規模産業の育成

サポーティング・インダストリー、すなわち下請企業の育成に重点が置かれる。新規技術の導入支援、標準化の推進、技術・経営面での訓練、国内外の市場の要求に合った部品・サービスの開発、マーケティング支援、大企業とのパートナーシップの促進などの活動が実施される。

中小規模企業支援システムの整備

以下のような活動が実施される。

- ・教育訓練施設の改善、訓練方法のニーズに合わせた修正、産業界・非営利団体の参加拡大
- ・産業調査・開発の拡充、製品品質試験を含めた技術サービスの提供、UTP の活動強化
- ・工業団地による土地、ファシリティの提供及び中小規模産業開発のための各種支援
- ・金融機関による中小規模企業への融資拡大
- ・デザイン・センターの設立
- ・既存施設によるパートナーシップ拡大のための活動の強化
- ・家内工業・ハンディクラフト工業のグループ化の促進
- ・中央から地方へのエクスパートの移転の支援

2) インドネシアにおける小規模企業振興のための体制

インドネシアにおける小規模企業振興には、幾つもの省庁、機関が関係している。代表 的な省庁は以下の通りである。

- ・組合・小企業省
- ・産業貿易省
- ・労働省

- ・内務省
- ・農業省
- ・中央銀行 (Bank Indonesia)

なかでも中心的な役割を果たしているのは、組合・小企業省と産業貿易省である。

3)小企業法

組合・小企業省は、小企業育成の基本方針をとりまとめた小企業法を 1995 年 12 月 26 日に施行している。小企業法は、38 条から成り、以下の構成になっている。

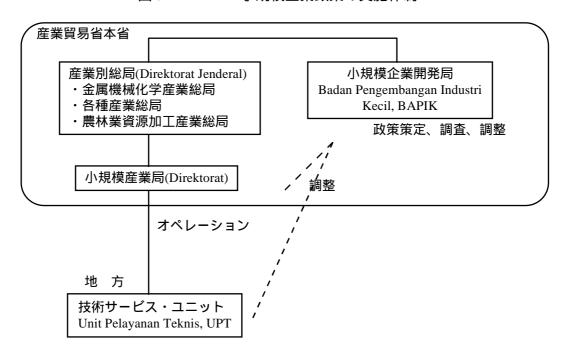
- 第1章 一般規定(第1条)
- 第2章 基礎・原則・目標(第2~4条)
- 第3章 範囲(第5条)
- 第4章 事業環境(第6~13条)
- 第5章 育成・開発(第14~20条)
- 第6章 資金手当・保証(第21~25条)
- 第7章 パートナーシップ(第26~32条)
- 第8章 調整·指導(第33条)
- 第9章 罰則規定(第34~35条)
- 第10章 行政による制裁(第36条)
- 第11条 終章(第37~38条)

この小企業法の特徴は、小企業を新たに定義したこと、小企業に対する支援策を従来の Bapak Angkat を含めて整理していること、制裁措置を規定していることなどである。

4)産業貿易省における小規模工業振興のための体制

産業貿易省の小規模企業開発局(Badan Pengembangan Industri Kecil, BAPIK)が、小規模企業開発に関する政策の立案、調査・研究、関連機関の調整を担当している。実際の振興プログラムの実施は、産業別の総局(Directorate General)のなかの小規模企業担当局 (Directorate)及び地方の出先機関が担当している。

図3-1-2 小規模企業政策の実施体制



5)実施中の小規模工業育成策

現在、産業貿易省により実施されている小規模産業育成策は、以下の通りである。

人的資源開発プログラム

7. 起業家育成

・起業家育成を通じた企業振興(Creation of Enterprises Through Formation of Entrepreneurs, CEFE)

CEFE 研修が実施されている。1992~95 年に 2,494 名の訓練が実施された。これは、独 GTZ が実施しているものをモデルとしている。

・モチベーション研修(Achievement Motivation Training)
AMT は、Repelita III から実施されているプログラムである。1995 年には 27 州で 2.400 名を対象に実施された。

イ. 経営能力育成

簡素経営者訓練プログラムは、資産 50 百万ルピア以下の小企業を対象に実施されている。これは、産業貿易省とインドネシア銀行、共同組合省、教育文化省と共同で実施されている。

ロ. 技術スキル育成

全国の Sentra で技術訓練が実施されている。インストラクターは、産業貿易省の BPPI から派遣されている。

Sentra は、一業種の小規模企業が集った地域である。農村部の一地域で自然に発

生し、コミュニティーの自発的、自助努力で育ったものと、都市計画と適合するようにリロケーションの形で都市部の一地域に計画的に造られたものとがある。

情報・マーケティング開発プログラム

ア. 情報開発

小規模企業に関する情報サービスを行う小企業情報システム(Warung Sistim Informasi, WARSI)が、Sukoharjo、Tasikmalaya、Fandar Lampungの3ヶ所に設置されており、WARSI は順次全国に展開していく計画になっている。

WARUSI は、インターネットを通じて小企業に関するデータベースを構築し、 情報を配布する計画である。

WARUSI の機能は以下の三つである。

- i)小企業に対する情報提供:市場(ユーザーに関する情報を含む)、技術、金融に関する情報を小企業に提供する。
- ii)小企業のプロモーション:小企業に対して自社をプロモーションする機会を提供する。
- iii)トレードポイントとしての機能:小企業のビジネス交渉、必要書類作成に 対する支援活動

WARUSI には大企業、小企業両者のダイレクリーなど業界情報のデータベースが構築される。大企業は購入を希望する部品のリストなどの情報、中小企業に関しては、企業情報、コンタクト・パーソン、E-Mail アドレスなどの情報が提供される。

PT Pos Indonesia がこのプロジェクトを支援している。PT Pos Indonesia は、現在、インターネットのプロバイダーとなっており、全国に約 300 のアクセスポイントを有しており、1997 年には 600 ポイントに拡張される予定である。WARUSIに必要なソフトウエアの開発も、現在、PT Pos Indonesia が行っている。

BAPIK は近々ホームページを開く予定であり、そのなかに WARUSI のホームページが開かれる。

WARUSI は、現在、パイロット・プロジェクトの段階であり、具体的なサービス内容、運営方法、運営体制などはこのプロジェクトを通じて模索中である。対象は小企業に限らず、中規模企業も対象とする方針である。中小企業に関するデータは、当面、15項目位である。企業名、住所、製品、価格、コンタクト

パーソン、電話、ファックス、E-Mail などを検討している。

このパイロット・プロジェクトがうまくいけば、民間セクターに移管して数も 拡大していきたいと考えている。

イ. マーケティング開発

市場へのアクセス拡大、試作品製作などに対する支援が実施されている。

パートナー開発プログラム

大中規模企業による製品購入、製品販売、生産委託、支援など小規模企業と大中規模企業との間のパートナーシップの深化が進められる。

具体的には、企業養父パートナー企業相互交流フォーラムの開催、表彰制度 (UPAKARTI)、バリ宣言参加企業による活動などが実施されている。

企業養父制度は、小規模企業を支援する公共あるいは民間の個人、組合、機関をさす。支援内容は、マーケティング、原材料、訓練、出資などである。1993 年 2 月 23 日までの Bapak Angkat の実績をみると、14,645 の Bapak Angkat が 90,819 の小規模企業を支援している。

技術・品質管理システム向上プログラム

イ 技術向上

技術訓練による人材育成と BPPI を通じた生産システム・機器開発が進められている。

1. ISO-9000 品質管理システム運用向上

ISO-9000 導入に関しては、P.T. Sucofindo、ABIQA、B4T-QSC などの品質管理システム認定機関と共同で支援が行われている。

N. 小規模企業品質管理 OC サークル

広い範囲での小規模企業の品質を向上させるため、小規模企業 QC サークル (Gugus Kendali Mutu, GKM)の強化が図られる。

小規模企業イニシャティブ振興プログラム

- イ. 女性の役割向上
- ロ. 小規模企業共同経営グループ(Kelompok Usaha Bersama, KUB)の振興
- ル イスラム塾の振興

小規模企業汚染防止プログラム

小企業サービス機関(Lembaga Pelayanan Industri Kecil, LPIK)育成プログラム

イ. 技術サービス・ユニット(Unit Pelayanan Teknis, UPT)強化

UPT は、産業貿易省の下に設置された技術サービスを提供する公共機関である。 UPT は小規模企業を支援するために必要な要員と機器が配置されている。1993 年の資料によると 24 州に 108 ヶ所ある。UPT は、各々特定の業種に特化してい る。主な業種は、エンジニアリング、機械、木材、ラタン、繊維などである。 数は少ないが 2 品目以上の業種をカバーする UPT もある。

□. ミニ工業団地(Lingkungan Industri Kecil, LIK)、小規模企業ヴィレッジ(Perkampungan Industri Kecil, PIK)、小規模企業ワーク・ファシリティ(Sarana Usaha Industril Kucil, SUIK)の開発

Repelita III 以降、小規模企業向け工業団地が建設されており、現在、LIK は 7 州に 15 ヶ所、PIK と SUIK は各 21 ヶ所ある。これらの工業団地には前述の UPT が併設されている。但し、なかには経営上の問題から UPT が閉鎖されているケースもある。

しかし、小規模企業向け工業団地整備は、政府の資金負担が大きいこと、入居 企業にとっても工業団地入居費用がかかることなど多くの問題を抱えている。

その他、BAPIK は、中小企業開発プロジェクト(Proyek Penembangan Industri Kecil Menengah, Proyek PIKM)において調整役の役割を果たしている。PIKM は、BIPIK を継続発展させたものである。PIKMでは、 人材の育成、 起業家の育成、 品質管理能力の向上、 UPT などのサービス機能の向上、 相互関係、パートナーシップの深化、 マーケティング・プロモーションなどが中心的活動である。1995/96 年度予算では、総プロジェクト予算 281.5 億ルピアのうち、10.5%が BAPIK に、10.5%が産業貿易省の産業別総局に、残りが地方政府に配分されている。

6)中小規模産業育成策をめぐる問題点

小規模企業は、余剰労働力の吸収、地方開発・地方の所得向上面で重要な役割を果たしている。しかし、一方で組立産業への部品供給というサポーティング産業としてインドネシア工業の近代化、競争力向上に果たす役割も期待されている。インドネシア政府も、中小企業育成に関しては、両者を2つのグループに分けて育成策を考えている。

サポーティング産業としての中小企業育成という面で考えると、現在の中小企業の技術力、経営能力は、極めて不十分であると言わざるをえない。特に品質面での向上、生産技術面の向上が緊急の課題となっている。インドネシア政府は、中小企業育成に関しては、国営・民間の大企業による支援を政策の中心に置き、中小企業の自助努力を重視する政策を採っている。従って、これらに対しては、 市場メカニズムに基づいた下請関係を促進する環境の整備、 技術支援、教育訓練を通じた中小企業の技術向上と意識改革、 中小企業発展に必要な各種ファシリティの整備といった面でのインドネシア政府の支援策の

強化が必要となっている。

インドネシアにおける中小規模産業育成に関する政策上の問題点としては、以下の点が 指摘される。

省庁間の調整のとれた支援策が実施されいない。

融資については中央銀行、教育訓練に関しては労働省、産業貿易省、技術支援については産業貿易省と担当官庁が分かれている。

また、中小企業に関する定義も省庁により異なっている。なお、サポーティング産業 の育成という観点からみると現在の定義による小規模企業の企業規模は小さすぎる。よ り規模の大きい企業も対象となる制度の導入も検討する必要がある。

支援策のデュプリケーション

類似した制度が各種あり、幾つかの機関が同じような目的の支援策を実施している。 既存の制度を整理すると同時に、支援の内容も産業界のニーズに合った形でより近代化 していく必要がある。

施設・設備の老朽化

産業貿易省の施設でいうと UPT の機械・設備は老朽化しているものも多い。機械類は、金額も高い上にライフサイクルが短くなっており、設備近代化上のネックとなっている。また、研究開発機関の設備も古いものが多く、検査、研究開発支援体制が不十分になっている。

第2節 技術開発政策

1.インドネシアの技術開発体制

1980年代の後半の財政緊縮政策の影響などにより、インドネシアでは科学技術の分野には長期にわたり十分な投資が行われてこなかった。そのため科学技術政策の理念に比べて試験研究機関の整備及び人材の育成などがなかなか進まなかった。

技術評価応用庁(BPPT)の取りまとめたレポート(Science and Technology for Industrial Development)によると、1991 年時点における民間部門及び政府部門を含めたインドネシア全体の研究開発費の GDP に占める割合は、0.2%程度で、米国や日本に比べると 10 分の 1程度、韓国、台湾などの NIES と比べても相当低いレベルにある。

科学技術関係機関としては、研究技術担当国務大臣(Menteri Negara Riset dan Teknologi, MENRISTEK)、及びその事務局(RISTEK)、各省庁傘下の試験研究機関及び国営企業の試験研究機関、どの省庁にも属さない大統領直属の機関であるインドネシア科学院(Lembaga Ilmu dan Pengetahuan Indonesia, LIPI)、科学評価応用庁(Badan Pengkajian dan Penerapan Teknologi, BPPT)、原子力庁(Badan Tenaga Atom Nasional, BATAN)、航空宇宙研究所(Lembaga Antariksa dan Penerbangan Nasional, LAPAN)、インドネシア国土地理院(Badan Koordinasi Survey dan Pemetaan Nasional, BAKOSURTANAL)、中央統計局(Buro Pusat Statistik, BPS)、および大学などがある。

科学技術関係諮問機関としては、大統領に対する諮問機関として設置されたインドネシア科学アカデミー(Asosiasi Ilmu Pengetahuan Indonesia, AIPI)、研究技術担当国務大臣の諮問機関として設置された研究諮問委員会(Dewan Riset Nasional, DRN)、標準化を担当する標準委員会(Dewn Standardisasi Nasional, DSN)がある。1991 年に創設された AIPI は、研究・技術開発に関する政府・関連機関に対する助言を行っている。1984 年に設立された DRN は研究・技術開発に関する主要プログラムの調整、策定、モニター、及び評価を行っている。

産業技術開発を促進する政府の体制は、技術評価応用庁(BPPT)、戦略企業庁(BPIS)、インドネシア科学院(LIPI)の一部、産業貿易省傘下の研究開発機関、主要大学などである。

BPPT は、1975 年にプルタミナから分離独立されたもので、海外の技術を中心に技術を評価し応用するための研究開発を行っている。研究技術担当国務大臣が長官を兼務しており、インドネシアの科学技術振興の中心的な役割を果たしている。BPPT は、基礎科学でなく、産業に直結した技術に重点を置いている。その研究分野は非常に横断的であり、他の省庁の所管分野の技術開発にも関与している。

LIPI は、研究技術担当国務大臣の監督下にあり、基礎科学分野の研究開発だけでなく、近年では産業技術の開発が主流となりつつある。他省庁及び民間への各種技術サービスも実施している。工業標準化に関連した企画、調整機能も果たしている。

戦略企業庁(Badan Pengelola Industri Strategis, BPIS)は、航空機、造船、兵器などインドネシアの産業育成上、重要かつ基幹的な 10 社の国営企業を傘下に集め、保護・育成を図っている。長官は研究技術担当国務大臣が兼務している。

1978 年以来ジャカルタ郊外のスルポン Serpong 地区に科学技術開発センター (PUSPIPTEK)が建設された。同地区には、インドネシア科学院の校正・器具・計量研究所、応用化学研究所、原子力庁、技術評価応用庁の建設試験研究所、天然資源・エネルギー研究所、空気・ガス・振動研究所、航空宇宙研究所などが立地している。

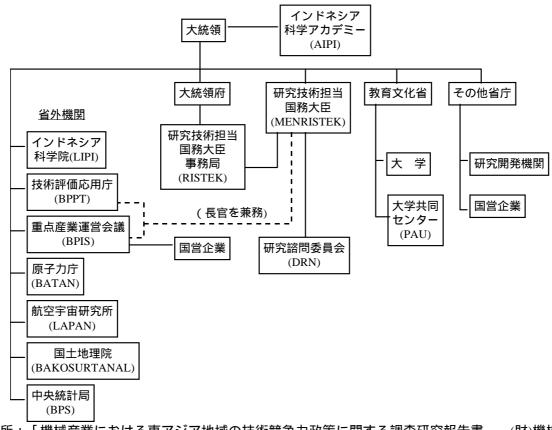


図3-2-1 インドネシアにおける技術研究開発組織体制

出所:「機械産業における東アジア地域の技術競争力政策に関する調査研究報告書」、(財)機械振興協会・経済研究所、1995 年 5 月

2 . 産業貿易省の研究開発機関

(1)産業貿易省の研究開発機関の構成

産業貿易省傘下の研究開発関連機関としては、以下の3者が挙げられる。

工業開発研究所

旧工業省傘下にあった各種セクター別の研究開発機関。全国に9ヶ所ある。

工業試験所

旧工業省傘下にあった地域別に立地する工業試験所。全国に 13 ヶ所あり、現在 2 ヶ所が準備中。

製品試験所

旧商業省傘下にあった製品試験所。全国に24ヶ所ある。

工業開発研究所の主な活動は、以下の通りである。

R&D 活動

イ.技術・技能

材料利用、技術応用管理、製品・プロセス変更及びイノベーション、機械・機 器製造、パッケージング、産業廃棄物防止

口.設計及び工業エンジニアリング

機械・機器製造、工場建設に関するシステム・インテグレーション

八.工業標準化

標準の編纂・加工

二.製品デザイン

バテッィク、ハンディクラフト、セラミック、皮革、ゴム、プラスチック製品

ヌ.工業に関連する問題

エネルギー保全、生産性向上、生産設備の F/S 及び活用

技術サービスの提供

イ.素材・製品試験

SII/SNI 申請、輸出製品の品質の監督、検査機器のカリブレーション

口.研究及び研究成果の応用

技術技能、設計・工業エンジニアリング、標準化、製品デザイン、工業に関する問題

八. 品質保証制度による品質の監督と向上

強制あるいは任意の品質管理、プロセス・素材・機器の向上を通じた品質向上、 品質保証及び素材・機器試験の検査

二.設計及び工業エンジニアリング

機械・機器製造、工場建設に関するシステム・インテグレーション

ホ.産業廃棄物に関する問題処理

機器製造、大気状況モニタリング、産業廃棄物試験などによる廃棄物防止へ.技術・技能面でのコンサルティング・情報提供及び教育訓練素材用途・製造プロセス・腐食防止・産業廃棄物防止・工場建設拡張に関するコンサルティング及び情報提供、技術プロセス・機械機器オペレーション・生産テスト及び運営に関する教育訓練

図3-2-2 産業貿易省傘下の研究・検査機関

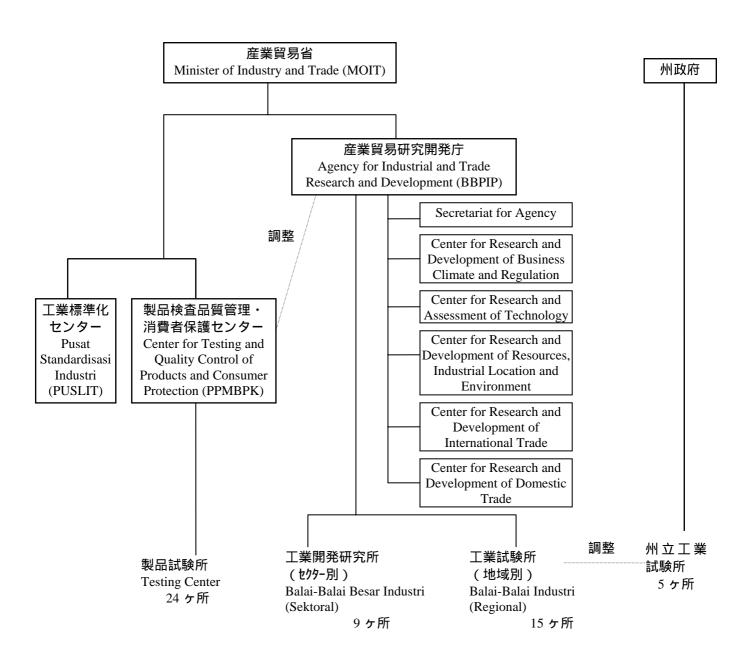


表3-2-1 工業開発研究所リスト

| 工業開発研究所名 | 所在地 | 専門分野 |
|--|------------|--------------------|
| 1.Balai Besar Penelitian dan Pengembangan Industri Kimia (BBIK) | Jakarta | 化学 |
| 2.Balai Besar Penelitian dan Pengembangan Industri Hasil Pertanian (BBIHP) | Bogor | 農産物加工 |
| 3.Balai Besar Pengembangan Industri Logam dan Mesin (BBLM) | Bandung | 金属、機械 |
| 4.Balai Besar Penelitian dan Pengembangan Industri Tekstil (BBT) | Bandung | 繊維 |
| 5.Balai Besar Penelitian dan Pengembangan Industril Selulosa (BBS) | Bandung | セルロース |
| 6.Balai Busar Penelitian dan Pengembangan Industri Bahan dan Barang Teknik (B4T) | Bandung | エンジニアリン グ、工業材料 |
| 7.Balai Besar Penelitian dan Pengembangan Industri Keramik (BBK) | Bandung | セラミック |
| 8.Balai Besar Penelitian dan Pengembangan Industri Barang Kulit, Karet dan Plastik (BBKKP) | Yogyakarta | 皮革、ゴム、プラス チック |
| 9.Balai Besar Penelitian dan Pengembangan Industri Kerajinan dan Batik (BBKB) | Yogyakarta | ハンディクラフ ト、バティック |

出所: 「Profil Kemampuan Balai Besar Penelitaian dan Pengembangan Industri」、Badan Penelitian dan Pengembangan Industri、1995 年 2 月

表3-2-2 工業試験所リスト

| 工業試験所 | 所在地 | |
|---|---------------|--------------|
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Banda Aceh (BIBA) | Banda Aceh | 畑作、農産物加工 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Medan (BIMD) | Medan | 化学、金属、機械、パー |
| | | ム油、繊維 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Palembang (BIPA) | Palembang | 農産物加工、零細産業、 |
| | | 化学、電子産業 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Semarang (BISM) | Semarang | 環境科学、農産物加工、 |
| | | 繊維、機械 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Surabaya (BISB) | Surabaya | 非鉄金属、食品、繊維、 |
| | | ハンディクラフト |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Banjar Baru (BIBB) | Banjar Baru | 木材、ラタン、農産物加 |
| | | I |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Ujung Pandang | Ujung Pandang | 農産物加工、水産加工、 |
| (BIUP) | | 建設資材 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Manado (BIMN) | Manado | 農産物加工、水産加工、 |
| | | 建設資材、ヤシ加工 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Ambon (BIAM) | Ambon | 海産物加工、カユプテ加工 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Tanjung Karang | Tanjung | 農産物加工、ハンディク |
| (BITK) | Karang | ラフト |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Padang (BIPD) | Padang | 農産物加工、林業、鉱 |
| | | 物、水産加工、環境 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Pontianak (BIPO) | Pontianak | 果実、食品、飲料 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Samarinda | Samarinda | 食品、ハンディクラフト |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Jayapura | Jayapura | 準備中 |
| Balai Penelitian dan Pengembangan Industri Pakan Baru | Pakan Baru | 準備中 |

出所:「Profil Kemampuan Balai Besar Penelitaian dan Pengembangan Industri」、Badan Penelitian dan Pengembangan Industri、1995 年 2 月

地方の工業試験所は、表3-2-2に示した通りである。ジャヤプーラ Jayapura とパカンバル Pakan Baru の工業試験所が、現在、プロジェクトとして準備中である。

地方工業試験場の強化に関しては、以下のプロジェクトが進行中である。

1996年3月に承認されたアジア開発銀行の融資プロジェクト Industrial Technology and Human Resources Development Project は、産業貿易省傘下の7つの工業開発研究所と同時に Ambon の工業試験所の強化も予定している。Ambon 工業試験所の強化は、96年6月に開始される予定である。同プロジェクトでは、製品検査・廃棄物検査を含めた海産物の加工技術強化を目的としている。同地の海産物加工製品は輸出ポテンシャルが高いと考えられ、同産業の強化が主な狙いとなっている。

Semarang の工業試験所については、世銀の融資プロジェクトにより環境及び金属試験の強化が図られる予定になっている。中部ジャワは鋳物など金属を中心とした中小企業が集まっている。これらの産業の強化が主眼となっている。

Medan の工業試験所については、ドイツの GTZ の援助により環境及び金属試験の強化が実施されている。

その他、工業試験所の強化でプライオリティの高いものは、Palembang と Padang である。前者は、アグロ・インダストリーの大手企業向けに部品を生産する中小企業育成、後者は、同地の大手国営企業の発展を通じた中小企業育成が狙いとされる。

州立の工業試験所は、表3-2-3に示した通りである。

表3-2-3 州立工業試験所リスト

| 州立工業試験所名 | 所在地 |
|---|---------|
| 1. Balai Penelitian Tekstil Jakarta (BTJ) | Jakarta |
| ジャカルタ州立繊維工業試験所 | |
| 2. Balai Penelitian Bahan Bangunan Jakarta (BBBJ) | Jakarta |
| ジャカルタ州立建設資材工業試験所 | |
| 3. Balai Penelitian Kerajinan Jakarta (BKJ) | Jakarta |
| ジャカルタ州立ハンディクラフト工業試験所 | |
| 4. Balai Penelitian Tekastil Medan (BTMD) | Medan |
| メダン州立繊維工業試験所 | |
| 5. Balai Penelitian Logam Medan (BLMD) | Medan |
| メダン州立金属工業試験所 | |

出所:「Profil Kemampuan Balai Besar Penelitaian dan Pengembangan Industri」、 Badan Penelitian dan Pengembangan Industri、1995 年 2 月

3.標準化

(1)標準化の制度

インドネシアにおける標準化は、国家標準化評議会(Dewan Standardisasi Nasional, DSN)が国家的調整を行っている。国家標準化制度(Sistem Standar Nasional, SSN)の中心となっているのはインドネシア国家規格(Standar Nasional Indonesia, SNI)である。

規格制定は、各規格制定技術機関に設置される技術委員会によって規格案の骨子が作成される。 提案された規格案は、 DSN によって承認される。 LIPI 内の Institute for Standardization (LIPI-PUSTAN)が DSN の事務局となっている。

規格の作成、実施に関しては SSN に参加する各関係省庁、機関が担当している。工業関係の規格に関しては産業産業省の PUSTAN が標準化事業の担当機関となっている。産業貿易省は、インドネシアの標準化に重要な役割を果たしている。旧工業省は、SNI の 7 割以上を管轄していた。規格制定にあたっては、産業貿易省傘下の研究所または地方試験所がドラフトを作成し、PUSTANが組織する技術委員会で審議した上で DSN に提出される。

PUSTAN の専門委員会には以下の産業別の委員会がある。

Machinery, Shipbuilding & offshore construction, Automobiles, Textiles, Electrical, Electronic, Agrochemical, Metallic materials & products, Food & beverages, Rubber, Leather & plastic, Chemicals, Sports, Office & school equipment, Pulp & paper, Packaging, Non-metallic building

(2)認定・認証制度

SNI マークは、SNI に適合する製品を製造している企業が、 その適合する製品を継続的・安定的に製造できる能力があることを品質システム認証機関(Quality System Certification Body)に認証してもらい、 その製品が SNI に適合していることの証明を試験所(Testing Laboratory)から受け、 こららの証明書を添えて製品認証機関(Product Certification Body)に申請する。この申請手続きにより認可されれば、当該製品に SNI マークを表示できる。

表 3 - 2 - 4 SNI の分野別件数

| | Classification | Number of SNI* |
|-----|--|----------------|
| 1. | Agricultural and food products | 260 |
| 2. | Material and implements used in agriculute | 96 |
| 3. | Building and construction | 227 |
| 4. | Electrotechnical engineering | 227 |
| 5. | Mechanical engineering | 449 |
| 6. | Chemical engineering | 486 |
| 7. | Metals | 250 |
| 8. | Textile | 222 |
| 9. | Automotive engineering | 144 |
| 10. | Shipbuilding | 186 |
| 11. | Railway engineering | 11 |
| 12. | Domestic wares | 116 |
| 13. | Mining | 0 |
| 14. | Pulp and papers | 114 |
| 15. | Ceramics | 118 |
| 16. | Medicine and medical equipment | 24 |
| 17. | Medicine, cosmetic and medicine equipments | 0 |
| 18. | Energy and radio activitiy | 12 |
| 19. | Basic standards and miscellaneous | 173 |
| | Total | 3,115 |

注:*1994年2月28日現在。

出所:「インドネシア共和国工業標準化・品質管理推進基本計画調査」、 JICA、1995年

第3節 金融制度

1.金融制度の現状

(1)銀行

1)銀行政策

インドネシアにおける銀行業務に関する規制緩和は、1983年に国立銀行の預金および貸出金利の自由化、貸出枠規制の撤廃、外貨預金の利子諸税の撤廃が行われたのを皮切りに、1988年10月にはPAKTO88と呼ばれる金融・銀行部門の大幅な規制緩和包括政策が実施された。

PAKTO 88 では、20 年にわたって禁止されてきた外国銀行とインドネシア民間銀行の合弁銀行の設立が認められ、また既存外国銀行の支店開設もジャカルタ以外に、地方 6 都市にも認められるようになった。更に外為公認銀行では全ての支店において外為業務を行えることになった。同時にオフショアからの長期資金調達を制度として保証することにより、国内の長期資金不足に対する対処も盛り込まれた。

引き続いて 1989 年 3 月には金融機関の外貨借り入れ規制が緩和されたこともあり、民間商業銀行が急増し、1988 年末に 63 行であったものが、1995 年 3 月末においては 206 行となっている。しかしながら上位 15 行程度を除けば、極めて小規模な銀行が多く、経営基盤は脆弱である。

この間 1991 年 2 月には BIS 基準による自己資本比率規制、大口融資規制、為替持高規制の導入、銀行経営健全性規定の制定、報告義務の設定等、中央銀行による銀行規制の強化も図られてきた。

一方、1992年3月には新銀行法が制定され、全ての銀行は商業銀行と地方信用銀行に区分されることとなり国立商業銀行5行・国立開発銀行・国立貯蓄銀行は株式会社化されて、すべて国営商業銀行となった。また大蔵大臣による銀行免許制も維持され設立要件が明確化されると同時に、健全性確保のための中銀の監督権も明確にされた。

1992 年 10 月の政令で、最低資本金の引き上げ、役員等の経営陣に関する制限等が実施されたが、また一方で民間商業銀行の上場株式の 49%まで、国営商業銀行も 25%未満まで外国企業の保有が認められることになった。

この様に、インドネシアにおける銀行行政は規制の緩和と強化を繰り返しつつ、全体と

しては緩和の方向にあると言える。しかしながら、1990年の民間商業銀行による為替投機 損失事件、1992年のBANK SUMATRA の清算、1993年の国営商業銀行の不良債権問題、 近時における不良債権の続出など、銀行および銀行システムの健全性に多くの問題があるのも 事実であり、公共の利益を守り、適正な成長を達成し、インドネシアの経済成長を促進で きる存在にするために、中央銀行を通じて銀行経営の改善、健全性の回復に努めている。

一方で銀行の内部監査システムの遵守の徹底を求めつつ、国営銀行監査チーム(State Bank Supervision Team)や商業銀行に特別行動隊(Special Task Forces)を組織し、不良債権の回収と新規発生の防止を行おうとしている。更に経営改善の実効が上がらない銀行に対しては、経営者の責任追求を厳しく行い、最終的には当該行の他行への売却、吸収合併をも含む強行手段に訴える権限が中央銀行に与えられている。

1995/96 年においては、金融国際化による競争の激化に対応し、ノンバンクによってもたらされる多様化された資金調達機会の増大を図るため、銀行システムの質的強化に努力が傾注された。すなわち、銀行の新設に際しては、より厳しい条件が付加されることになり、外国為替銀行に対する資本金や自己資本比率の引き上げが要求され、また銀行に対する合併や統合への説得が続けられた。

2)銀行の種類および店舗数

1996年3月末現在でインドネシアには240の商業銀行と9,278の地方信用銀行が存在しているが、その内訳および店舗数は次のとおりである。

表3-3-1 インドネシアにおける銀行数と店舗数

| 銀行の種類 | 銀行数 | 支店数 |
|---------------|---------|---------|
| 商業銀行 | | |
| 国営商業銀行 | 7 | 1,639 |
| 州営商業銀行 | 27 | 706 |
| 民間商業銀行(外為銀行) | 77 | 3,433 |
| 民間商業銀行(非外為銀行) | 88 | 818 |
| 合弁銀行 | 31 | 52 |
| 外国銀行 | 10 | 102 |
| (小計) | (240) | (6,750) |
| | | |
| 地方信用銀行 | (9,278) | |

出所:「Report for the Financial Year 1995/96」、Bank Indonesia、1996年

まず指摘できるのは、商業銀行のネットワークの急速な拡張である。1992 年末と 1996 年3月末の店舗数を比較すると、商業銀行の場合 21%の増加を示しており、一方、地方信 用銀行は5%の伸びに留まっている。なかでも民間商業銀行の店舗数は同時期に24.7%増加し、国営商業銀行の伸び(14.6%)をはるかに上回るネットワークの拡張を実現している。一方、過去3年間における新設銀行の数をみると、地方信用銀行は483行となっており、商業銀行は20行に留まっている。しかしながら、地方信用銀行は大部分が小規模かつ零細な機関であり、比較的規模の大きい民間商業銀行は店舗数を増やすことによりサービスの拡大を図っていることが指摘できよう。

次に顕著な傾向として、銀行店舗のジャワ島への極度な集中が挙げられる。1996 年 3 月現在で、インドネシアの全銀行店舗の 71.6%がジャワ島に位置していると言われている。 なかでもインドネシアの全商業銀行店舗の 46.2%がジャカルタと西ジャワに位置してい るが、民間商業銀行の場合その比率は更に高く、全店舗数 4,251 に対し 2,259 店舗と実に 53.1%を占めている。これに対し国営商業銀行では、2,345 店舗中 732 店舗と 31.2%となっ ている。ジャワ以外の銀行店舗分布をみてみると、バリが 4.8%、北スマトラが 4.2%、南 スラワジが 2.5%であり、ジャワとの格差が余りにも大きい。

(2)資本市場

1)株式市場政策

1958年に一端閉鎖された証券取引所は、1976年の大統領令をうけて、翌 1977年にジャカルタで再開された。市場再開に先立ち 1976年 12月に資本市場監督庁(BAPEPAM)が設置された。1987年 10月にいたり、株式市場の規制緩和が発表され、さらに 1988年には証券市場の解放政策がとられたため、1987年までは 24社に留まっていた上場会社数も、1990年に入ると増加し始めるようになり、また 1988年には民営第一号としてスラバヤ証券取引所も開設された。

1988 年当時の株式市場の規制緩和措置の主なものは次の通りである。 外国人による公開企業の株式取得を発行済株式総数の 49%まで解放 上場基準の緩和および手続きの簡素化 店頭市場の開設 値幅制限(4%)の撤廃

また株式市場活性化のために、銀行預金利子に15%の源泉分離課税が導入され、株式市場への資金流入が誘導された。

1990年8月にはジャカルタ市場はピークを迎え、その後株価が下落に転じたのを受けて、同年11月には、証券取引に関わる監督・運営の責任分担の明確化および証券ブローカー免許の審査基準の見直しを主な内容とする証券関連政策が発表された。

1991 年 12 月にジャカルタ証券取引所の民営化移行がおこなわれ、1992 年 4 月からは、従来 BAPEPAM が担当してきた取引運営業務がジャカルタ証券取引所に移管された。さらに 1993 年 12 月にはインドネシア銀行と BAPEPAM により、独立した格付け機関である PEFINDO が設立され、1995 年 3 月末までに 2 社についての格付けを発表している。また 1994 年 2 月からは KDEI (集中決裁機関)による集中決裁も一部開始されている。

証券市場の活性化と法的安全性を高めるために、スラバヤ証券取引所と店頭市場との合併が現在検討課題となっている。

1995年11月には、資本市場の将来の発展に対する法的基盤を提供するために、"資本市場に関する1995年法第8号"が制定され、国内投資家の基盤を引き上げるためにオープン式投資信託会社の設立を奨励し、これら投資信託会社について外国資本の100%所有を認めた。さらに証券会社の外資比率も最高85%に引き上げられた。また同時に投資家の保護や株式市場の透明性確保を目的とした様々な施策が取られている。

2)債権市場政策

インドネシアの債権市場は、1983年の道路公団による起債に始まり、その後国立商業銀行、政府系金融機関、地域開発銀行、民間企業などがこれに続くことになったが、現在のところ国債は発行されていない。

政府機関債、地方債、事業債などの内容は下記のとおりである。

引受形態: 証券会社によるシンジケート団方式

発行形式: 利付債、変動利付債で通常5年

売却制限: 特に無し

券面: 無記名式本券

(3)金融会社

リース会社、ファクタリング会社、消費者金融会社、ベンチャー・キャピタル、クレジットカード会社がこの分野に含まれるが、1995 年末現在で対前年比 48 社増の総計 254 社が営業を行っている。このうち 198 社はインドネシア系の民間会社であり、2 社は国営企業で、残る 54 社が外国企業との合弁企業となっている。単一に事業を行っているのは約60 社であり、その他は複数の金融取引を行っているが、リース業に従事している会社が最も多くなっている。

これらの金融会社は、新株の発行、借り入れ、債券発行、合弁相手先の外国企業からの借り入れにより、原資となる資金を調達している。1995年には資本金額は前年比 23.8%増の 4.3 兆ルピアに達し、一方借り入れは、国内およびオフショアを合わせて 56.6%増の 19.7 兆ルピアとなっている。さらに借入額のうち 57%は国内調達となっている。一方、金融会社の総資産は 1995年末には 23.4 兆ルピアに達し、純投資額は 18 兆ルピアであった。

(4)保険会社

1995年8月においてインドネシア国内に存在する保険会社および再保険会社は155社であった。その内訳をみると、96社が総合保険、50社が生命保険、5社が社会保険、4社が再保険となっている。また合弁会社は28社あり、16社は損害保険会社で、残る12社が生命保険会社であった。

同年において、73 の保険ブローカー、21 の海上保険精算人、18 の保険数理士が活動しており、これら 112 社も保険業界を構成している。

1994年末における総保険料は5.9兆ルピアで、これはGDPの1.5%にあたっている。 また同年の保険会社の総資産は14.4兆ルピアで、この約45%の6.5兆ルピアが社会保険会 社によって保有されている。

(5)年金基金および質屋

年金基金の有用性を確実なものにするために、1995年2月に政府は大蔵大臣政令を出し、 年金基金運用者に対し、独立した公認会計士による検査を受けた財務および運用報告書の 提出を義務付けた。また雇用者による年金基金に対しては、基金の基盤および支払能力を 強化し、固定恩典の継続性を確保するよう求めた。さらに年金基金の投資についても規制 を出したが、それによると、株式投資および期間1年未満の約束手形での運用は総運用額 の20%以下とし、不動産への投資も15%以下に規制された。また遠隔地の年金基金の場 合を例外として、1社向け投資額も10%以下に抑制することとなった。

1994年12月までに、1992年の新法による年金基金の再設立申請が521件出されている。 このうち508件は雇用者による年金基金であり、残る13件は独立した基金となっている。 また417件が民間企業によるものであり、104件は国営企業の基金である。このうち141件の雇用者運営年金基金と16の金融機関年金基金が認定されている。

政府に提出された財務報告書によると、1994年において 8.2 兆ルピアの年金資金が投資に回されたが、うち定期預金による運用が最大であり、全年金基金資産の 74.1%に達している。

インドネシアにおいては国営質屋が、低所得層にローンの機会を保証している。国営質屋は正式に公社として再編されており、質以外にも宝石の鑑定や貴重品の保管サービスも行っている。1995年には582店舗に前年比13%増の約476万人の顧客があり、貸出総額も35%増の1.4兆ルピアとなった。年末の貸出残高は3,320億ルピアであった。一件あたりの貸出限度額は2,000万ルピアで、月利は貸出額により2.5%から3.5%となっている。

今後5年間の国営質屋展開に関する政府目標は、他の金融機関のサービスを受けにくいジャワ以外の地域における支店網の拡大により、顧客数を増やし、また貸付限度額を段階的に引き上げることにより、期間中に平均年率20%の貸出増加を図ることにある。

2.金融政策の現状

(1)一般金融政策

インドネシアにおける金融政策の基本は、インフレ防止のための引締政策である。インフレを抑制しつつ経済の発展をめざすため、国内経済の効率化が重要政策目標となっている。この観点から政府は上記「1.金融制度の現状」の項でみた、一連の金融制度改革および金融市場の育成を行ってきたが、未だその途上にあると言えよう。

インフレ抑制のための通貨供給量のコントロールは、中央銀行証券証書(SBI)の割引率の操作で行われている。割引率の決定に際しては、オフショア・レートと国内レートの差を妥当なものとし、国内レートを下げすぎることによる過剰な需要の惹起と資金の国外流出を回避し、また逆に急激に上げすぎることによる投資意欲低下と投機的な短期資金の過剰な流入を阻止することに最大の注意が払われている。

また同時に、建設や住宅などのハイ・リスク分野に対する過剰な融資を行わないよう銀行を指導することによっても、通貨供給量の抑制を達成しようと努力している。

さらに制度融資についても、1990年に、限定的な3分野向けを除き全て廃止されたが、これも制度金融利用の急増による、いわゆるフレシュ・マネーの流入による通貨供給量の増加を阻止するための一方策であった。勿論、低利の制度融資資金を借り入れて、株式投資や高金利の定期預金で運用する例が多くみられたことや、また中央銀行の低利融資の急増に伴う財政負担を軽減することも目的ではあったが、高インフレを恐れた結果でもあった。

(2)中小企業向け金融政策

インドネシアの中小企業向け金融政策は「選択的融資政策」としてスタートし、従来、 有利な条件で利用できる様々な制度金融が準備されていた。

すなわち、中規模企業向けの設備資金を貸し付ける KI および運転資金を貸し付ける KMK、小規模企業向けの設備資金を貸し付ける KIK および運転資金を貸し付ける KMKP、世界銀行の資金供与による村落の小企業の工業開発のための制度金融である KUPEDES などがそれである。しかしながらこれらは、前述のように、1990 年 1 月の総合金融政策 (PAKJAN 90)によって、新規の供与が停止され、現在では中小企業向けの制度金融制度 はいくつかの例外を除き存在しない。

Pakjan 90 の導入は、制度金融が低金利であったため、銀行による大衆からの預金獲得努

力を阻害し、また急激な融資需要の増加をもたらせ、その結果銀行が選択的で公正な融資 手続きを無視し始め、ついには制度金融融資において不公正な動きを見せたために、これ を是正することも大きな理由であった。

1990 年の Pakjan により、小企業向け融資政策は、銀行自身の資金による融資と中央銀行の制度融資による共同体向け融資の2つに大別されることになった。

銀行自身の資金による小企業向け融資として、Pakjan90 では全銀行融資の 20%を小企業向けに融資しなければならないこととした。これが KUK とよばれるスキームである。KUK スキームでは、土地・建物を除く総資産が 6 億ルピア以下の企業に対し、最高 2 億 5,000 万ルピア (1993 年以降。当初は 2 億ルピア) を貸し付けることになっている。

共同体向け制度金融は、(ア)農民向けの農耕資金貸付、(イ)共同体向けの食料購入資金貸付、(ウ)共同体メンバー向け貸付の3種類となっている。とくに共同体メンバー向け貸付は、一人あたり5,000万ルピアを限度として、分野を問わず生産的な事業であれば融資を受けることが出来るものである。

近年、" $1 \sim 5\%$ ローン"と呼ばれる制度も導入されている。これは全ての国有企業に、その利益の $1 \sim 5\%$ を小企業向けの融資に振り向けることを求めたもので、融資を希望する小企業は直接国有企業に融資を申請し、申請を受けた国有企業が自ら申請の内容を検討し、融資を行うものである。融資限度額は五千万ルピアであり、貸付金利は $4 \sim 6\%$ となっている。

PT. ASKRINDO は 1971 年に、大蔵省と中央銀行の共同出資により、小企業への融資促進を目的に設立された。制度金融が幅広く行われていたときには、融資金額の 70%までの自動保証付保が行われたが、制度金融の大幅削減以降は、全て審査のうえの保証付保となっている。

PT. BAHANA は 1973 年に、大蔵省と中央銀行の共同出資により設立され、主としてプリブミ系の小規模企業に対し、出資、融資、経営指導を行って来ている。1996 年以降、小規模企業に対して、ベンチャー・キャピタルとしての投資を開始するが、この原資は日本輸出入銀行の 2 億ドルを限度とするツー・スッテプ・ローンである。

3.金融の現状と問題点

(1)金融の一般状況と問題点

インドネシアの金融状況は、中央銀行によるインフレ回避のための引き締め政策の影響もあり、恒常的に資金不足の状態である。従って民間借り入れに占めるオフショア資金の割合も高くならざるを得ないが、中央銀行が政策としてルピアの対外貨レートを緩やかにフロート・ダウンさせている(最近時で年率約 5%)ことと相まって、ルピアの金利水準は高く、1995/96 年第四半期では対顧客貸出レートは運転資金で 19.3%前後,設備投資資金で 16.39%となっている。

またインフレ抑制の為の中央銀行証券証書 (SBI)の割引率の操作も不安定で、例えば 1994/95 年度においては、当初 6.9%であったものが年度末には 12.3%に上昇した。このため、対顧客貸出レートも常に不安定にならざるを得ない。

当然預金利率も不安定にならざるを得ず、銀行預金の 57.4%を占める定期預金の大部分が短期資金であると言われている。1995/96 年度第四半期でみると、ルピア建ての定期預金の場合、1 ケ月物で年利 17.15%、3 ヶ月物で 17.29%、6 ヶ月物は 16.88%、1 年物は 16.68%、2 年物は 15.39%と、期間が長期になるほど利率は低くなっている。逆に外貨建ての場合には、1 ケ月物で 6.83%、3 ヶ月物で 7.88%、6 ヶ月物は 8.72%、1 年物は 7.75%となっていた。このため、銀行融資は短期融資が中心となり、工業投資に必要な中長期資金不足が顕著に現れている。

また前述したように、金融制度改革の過程のなかで民間商業銀行が乱立し、その多くが小規模なものであり、中長期資金を提供できる強固な融資体力を有している銀行は数少ないのも現状である。

(2)銀行融資の現状

1)資金ポジション

インドネシアの商業銀行の 1996 年 3 月末の総資産は、329 兆ルピアで前年比 10.2%、30.4 兆ルピアの増加を示している。

全預金額は 223.7 兆ルピアであったが、この内訳をみると、57.4%は定期預金で、貯蓄 預金は 22.9%、要求払預金が 19.7%8.5%となっている。またルピア資金が 79%で、外貨 が 21%となっている。 このうち 1995 会計年度において著しい伸びを示したのはルピア建ての定期預金で、前年比 38.5%増となっている。これに対し外貨建て定期預金は 17.3%の伸びに留まったが、ルピア建て定期預金に対する高金利がこの現象をもたらせたと考えられる。また要求払預金は 24.6%の増加を示した。この内のルピア建て預金は 22%の伸びとなったが、外貨建て預金も 33.8%の伸びを示した。この現象の背景として、中央銀行では一般大衆のルピアに対する信任が増し、ルピアでの取引需要が増えたためであると分析している。

預金者の内訳をみると、居住者が 97.7%と圧倒的多数を占めている。居住者の中では個人が 53.3%、民間企業が 18.1%となっており、個人収入の増加と企業業績の改善を示している。

2)融資状況

1996年3月末の銀行融資残高は対前年比23.6%増加し、242.4兆ルピアとなっているが、なかでも民間銀行の融資残高は過去1年間に28.2%増加し、全融資残高に占めるシェアは48%となった。

融資用途は以下の表に示した通りである。

表3-3-2 銀行融資の用途別内訳

| 融資用途 | シェア(%) | 増加率(%) |
|-------|--------|--------|
| 運転資金 | 64.2% | 23.0% |
| 投資 | 25.6% | 22.2% |
| 消費者金融 | 10.2% | 31.5% |

出所: Report For The Financial Year 1995/96, Bank Indonesia, 1996

融資を用途別にみると、運転資金が64.2%を占めており、投資向け融資は25.6%であり、 消費者向け融資は10.2%を占めているに過ぎない。前年度に56.3%の増加を示した消費者 向け融資は、ハイリスクな分野や消費刺激的な分野(すなわち不動産や消費者金融)への 融資を抑制する中銀の政策の影響をうけて、31.5%の伸びに留まったとは言うものの依然 として高い伸びを示している。運転資金のなかで、輸出金融は前年比20.8%の伸びを見せ ており、輸出指向を打ち出したインドネシア経済の姿が窺える。特に合弁銀行と外国銀行 が輸出金融に積極的で、これらの銀行の総貸出額の48.4%が輸出金融となっている。

産業セクター別融資状況をみると、製造業向けが30.1%となっており、前年比16%の増加を示した。特に繊維・被服・皮革分野への融資が増加した。同様に23.2%の融資シェアを持つ商業分野でも前年比24%の増加が見られたが、特に地域商業部門への融資が伸びている。さらに融資の28.7%を占めるサービス分野は、前年比32.6%の伸びとなったが、不

動産向け融資が39.5%増加したのが主たる理由である。

(3)資本市場の現状

1)株式市場

1996 年 3 月末時点でのジャカルタ株式市場への上場会社数は 248 社で、前年比 15 社の 増加を示している。

ジャカルタ市場、スラバヤ市場、店頭市場における株式売買実績は次表に示した通りである。

表 3 - 3 - 3 ジャカルタ市場、スラバヤ市場、店頭市場における 株式売買実績 (1995/96年)

| | 売買株式数(10億株) | 売買金額(兆ルピア) |
|---------------|-------------|------------|
| ジャカルタ市場 (JSX) | 13.2 | 40.5 |
| スラバヤ市場 (SSE) | 1.4 | 3.4 |
| (店頭市場を含む。) | | |

出所: Report For The Financial Year 1995/96, Bank Indonesia, 1996

ジャカルタ市場における 1995 年 4 月から 1996 年 3 月の 1 年間の株式売買は、前年度と比較して、金額ベースで 67.3%、株式数ベースで 116.4%の増加となっている。売買株式数の急激な伸びは、15 社の新規上場が影響している。売買総額は、ジャカルタ市場の株式指数が前年度末において 428.6 ポイントであったのが、1995/96 年度では第一四半期 492.3、第二四半期 493.2、第三四半期 513.8、第四四半期 585.7 と急進した結果、やはり急激な伸びを示した。(ちなみにジャカルタ市場での最高指数は 1994 年 1 月の 592 であった。)

ジャカルタ市場における資本調達額は 1996 年 3 月末で 175.2 兆ルピアとなっており、前年度における 98.8 兆ルピアから 77.3%の伸びを示している。これは商業銀行の同時期における融資残高 242.4 兆ルピアの 72.3%にあたり、長期資金の調達源としての株式市場の重要性はますます高まってきていると言えよう。

スラバヤ市場での株式売買数は 14 億株で、これは前年比 27%の伸びとなっている。同様に売買額は 3.4 兆ルピアで、前年比 17%の減少となった。

2)債券市場

1996 年 3 月末にジャカルタ市場・スラバヤ市場・店頭市場に債券発行会社として登録されているのは 50 社で、前年より 4 社の増加となっている。債券発行総額は 8.7 兆ルピア

となっており、前年比 22.5%の増加となっている。しかしながら、発行される債券の多くが機関投資家により購入された後、再販にまわされることはあまりなく、第二次市場での売買は活発とはいえない状態にある。

4. 裾野産業向け金融の現状と課題

(1) 小規模企業融資 (Kredit Usaha Kecil-KUK) の現状

当該制度は前述したとおり、1990年の金融総合政策(Pakjan90)で制度金融のほぼ全てが廃止されたあと、銀行の自己資金による中小企業向け融資を確保するために取り入れられたものである。さらに 1993年 5月の銀行規制緩和措置を含む金融政策(Pakmei93)が発表されたときに改正がなされ今日に至っている。

KUK の概要を再度整理すると以下のとおりとなる。

融資方法: 全ての銀行が、融資総額の最低20%を下記企業向けに融資を行う。

融資対象者:土地・建物を除く総資産が6億ルピア以下の企業

融資額: 1社2億5000万ルピアまで

また KUK の 1995 年 6 月時点での融資実績はつぎのとおりである。

融資実績: 37.6 兆ルピア

融資限度額別比率: 限度額 2,500 万ルピアまで 45.2%。

限度額 2,500 万-1 億ルピア 25.3%

限度額1億-2億5,000万ルピア 29.5%

平均融資額: 1 社あたり 620 万ルピア

セクター別融資額(比率): 商業向け 13.3 兆ルピア(35.4%)

サービス産業向け 6.5 兆ルピア(17.2%)

製造業向け 3.3 兆ルピア(8.8%)

1996年3月末では、融資残高は42.1兆ルピアに増加しており、これは前年同期比19.3%の上昇となっている。貸付先件数は670万件であるが、このうち97%が5,000万ルピア以下の貸出限度額の客先向けであり、零細企業向けが中心となっていることが分かる。

(2) KUK の問題点

KUKの融資実績は1989年12月から1995年6月の間に年率20%の伸びを示しているが、 依然として大きな問題を抱えている。

借り入れ側の問題は、能力不足により実行可能なプロジェクトを提示できないことや、マーケテイング・生産・管理面での能力を欠いていることが度々指摘されている。また貸し手側の問題点としては、融資にコストが掛かりすぎることや、実施可能なプロジェクト

を見つけることが難しいこと、さらにはリスクが高いことや、銀行の支店数が限られていることなどがあげられる。

インドネシア中央銀行の共同体・小規模融資局が 1995 年に発行した「The Banking Role in Small Scale Enterprise Development」によれば、小規模企業の育成資金は、インフレにつながる恐れのある政府資金や中央銀行の制度金融に頼るべきではなく、また単に補助的な資金源泉であるべき外債に依存すべきでもないとされている。マーケットのメカニズムに即した、持続的な融資制度を通して、小規模企業が銀行と結びつくことにより調達されるべきであるとしている。

小規模企業と銀行の連携をより密接なものにするためには、上記の借り手側・貸し手側 双方の欠陥や弱点を補正・修正することが必要で、このために政府や中央銀行が非金融面 において技術的な援助をおこなってゆくことが、小規模企業育成のための重要な方策であ るとされている。

(3)小規模企業金融の円滑化のための政策

1)中規模企業法の制定

1995年末にインドネシアでは初めて小規模企業法が制定された。これにより小規模企業の位置づけが法的に明確化された。しかし、中規模企業については同様の法律がない。裾野産業の企業の多くは小規模企業ではなく中規模企業に含まれる。組立産業から発展が強く期待されている中規模企業の一層の成長を促すために中規模企業に対し法的位置づけを与える必要がある。

2)小規模企業開発計画(SEDP/PPUK)

本計画は、小規模企業の適格性を高めて融資を受け易くし、同時に少額融資の審査に当たる銀行員の能力開発を行うことにより、融資機会を増加させることを目的に 1978 年に始められた。計画実施を担当する地域計画運営ユニット(UPUK)はインドネシア銀行の14の支店に配置されており、彼らは銀行や地域企業開発ユニット(LEDU)とともに活動している。おもな業務は潜在的な投資機会を見つけるための調査を行うことや、銀行・LEDU・小規模企業の融資担当者の訓練とコンサルテーションを担当し、また銀行融資を受けられる集団的貸付計画を作成することである。

1995 年末までに、PPUK は KUK スキームによる融資可能性のあるプロジェクトを 4,022 件発掘し、そのうち 1,629 件に対して 894.7 兆ルピアの融資が実行されている。また 1995 年 3 月までに 2,778 人の融資担当者と 5,700 人の LEDU 職員に対し教育・訓練を実施した。

3)銀行・互助会連携計画(PHBK)

本計画はインドネシア政府とドイツ政府の共同計画として 1989 年に始められた。業務内容は、まず銀行と互助推進機関と一定の適格性を充たす貯蓄・貸付活動をおこなっている零細企業を指定し、銀行職員に対し銀行と零細貯蓄・貸付企業との連携について訓練を実施し、互助推進機関の職員に銀行と零細貯蓄・貸付企業をいかにして結び付けるかについて訓練を実施する。さらに、銀行と互助推進機関の連携プログラムを支えるためのコンサルテーションを銀行や計画関係者に対して実施するものである。

1995 年 6 月までに、PHBK は 103,500 人の会員をもつ 2,516 の互助会と 163 の銀行を連携させることに成功している。貸付総額は 219 億ルピアにのぼり、この間 39 億ルピアの預金を集めることに成功している。

(4)裾野産業育成のための金融課題

本項で見てきたように、KUK スキームを通した小規模企業向け融資は急速な伸びを示しており、融資の円滑化のための政府努力も実を結んできていると言えよう。さらに KUK の原資が、制度金融のようにいわゆるフレッシュ・マネーではないことから、通貨供給量を抑制するという政策目標をも同時に達成してきているように見受けられる。

しかしながら KUK の内容を検討してみると、工業分野が中心となる裾野産業の育成に対し必ずしも効果的とは言えない面が存在している。

まず KUK の対象である小規模企業の総資産が6億ルピア以下であると定められているが、これは30万米ドル相当にしかすぎず、多額の資本を必要とする製造分野の企業にとってはあまりにも低いハードルであろう。資産6億ルピアを超えるとなんら優遇措置のない状態で融資を求めなければならないことは、工業分野では零細な規模にすぎない裾野産業の企業にとっては、成長への大きな障害となろう。

また同じことが融資限度額についても言える。KUK スキームでの融資限度額は 2 億 5,000 万ルピアであるが、これは 125,000 米ドル相当にしかすぎず、高生産性・高精度をもとめられる裾野分野での設備の購入を賄うには不十分な額と言えよう。

さらに、KUK スキームでは銀行の自己資金が源資となっていることから、中長期資金 不足というインドネシア金融界の基本的な制約を免れることできない。すなわち、借り入 れは短期資金が中心にならざるを得ず、比較的長期の投資を要する生産設備資金には適さ ない性格を有していよう。 KUK スキームでの借り入れの半分以上が商業・サービス分野で行われ、工業分野の借り入れが僅か 8.8%にとどまっている理由は以上のようなことであろう。すなわち現在の KUKのスキームは、商業・サービス・農業分野における零細・小企業向けのものであり、これらとの対比では、むしろ中企業に属する裾野産業向け融資は元来制度的に馴染まない 分野であったと言えよう。

比較的多額で、低利の中長期資金を必要とする裾野産業向け金融は、従って現在のインドネシアの金融情勢の中では、依然として手つかずのままの状態であり、従来の小企業向けの金融制度の原則を変更するか、例外的な措置がとられない限り、実現が困難な分野と言えよう。

通貨供給量を増やさないという原則は維持するとして、次のような改善策は考える余地 はあろう。

- ・KUK スキームが適用される小規模企業の認定資格を工業分野に限り変更し、総資産 枠を拡大し、1 社当たりの融資枠を広げる。
- ・計算された通貨供給量の増加の範囲内で、裾野産業向けに制度金融を限定的に復活させる。この源資としてツー・ステップ・ローンを導入する。すなわち、計画されているツー・ステップ・ローン(海外経済協力基金の場合対顧客貸付期間は3-5年)のなかに、裾野産業に限定した貸出枠を設定することや、裾野産業育成のみを目的とするツー・ステップ・ローンを新たに設定する。(とくに裾野産業は輸出振興の基盤となる分野であり、デット・サービス・レーシオの悪化を直ちに招くことにはつながらないばかりか、逆に改善に資する可能性のほうが高いと言えよう。)
- ・最終的には、中小企業向けの工業育成を専門とする公的金融機関を設立し、そこに従来各分野に分散していた工業融資の専門家をプールし、融資プロジェクトの発掘や、回収リスクの削減に努めることにより融資効率を上げていく。この金融機関では、低利中長期の設備資金の貸付のみならず、設備のリース資金や外国人技術者の招聘のための資金の貸付等も併せて行うこととする。

第4節 税制・関税制度

1.国内税制の概要

インドネシアにおいて課せられる税金には、所得税、印紙税、土地・建物税、付加価値税、奢侈品販売税、および輸入関税があるが、前 5 種類の税金を国内税として、各々概要を見てみることとする。

(1)所得税

1)所得税率

インドネシアにおいては、居住者である法人と個人に対して、その年間課税所得の額に 応じて以下の同一の税率が適用される。

課税所得 税率 最初の 2,500 万ルピアに対し 10% 次の 2,500 万ルピアに対し 15% 5,000 万ルピア超に対し 30%

表3-4-1 インドネシアの所得税率

出所: Pocket Tax Book 1995, Kantor Akuntan Publik Drs Hadi Sutanto & Rekan

2)個人所得税

個人がインドネシアに、ア)居住しているか、イ)12 ケ月の間に 183 日を超えて滞在するか、ハ)課税年度中に居住することを目的に滞在する場合には、税法上居住者とされ、毎月給与から個人所得税が源泉徴収されることになる。年金や退職金からも 15%の率で源泉徴収される。非居住者の場合インドネシア源泉の所得の 20%が源泉徴収税の対象となる。

3)法人所得税

インドネシアで設立された法人および外国法人の恒久的施設は、居住納税者とされる。 法人所得税は月払いで納付することを要し、また利息、ロイヤルティ、賃料、配当、海外 の保険会社に支払われる保険料、インドネシアでの不動産売却益、サービス料は、源泉徴 収の対象とされる。

法人所得の計算は通常の会計原則に沿ってなされ、損失は最高5年間繰り越すことができる。また、外国の航空会社、海運会社、外国の石油およびガス探査会社、ある種の通商

代表部の事務所に対しては、見なし課税がなされる。

4)所得税上の奨励等

株式売却益に対する所得税は売買価格の 0.1%とされ、銀行利息には 15%が源泉徴収される。土地・建物については売却価格に対し 5%の税率が個人に対して適用されている。また建物および設備に関する減価償却も定額法・定率法ともに認められている(建物は定額法のみ。一般機械の減価償却は 25%の定率)。ただし、輸入の際には、CIF 価格の 2.5%を所得税の前払いとして支払わなければならないとの規定がある。(輸入ライセンスを持たない場合には 7.5%の税率となる。)

1996年8月には、新設の、工業原材料を生産する輸出志向型企業や、ハイテク・農産物企業などを想定した、最長10年間(東部地区経の投資の場合には12年間)の法人税免除を認めるタックス・ホリデーを復活させることが決定された。これは、ASEANの自由貿易地域(AFTA)計画の2003年からの実施を視野にいれて、国内産業の競争力強化を目指すもので、現在認定企業を選定中である。同年8月末の報道によれば、既に40以上の工業分野が選ばれているが、その半数以上が化学関連分野であると言われている。

また同年8月下旬には、固定資産の再評価による法人所得の圧縮を認め、法人税の減税 を行うことも決定された。

(2)印紙税

印紙税は書類により、500 ルピアまたは 1,000 ルピアのどちらかが必要となる。領収書、銀行口座預け入れ証、銀行預金残高通知書、債務の返済・清算証書、受取手形・支払手形・小切手、証券などは、金額により無税/500 ルピア/1,000 ルピアとなっており、民事契約書、公正証書、土地登記証書などは金額に関わらず 1,000 ルピアを必要とする。

(3)土地・建物税

土地・建物税は政府公示価格の 0.1%以下の税率で課税されている。また課税最低限度 は納税義務者あたり 800 万ルピアである。

(4)付加価値税

1)付加価値税の沿革および課税

1985年に付加価値税が導入されるまでは、販売税が課せられていたが、従来の販売税は

原料から完成品まで、また輸入品であっても流通の各段階で課税されていたため、累積型の二重課税の性格を有していた。1985年以降課税対象企業、課税対象サービスが拡大されてきたが、1994年の改正で無形の財貨も課税対象に含まれることになった。

付加価値税は輸入または国内で製造された物品及びほぼすべてのサービスに対して、10%の税率で小売り段階で課税される。すなわちインドネシア国関税地域内において課税対象企業が、通常の業務として課税物資または課税サービスを引き渡した時、もしくは課税対象物資を輸入した時課税される。

2)付加価値税の払い戻し

納入税額は、いくつかの例外をのぞき、販売時徴収額と仕入れ時支払額の差とし、超過 支払分については払い戻し請求をするか、将来の販売時税額と相殺することができる。

付加価値税の払い戻しには、輸出および付加価値税徴収人への販売の場合で2ヶ月が必要で、その他の場合12ヶ月が必要とされている。

払い戻し請求は、輸出および付加価値税徴収人への販売の場合毎月行うことができ、その 他の場合 12 月に行うことになる。

納税期間における払い戻しの限度は、輸出および付加価値税徴収入への販売の場合、その期における輸出額または付加価値税徴収入への販売額の7%とされており、超過支払分がこれより多い場合には、次の期に繰り越すことが出来る。

3)付加価値税の減免措置

製造機械の輸入に関わる付加価値税は繰り延べることができ、また運輸やホテルなど特定の産業向け機器の輸入の場合、1~5年間支払を延期することも可能である。

さらに課税対象物資の年間売上高が 2 億 4000 万ルピア未満、および課税対象サービスの年間売上が 1 億 2000 万ルピア未満の小規模企業は、申請することにより、非課税対象企業の認定を受けることも可能である。

また国内の下請け企業が保税地区や EPTE (Export Oriented Production Entrepots)認可工場へ加工目的で貨物を搬入する場合、保税地区間・保税地区 / EPTE 間・EPTE 間の搬出入の場合、保税地区内工場や EPTE 工場による輸入の場合、委託加工のための貨物や修理のための製造機械を一般課税地区との間で搬出入する場合などには、付加価値税の課税は免除または支払を保留することが認められている。

さらに上述のように輸出品製造のために使用される輸入品にかかる付加価値税も免除 されている。(または製品輸出後の払い戻し)

(5)奢侈品販売税

輸入または国内で製造された物品で、大蔵大臣の指定する奢侈品については、10%、20%、25%または35%の税率の販売税が課せられる。この販売税は最終消費者レベルではなく、輸入者または製造業者から徴収される。

10%対象物資は、乳製品・ジュース・化粧品・冷蔵庫・テレビ等であり、20%対象物資には 250cc 以下の二輪車・1600cc 以下の乗用車・国産化比率 60%以上の商用車・エアコン・洗濯機・光学製品等がある。25%分野は、輸入または国産のデーゼル四輪商用車であり、35%対象となるのは、250cc 以上の二輪車・輸入バス・20%対象以外の四輪車・政府または公用向け以外の航空機や船舶・アルコール飲料などがある。

しかしながら、1996 年 6 月の政令により、国産化率 60%をこえる 1600cc 以下の乗用車及び国産化率 60%をこえる商用車は、全て奢侈税が免除されることになった。

2. 関税制度

(1)一般関税制度の概要

インドネシアにおいては従来関税関連の基本となるべき法律は存在せず、政令(大統領令、省令等)で処理されてきたが、1995年12月に初めての関税法が国会で成立し、1996年4月に施行された。

1)関税率

新関税法の施行前には、関税は課税対象輸入品の性質により、次の4段階に分けて課税 されていた。

| 分類 | 貨物 | 税率 |
|-------|---------------------|----------|
| 高度必需品 | 米、小麦粉、綿花、鉄鋼製品、化学品、産 | 0 - 10% |
| | 業機器、原材料等 | |
| 必需品 | 工業原料および予備品 | 10 - 40% |
| 低度必需品 | 輸入保護対象の国産品の競合品 | 50 - 70% |
| 奢侈品 | 国産品の存在するものや消費材のうち特 | 最高 200% |
| | 定のもの | |

表 3 - 4 - 2 輸入関税率

新関税法では、ある種の農産物・GATTの除外項目リストに含まれる物資・国際条約等に基づき関税が課せられる輸入品等を除き、課税価格の 0-40%の範囲で関税が課せられることになった。

2)課税基準

従来は、CIF 価格を課税基準とする従価税が基本で、その場合、CIF 価格は SGS による 検査報告書の価格かインボイス価格のどちらか高い方が採用されていた。今回の新関税法 では、課税価格は交易価格とすることが明記され、インボイス価格が基準とされることに なった。

3)関税以外の輸入関係諸税

貨物の輸入時には、ケース毎に、関税以外に輸入課徴金、付加価値税(10%)、奢侈税、 法人所得税の前払い源泉徴収税を支払う必要がある。

4)関税課税の減免措置

投資促進のため、外資・合弁企業には事前に BKPM にマスター・リストを提出して許可を受けることを条件に、生産財に関し以下の輸入関税の減免を認めている。

主機: 100%免除 補機: 50%免除

予備品: 主機の予備品については主機価格の5%までは免除

原材料: 国内で調達出来ない原材料は、2年分の生産に必要な量につき、関税

が5%以下のものは免税、5%を超えるものは50%免除

消耗品: 国内で調達出来ない、主機に関する消耗品は最初の1年分につき免税

保税地域・EPTE の場合、資本財・原材料の輸入については関税が免除される。

また輸出目的の生産を行う場合の原材料の輸入については、関税が免除または還付される制度がある。還付のための手続きの迅速化が図られているとは言え、実際には時間がかかり過ぎるとの不満も聞かれる。

(2) ASEAN 共通効果特恵関税(CEPT)

1) CEPT の概要

ASEAN 自由貿易圏 (AFTA) 推進の具体策として採用された政策で、高率関税品目を ASEAN の域内取引に限り税率を引き下げ、域内分業体制の拡大や外資の進出を促進する ことを狙って、1994 年 1 月から ASEAN6 カ国でスタートした。当初は 15 年以内に関税率 を 0-5%に引き下げるとしていたが、現在では 10 年以内(2003 年迄)の引き下げを目指し ている。

2) CEPT に対するインドネシアの取り組み

インドネシアにおいては、毎年産業貿易省が引き下げ品目と新税率を大蔵省に提案し、 大蔵省の形式面での審査を経たあと、大蔵省令として発表されている。

1995 年 5 月の大蔵大臣令によると、CEPT に伴う関税引き下げ計画は以下のとおりである。

表 3 - 4 - 3 CEPT による関税引き下げ計画

| | 1995 | 1998 | 2000 | 2003 |
|------------|-------|-------|------|-------|
| ノーマル・トラック | 20%超 | 0-20% | | 0-10% |
| | 20%以下 | | 0-5% | |
| ファースト・トラック | 20%超 | | 0-5% | |
| | 20%以下 | 0-5% | | |

自動車については現在一時除外リストに含まれているが、2003 年においても包括リスト に移されることはない(全アセアン加盟国も同様)見通しである。

2003 年における目標関税率は、従来、国産化されている四輪車で最高 40%、未国産の四輪車で最高 90%(輸入税 40%、輸入課徴金 50%)、250cc を超える二輪車で 100%(輸入税・輸入課徴金各々50%)となっていた(1995 年 5 月大蔵大臣令)。しかしながら、1996年 6 月の関税削減計画の見直しにより、まず国産化されている車種とされていない車種との間の関税の区別が廃止され、また輸入課徴金も関税本税に一本化された。この結果、2003年における対自動車関連輸入関税は次のように定められた。

乗用車 90% (但しCKD は 25%)

商用車 50% (但しカテゴリー は 5%、CKD は 15%)

二輪車 250cc 以下 20%

CKD 10%

さらに 1996 年 6 月の関税削減計画見直しにより、2003 年までの最恵国向け輸入関税の削減スケジュールが次の通り決定された。

表3-4-4 最恵国向け輸入関税の削減スケジュール

| 年 | 1995 年 | 1996年 | 1997年 | 1998年 | 1999年 | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 5月 | | | | | | | | |
| 関税削減み | 5% | 5% | 5% | 5% | 5% | 5%以下 | 撤廃 | 撤廃 | 撤廃 |
| ケシ゛ュール | 10% | 10% | 5% | 5% | 5% | 5%以下 | 撤廃 | 撤廃 | 撤廃 |
| | 15% | 15% | 10% | 10% | 5% | 5%以下 | 撤廃 | 撤廃 | 撤廃 |
| | 20% | 15% | 15% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10% | 10%以下 |
| | 25% | 20% | 20% | 15% | 15% | 10% | 10% | 10% | 10%以下 |
| | 30% | 25% | 25% | 20% | 20% | 15% | 15% | 10% | 10%以下 |

注:「1995 年 5 月」の関税率は、 PAKMEI 1995 で前年対比 5-10%引き下げられた税 率。

3) AFTA (CEPT) の問題点

CEPT については、現在の取り決めでは、特定国が強い品目は除外できる相互主義的なものである。これを強制力のある片務的なものに変えようとの方向が打ち出されているが、自国産業育成政策上、どこまで譲り合えるか今後問題が出てくる可能性があるとの指摘もある。

例えば自動車では、マレイシアが国民車計画を成功させており、インドネシアも国民車計画を発表している。一方、タイに対しては日米の自動車メーカーが次々と進出を決めており、各社の生産能力は 1998 年には 100 万台を超え、日韓に継ぐアジア第三の自動車輸出基地になるとの予測もある。BBC スキームも ASEAN 各国の生産量に大きな差がついた場合、その成功には疑問が持たれるところである。

さらに 1996 年 9 月にジャカルタで開催されたアセアン経済会議では、今年から AFTA の関税引き下げ対象に組み入れられた米等の農産物の関税引き下げ期限をめぐり、加盟国間の思惑の違いが表面化してきている。

また、例え CEPT により関税率を抑えたとしても、政策により輸出入がコントロールされた場合には、AFTA の実効が上がりにくいのではないかとの懸念もある。ベトナムは、関税率そのものは低く抑えることに同意し、ASEAN 加盟を果たしたが、政策により輸入がコントロールされた場合には AFTA のメリットは出てこない可能性も存在する。

(3)課税政策の現状と問題点

1)国内課税

法人所得税については、ASEAN5 ヶ国ではインドネシアのみが累進課税となっているが、 最高税率 30%はほぼ他国なみで、とりたてて不利とはなっていない。また付加価値税もシ ンガポールの 3%に比べると高率ではあるが、その他の諸国と比べるとほぼ同水準である。

奢侈税は、冷蔵庫・テレビ・自動販売機等に 10%、ステレオ・VTR・テープレコーダー等に 20%の率で賦課されている。電気業界では、これら高率の奢侈税によって国内需要が抑制されており、規模の経済のメリットを発揮出来ないことから、競争力を強化することが非常に難しく、また電気製品の生産量が増加しない限り、部品産業の誘致・育成も困難であるとしている。

また自動車においても、今後国民車計画との関連で奢侈品販売税が問題となってこよう。 1996 年以降、国産化率 60%超を達成した、1,600cc 以下の乗用車およびガソリン・エンジ ンの商用車は奢侈税が免税となる。しかし、その他の自動車にはいぜん課税される。1996 年改定後の四輪車に対する奢侈税率は次表の通りである。

表3-4-5 四輪車に対する奢侈税率

| 奢侈税率 | 適用される車種 |
|------|--|
| 20% | 国産化率 60%以下のジープ以外の商用車 |
| 25% | ディーゼル・エンジンの商用車 |
| 35% | 1,600cc を超えるか、または国産化率 60%以下の乗用車および国産化率 60%以下のジープ |

現在認定されている国産車計画の対象車種については、国産化率達成までに相当の猶予期間が認められており、この間外国の協力メーカーからの輸入完成車に対しても奢侈税の免税が認可されている。一方、国産車メーカーの最量販車でも、年間販売台数は 10 万台未満であり、国産化率は約 45%と言われている。条件未達の段階で、国産車候補モデルにすぎない車種に対してのみ奢侈税の免税を認可することは、奢侈税のハンデを負わされた既存の国産車メーカーの販売機会を不当に奪うことにもなり、結果として国産化率達成の機会と、国産部品メーカーの育成意欲を阻害することつながる懸念も考えられる。

2)輸入時課税

1985 年 4 月の大統領令 4 号により輸入手続きが大幅に改正されて以降、非石油・ガス部門の輸出競争力の向上・強化を目的に、関税の引き下げ・輸入課徴金の撤廃を中心とした規制緩和策がとられてきた。1986 年 5 月から繰り返し関税の改正が行われた結果、インドネシアの平均関税率は既に 8%を下まわっており、租税収入に占める割合も 8%強に留まっている。

輸出競争力の強化を目指した関連機器、部品、原材料の輸入税引き下げや輸入自由化は対象となる産業を絞って行われてきた。過去、電子部品、コンピュータ部品、工作機械、繊維、鉄鋼、電気、自動車製造用材料、自動車部品、中古機械、中古工具、中古設備等について実施されてきたが、1995 年 5 月に AFTA をにらんだ約 6,000 品目の関税引き下げが実施されたのに続き、1996 年 1 月には工業・農産加工輸出品の競争力を贈強するために、産業機械や原材料 428 品目の輸入関税が 5-20 ポイント引き下げられた。

以上のように、インドネシア政府は関税引き下げには野心的に取り組んではいるものの、 一方で問題点も少なくない。

そのひとつが輸入課徴金である。輸入課徴金は現在、輸入関税に組み込まれてゆく方向

にはあるが、どういう根拠に基き、どういう品目に対して、どういう比率でかけられるのかが明確ではない。(輸入関税の一本化)

次に、課税の基礎となる輸入品の分類・評価について、通関業務の受託会社である SGS/PT.Surveyor Indonesia と通関当局の間で見解の相違がしばしば起こり、関税の追加請求書を送付されたり、2-3 年前の輸入書類の検証が行われたりすることがあり、輸入者の大きい負担となっていた。しかしながら、1996 年 5 月 28 日の大蔵省令により、1997 年 4 月 1 日付けで PT. Surveyor Indonesia との間の船積み前検査に関する委託契約を打ち切ることが決定されたため、委託通関から自己通関への移行は実現されたことになる。

上記により、通関手続きの複雑さや、重複業務の解消等につき、かなりの改善が見込まれる情勢にはなってきたが、さらに情報管理の電子化を実現することにより、通関手続きの迅速化が可能になるし、また関税課税情報の入手も容易になろう。

また輸出品製造に使用した原材料・部品にかかる輸入関税は、製品輸出後に、払い戻しを受けることができるが、申請から実際に払い戻される迄の期間が非常に長く(最長1年を要する)、その間の金利負担を考えると、メリットがかなり減殺されてしまっている。(徴税と戻し税部局の統合、事務処理の簡素化・迅速化、電子化)

さらに、電気業界の指摘によると、電気部品の製造原材料や中間材料の関税が 5~30% であるのに対し、部品の輸入関税が 0~5%となっているため、国内部品産業の発展を阻害 する要因になっている。(政策と実施手段としての法律の一体性の確保)

第5節 投資促進政策

1.外国投資促進策の歴史的変遷

歴史的に見ると、スカルノ大統領時代は経済自主政策が強調され、1958年に「外国資本 投資に関する法律」が制定されたが、外資誘致には消極的であった。外資を国の経済再建 に積極的に利用するようになったのは、1965年のスハルト政権誕生以降である。スハルト 政権は経済政策を統制経済から市場経済に転換し、内外の民間投資を振興するため、1967年には「外国投資法」を制定し、1968年には「内国投資法」を制定した。この2つの法律 を制定した後、政府は第1次5ヶ年開発計画を策定し、長期的な経済開発に着手した。

1967年外国投資法では、投資開始後2年間に250万米ドルを投資する、ジャワ島以外へ投資するなど一定の条件を満たせば、法人税・株式配当税を免除するなどの優遇措置がほぼ無差別に与えられた。しかし、外資の導入による伝統的地場産業あるいはプリブミ(民族)資本への圧迫、華僑企業をパートナーとする外資に対する批判などが生じ、政府はこの批判に応えるために、1970年、1974年の2回に渡って外国及び内国投資法を改定した。

この改定の目的はプリブミ資本の保護・育成、即ち企業・産業の「インドネシア化」であり、外資はインドネシアの経済発展に補足的な役割を果たすものとされた。外資に優遇措置を与える分野が制限され、プリブミ資本へ51%まで株式を売却すること、外資の合弁相手はプリブミ企業とすることなどが決められた。外国人専門家の雇用も制限された。この結果、70年代は外資のインドネシア進出が停滞したが、1973年の第一次石油危機による原油価格の高騰は石油輸出国であるインドネシアの外貨収入を急増させ、外資の進出減少による資本不足をカバーした。

1979 年の第 2 次石油危機による原油価格上昇は一時的にインドネシア経済にプラス効果をもたらしたが、1981 年以降油価高騰により世界不況は深化し、石油市況は低迷を続け、石油輸出依存度の高いインドネシア経済は大きな影響を受けた。石油依存度を減少させ、安定的な経済成長を図るため、政府は 1982 年以降規制緩和による経済構造変革政策を掲げて、輸出指向型工業化政策を打ち出し、積極的な外資導入へ政策を転換した。

1984年1月に施行された税制改革は、法人税の引き下げ、減価償却期間の短縮など投資優遇措置が採られる一方で、6年間のタックス・ホリデイや投資に伴う所得税控除の廃止あるいはキャピタル・ホワイトニング制(定期預金などの利子を非課税とし、預金の出所を問わない)などの一部投資優遇措置の撤廃を決めたため、投資を見合わせる外資企業が増えた。

1984年9月、政府は加速減価償却率(25%)の適用範囲を拡大し、キャピタル・ホワイト

二ング制を復活させた。1985 年 9 月には輸出金融制度を改正し、国内企業に限られていた低利輸出金融を外資企業にも認めた。外国銀行の営業地域規制も緩和され、地方の外資企業にも外銀を通じた輸出金融の道が開かれた。国産化政策も弾力的な姿勢に転じ、労働面では、外国人の労働許可申請手続きが簡素化され、所定の期限を越えて雇用される外国人について徴収されていた一人あたり 400 米ドルの教育訓練課徴金制度も 85 年 4 月に撤廃された。資本の国産化についても自動車、重機械産業について見直しが進んだ。1985 年 7 月に発表された投資優先先業種リストでも外資に対して 475 業種が開放され、100%輸出企業は一部公共分野を除く全業種が外資に開放された。

1985年9月のプラザ合意により日本の通貨円の対ドルレートが加速度的に上昇し、日本企業は円高対応策として輸出生産基地を日本からアジア諸国に移転させ始めた。この時期は外資に対する規制緩和やインフラ整備でインドネシアより先行していたマレイシアやタイ向けの輸出志向型投資が主流で、日本企業のインドネシア向け投資は2年後の1987年まで遅れた。政府は1987年12月の政策パッケージで次のような外資規制緩和を実施した。

- 輸出目的の合弁商社の設立
- 外国人雇用の自由化
- PMA 企業(外資法に基づき設立された企業)のインドネシア企業へのマジョリテイ移行期限の延長(10 年 15 年)
- 輸出志向型 PMA に対する出資比率制限の緩和など

1989年5月の規制緩和策では、それまで投資優先分野表によって示されていた投資可能分野が、投資ネガテイブリストによって閉鎖分野だけを示す方式に改定された。同時に投資を禁止または制限する分野は273から75へ大幅に削減された。さらに、中小企業の投資を促進するためそれまで100万米ドルであった外国投資最低額が条件付きではあるが25万米ドルに引き下げられた。1991年6月には投資ネガテイブ分野は60に削減され、25万米ドルの出資条件も緩和された。

90 年代に入って急速に外資に対する規制緩和策が発表されたが、中でも 1993 年 6 月に導入された EPTE(Export Processing Entrepots、輸出品生産用保税倉庫)制度は輸出志向型外資企業の誘致には効果的であった。EPTE 企業・工場あるいは EPZ(Export Processing Zone、保税地域)にある企業には次のような優遇措置が与えられる。

- 生産工程に必要な原材料・部品あるいは資本財の輸入にあたって、輸入税、輸入課徴 金、所得税、付加価値税、奢侈品税等の課税免除
- 輸出量の 25%を、通常の輸入手続き、輸入税等を支払うことによりインドネシア国内 で販売できる
- 生産工程で使用された原材料の 5%を限度にスクラップあるいは廃棄物としてインド ネシア国内で販売できる

1994年6月にはもう一つの重要な外資規制策が撤廃された。外資出資比率規制、資本委譲義務、最低投資額規制が原則的に撤廃され、実質的には20年振りに外資の進出が自由化された。その主要点は次の通りである。

- PMA 企業は 100% 外資資本の企業を設立できるが、操業開始後 15 年以内に株式の一部 をインドネシアの個人あるいは企業に譲渡しなければならない
- 外資の投資額はその事業活動の経済的実現可能性に基づき決定できる
- 港湾、電力、通信などの公共事業分野に進出しようとする PMA 企業は最低 5%の株式 を持つインドネシア側パートナーと合弁企業を設立しなければならない

この時点でインドネシアの外資政策は ASEAN 諸国の中ではシンガポールに次いで最も 自由化が進んだものとなった。更に、1995 年 5 月には輸入税の減免など輸出志向型企業に 対する優遇措置が決められた。その主要点は次の通りであるが、国内向け販売の増加も生 産規模の拡大が生産コスト削減につながることから企業にとっては重要である。

- EPTE企業の国内販売は輸出量の25%まで認められているが、EPTE企業からEPTE/EPZ企業への販売も輸出実績にカウントされる
- EPTE 企業の国内販売用の製品の生産に必要な原材料の輸入については、その製品の関税率が賦課されているが、家電製品については、その部品・原材料の関税率をその製品の関税率の 30% に削減する
- 生産能力を増強するために当初の機械設備投資額の 30%以上を再投資する PMA 企業は、そのために輸入する機械設備の輸入税・輸入課徴金が免除され、さらに生産量増加の 2 年分の輸入原材料に対する輸入税・輸入課徴金が 4 年を期限として免除される

また、近年工業品の輸出促進に関して関連する国内のサポーテイング企業の育成、海外のサポーテイング企業誘致の重要性が広く認識され、そのための促進措置が採られるようになった。1995 年 5 月までに発表されたその主な措置は次の通り。

- EPTE/EPZ 企業は自社製品の生産工程の一部を EPTE/EPZ 企業ではない下請け企業に 委託できるが、その委託期間は 60 日以内とする。組み立て、品質検査、選別、包装工 程は委託できない
- EPTE/EPZ 企業は自社製品の生産工程の一部を EPTE/EPZ 企業ではない下請け企業に 委託するために、それに必要な機械あるいは工場設備を 2 年間を限度としてその下請 け企業に貸し付けることができる
- EPTE/EPZ 企業が自社製品加工のために製品を EPTE/EPZ 企業ではない下請け企業に引き渡す場合は、それに賦課されるべき付加価値税および奢侈品税は免除される

なお、外国のサポーテイング産業の中小企業にとって 100 万米ドルあるいは 25 万米ドルという最低投資額規制が 1994 年 6 月に撤廃されたことは極めて大きな投資インセンティブであり、日本の中小企業の進出がその後増加傾向をみせている。

1996 年 1 月には EPTE/EPZ 企業に対する国内企業からの物資・機械の搬入を自由化し、 外資 100%企業の輸出業務を認可した。さらに 6 月には、次の自由化措置を実施した。

- 電子部品製造のための素材、半製品の輸入関税の免除
- 外資製造業に対して、海外提携会社からの補助部品の輸入及び自社製品の国内卸売販売を許可(卸売のための合弁会社設立が不要になった)
- 工業団地の入居手続きの簡素化
- 保税地域、保税倉庫の運営の民間への開放

さらに、1996年7月には特定産業に対する法人所得税の免除(タックス・ホリデー)を 13年振りに復活させた。これは投資許可を取得してから5年以内にプロジェクトを完成させることを条件に法人所得税を10年から13年間免除するもので、政府は対象となる特定産業をまだ明示していないが、輸出志向型産業、ジャワ島、バリ島以外に立地する企業などが対象といわれている。

2.外国投資の動向

1967 年の外国投資法制定以来、海外からのインドネシア向け投資には3回のブームがあった。BKPM(投資調整庁)の投資認可ベース(金融、石油・ガス部門を除く)でみると、第1回のブームは1967 年から1974 年までの期間である。この時期は自動車、電機、繊維分野のインドネシア国内市場志向型投資が増加した。しかし、1974 年からインドネシア化政策が打ち出され、外資規制策が強化されたため、外資のインドネシア向け投資は約10年間停滞した。第2回目のブームは政府が積極的な外資誘致に踏み切った80年代後半の1987年から90年にかけてである。1985年から始まった円高や韓国、香港、台湾などアジアNIESの通貨高もASEAN諸国への投資を促進させた。ピーク時である1990年の投資認可額は95億米ドル(447件)に達した。この時期の日本企業の投資はマレイシア、タイ向けの輸出志向型が多かった。90年代に入ると、日本の投資は中国向けが急増したが、インドネシアの投資環境が改善されるにつれて、インドネシア向け投資が見直され始めた。

第3回目、1994年~95年の投資ブームは過去に例を見ない本格的なものであり、市場志向型投資、輸出志向型投資の両方が増加した。市場志向型投資では、自動車各社が市場の拡大を見越して意欲的な投資計画を立て、輸出志向型投資では電気・電子分野の投資が増加した。さらに、こうしたセットメーカーの投資拡大に呼応して、鋳造、プラスチック成形、プレス加工などのサポーテイング産業への投資が次第に増加しつつある。

1994年の投資認可額は前年比 2 倍の 237 億米ドル(449件)、1995年は同 68%増の 399 億米ドル(799件)に達した。この 2 年間の認可額は合わせて 636 億米ドルに上り、1967年から 1993年まで 26 年間の累計投資認可額(認可失効、撤退などを修正した金額)676 億米ドルに匹敵するものである。

このような投資の急増要因としては次のような点があげられる。

- 一連の外資規制緩和策、特に 94 年の外資出資比率規制、資本委譲義務、最低投資額 規制の実質的な撤廃
- EPTE 制度など輸出志向型投資への優遇策の導入
- ASEAN 諸国の中では最も豊富な労働力、低廉な労働コスト
- 工業団地の拡充など進展したインフラの整備
- 購買力の上昇による国内市場の拡大

1994年の投資認可額を国別・地域別にみると、香港が前年比 15.7 倍の 60 億 4,200 万米ドルを占めて第 1 位であったが、これは 35 億米ドルの石油精製プロジェクトが大きかった。第 2 位は英国で、同 9.8 倍の 29 億 5,700 万米ドル。これも 11 億米ドルの石油精製プロジェクト及びパルプの拡張投資 10 億米ドルが貢献した。第 3 位は台湾の同 21.7 倍の 28 億 4,800 万米ドルであるが、比較的中小規模の投資が多い。日本は前年の 2 位から 6 位に

なったが、同 86.9%増の 15 億 6,300 万米ドルと投資金額は増加した。前年に急減した NIES 諸国の投資が再びインドネシアに戻ってきたといえる。

業種別では、製造業が投資総額の 79%を占め、その中では化学分野が 33%と最大のシェアを占めた。機械・金属分野は投資総額の 6%を占めるにすぎないが、件数では全体の 20%を占めて最大であった。また、輸出志向型投資は 287 件で、総投資件数の 64%を占め ている。その中では機械・金属分野が 77 件と最も多く、次いで化学分野が 49 件、繊維分野が 37 件とこの 3 分野に集中している。

1995 年の投資認可額は、国・地域別では、第 1 位は英国の前年比 2.1 倍の 63 億 2,200 万米ドル(34 件)であった。19 億 8,000 万米ドルの石油化学プロジェクト、17 億 5,000 万米ドルの石油精製プロジェクトなど大型投資があったからである。日本からの投資は第 2 位に復活し、同 2.4 倍の 37 億 9,200 万米ドル(135 件)と拡大した。大型投資は 11 億 9,600 万米ドルのパルプ製造プラントだけで、中小規模の投資が多い。第 3 位は同 69.7 倍のオーストラリアであった。15 億 5,800 万米ドル及び 18 億米ドルの石油精製プロジェクトが 2 件ある。1995 年はアジア NIES 諸国からの投資が減少し、欧米諸国の石油関係の大型投資が増えた。

業種別では、製造業への投資が全体の 67%を占め、前年同様に化学分野が 49%と最大のシェアを占めた。機械・金属分野も増加した。金額では 6%のシェアであったが、件数では 19%と最大のシェアを占めた。この分野はサポーテイング企業の投資が多く、殆どが中小規模の投資である。1995 年に急増したのは運輸分野への投資で、前年比 37 倍の 55 億4,000 万米ドルに達した。電気・ガス・上水道、住宅・不動産分野への投資も増加した。また、輸出志向型投資は 468 件と全体の 59%を占め、そのうち機械・金属分野は 120 件、化学分野は 97 件とこの 2 分野でほぼ半数を占めている。

1996 年上半期の外国直接投資認可額は前年同期比 0.4%減の 209 億 2,300 万ドルと横這いであったが、投資件数は同 38.5%増の 576 件と過去最高であった。国別では日本が製造業投資を中心に同 4.2 倍の 50 億 1,300 万ドルと首位を占めた。この金額は過去最高の 95年の年間実績 37億 9,200 万ドルを上回るものであった。英国は同 30.8%減と落ち込んだが、金額では 24 億 1,000 万ドルと第 2 位と大きい。中部ジャワの発電プラント (16 億 6,000 万ドル) と東ジャワの石油化学プラント(4 億 9,500 万ドル)の 2 件の大型投資がある。

アジア諸国からの投資は前年同期比 3.7 倍と拡大した。シンガポールはホテルなどサービス産業向け投資を中心に 16 億 1,600 万ドル、タイは東カリマンタンのパルプ・プラント投資(16 億ドル)が大きい。香港はジャカルタ市内のホテル、アパートなどに 10 億 3,300 万ドル、韓国は製造業に 4 億 4,900 万ドル投資している。

日本の製造業投資は 44 億 2,400 万ドルと総投資額の 90%近くを占めた。業種別では化学向けが 17 億 2,400 万ドル、紙・パルプが 12 億 700 万ドル、機械・金属が 11 億 1,000 万ドルとこの 3 業種で 92%を占める。ロンボック島の石油精製プラント(12 億 5,000 万ドル)、南スマトラのパルプ製造(11 億 9,600 万ドル)などの大型投資があり、国民車計画で投資抑制が懸念された自動車分野でもトヨタ社の工場拡張投資(3 億 5,700 万ドル)が認可されている。

また,投資額に対する輸出見込額の比率をみると、総額では32%であるが、その中で製造業の場合は49%と大きく、特に機械・金属分野では74%にも達する。輸出見込額の大きい分野は化学が26億ドルと最大で、機械・金属は12億ドルと第2位に付けている。国内投資の機械・金属分野の輸出見込み額は1億8,200万ドルにすぎず、この分野の輸出は今後も外資の貢献度が大きい。

なお、1967 年から 1996 年 6 月末までの外資認可累計額は 1,626 億 220 万米ドルに達する。国・地域別にみると、日本が第 1 位で 318 億 4,690 万米ドル、全体の 20%を占める。第 2 位は英国の 274 億 4,480 万米ドル、第 3 位は香港の 182 億 3,910 万米ドルである。業種別では、石油精製を中心とする化学産業が 477 億 1,550 万米ドル、全体の 29%のシェアを占め、次いで紙・パルプ産業が 14%、機械・金属産業が 8%のシェアを占めて続く。

表3-5-1 インドネシアへの外国投資認可状況(業種別)

(単位:百万米ドル)

| | 1994年 | | 1 | 995 年 | 累計 | |
|-----------|-------|----------|-----|----------|-------|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 農業 | 15 | 690.4 | 26 | 1,153.1 | 108 | 3,324.4 |
| 林業 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 27 | 510.3 |
| 水産業 | 6 | 39.5 | 8 | 221.2 | 68 | 568.0 |
| 鉱業 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 119 | 5,070.3 |
| 製造業 | 293 | 18,738.9 | 454 | 26,891.9 | 2,504 | 97,606.5 |
| 食品 | 32 | 1,234.8 | 38 | 1,331.8 | 197 | 4,645.7 |
| 繊維 | 38 | 396.4 | 52 | 471.1 | 468 | 5,900.7 |
| 木工 | 17 | 68.1 | 33 | 262.9 | 172 | 1,170.7 |
| 紙パルプ | 13 | 5,120.1 | 16 | 2,540.5 | 73 | 19,543.8 |
| 医薬品 | 0 | 0.7 | 3 | 36.7 | 41 | 320.5 |
| 化学 | 64 | 7,742.5 | 113 | 19,367.7 | 539 | 43,594.3 |
| 非金属鉱物 | 11 | 631.9 | 20 | 289.3 | 97 | 4,048.5 |
| 基礎金属 | 16 | 2,081.6 | 16 | 291.7 | 86 | 7,024.2 |
| 機械・金属 | 91 | 1,423.1 | 153 | 2,258.0 | 736 | 10,932.1 |
| その他 | 11 | 39.6 | 10 | 42.2 | 95 | 426.1 |
| 電気・ガス・上水道 | 5 | 2,397.3 | 6 | 3,549.3 | 15 | 8,652.8 |
| 建設 | 15 | 76.5 | 43 | 205.8 | 186 | 1,038.4 |
| 貿易 | 34 | 86.7 | 58 | 30.5 | 201 | 1,234.3 |
| ホテル・レストラン | 12 | 343.6 | 31 | 998.8 | 163 | 8,866.4 |
| 運輸 | 10 | 145.1 | 47 | 5,539.5 | 98 | 7,183.8 |
| 住宅・不動産 | 19 | 795.1 | 22 | 1,062.2 | 84 | 3,598.2 |
| オフィス | 4 | 232.7 | 3 | 129.8 | 39 | 2,400.0 |
| その他サービス | 36 | 178.7 | 103 | 122.5 | 327 | 1,471.2 |
| 総計 | 449 | 23,724.3 | 799 | 39,914.7 | 3,939 | 141,524.8 |

出所:BKPM

表3-5-2 インドネシアへの外国投資認可状況(国・地域別)

(単位:百万米ドル)

| | 1 | 994年 | 1995年 | | | 累計 |
|---------|-----|----------|-------|----------|-------|-----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 日本 | 75 | 1,562.5 | 135 | 3,792.0 | 788 | 19,802.9 |
| 香港 | 36 | 6,041.7 | 40 | 1,763.3 | 330 | 13,392.5 |
| 韓国 | 35 | 1,849.1 | 52 | 674.7 | 376 | 6,369.1 |
| 台湾 | 48 | 2,847.6 | 89 | 567.4 | 398 | 7,852.7 |
| シンガポール | 97 | 1,664.4 | 124 | 1,468.5 | 466 | 13,185.5 |
| マレイシア | 25 | 421.8 | 48 | 877.0 | 103 | 1,514.7 |
| タイ | 7 | 11.7 | 4 | 34.5 | 26 | 145.3 |
| 中国 | 5 | 91.0 | 5 | 17.4 | 28 | 174.8 |
| インド | 2 | 1.9 | 9 | 5.6 | 23 | 245.2 |
| オーストラリア | 16 | 53.3 | 38 | 3,712.4 | 192 | 5,423.4 |
| 米国 | 18 | 977.0 | 37 | 2,770.6 | 211 | 7,233.7 |
| 英国 | 15 | 2,957.1 | 34 | 6,322.1 | 178 | 12,204.7 |
| オランダ | 13 | 165.7 | 20 | 360.1 | 135 | 3,154.7 |
| フランス | 1 | 37.1 | 10 | 498.3 | 49 | 966.2 |
| ドイツ | 7 | 113.1 | 19 | 1,344.6 | 85 | 3,475.6 |
| スイス | 10 | 70.8 | 5 | 44.9 | 50 | 688.2 |
| その他 | 15 | 135.0 | 41 | 440.6 | 206 | 4,258.7 |
| 複数国共同 | 24 | 5,083.5 | 89 | 15,220.5 | 296 | 41,611.7 |
| 合計 | 449 | 23,724.3 | 799 | 39,914.7 | 3,939 | 144,524.8 |

出所:BKPM

表3-5-3 1996年上半期の業種別外国投資認可状況

(単位:百万米ドル、%)

| | 業種 | 投資額 | 輸出見込額 | 輸出/ 投資比率 |
|-------|-----------|----------|---------|----------|
| 第1次 | 食用穀物 | 139.0 | 63.9 | 46.0 |
| 産業 | プランテーション | 693.3 | 321.9 | 46.4 |
| | 酪農 | 15.3 | 1.5 | 9.8 |
| | 漁業 | 43.5 | 12.2 | 28.0 |
| | 林業 | 135.5 | 0.0 | 0.0 |
| | 鉱業 | 1,286.8 | 535.8 | 41.6 |
| 第2次 | 食品加工 | 418.7 | 261.4 | 62.4 |
| 産業 | 繊維・衣料 | 270.5 | 366.6 | 135.5 |
| | 木工製品 | 70.7 | 155.4 | 219.8 |
| | 紙パルプ | 2,847.4 | 709.4 | 24.9 |
| | 医薬品 | 29.5 | 27.0 | 91.5 |
| | 化学 | 5,256.8 | 2,593.7 | 49.3 |
| | 非金属鉱物 | 542.0 | 106.1 | 19.6 |
| | 基礎金属 | 33.5 | 22.6 | 67.5 |
| | 機械・金属 | 1,666.2 | 1,226.6 | 73.6 |
| | その他 | 18.0 | 36.2 | 201.1 |
| 第 3 次 | 電気・ガス・上水道 | 3,738.5 | 0.0 | 0.0 |
| 産業 | 建設 | 197.0 | 0.2 | 0.1 |
| | 商業 | 28.0 | 247.5 | 883.9 |
| | ホテル・レストラン | 605.4 | 0.0 | 0.0 |
| | 運輸 | 682.4 | 2.2 | 0.3 |
| | 住宅・不動産 | 1,621.5 | 0.0 | 0.0 |
| | オフィス | 238.9 | 0.0 | 0.0 |
| | その他サービス | 344.7 | 10.2 | 3.0 |
| | 総計 | 20,923.1 | 6,700.4 | 32.0 |

出所: BKPM

3.外国投資制度の概要

(1)外国投資企業のステータス

外国投資家は外国投資法に基づき、株式会社(PT)を設立できる。その企業はPMA企業と呼ばれ、国内企業(PMDN)とは別なステータスが与えられる。なお、既に商業生産を開始している外資企業は別会社を新たに設立できるが、この新会社の株主に親会社の既存株主以外の新しい外国株主が含まれると、新会社のステータスもPMA企業となる。しかし、親会社が100%株式を保有するか、親会社以外の株主がインドネシアの個人/法人の場合はそのステータスはPMDN企業となる。

(2)投資規模

PMA 企業の最低投資額規制は撤廃され、投資額は事業活動の経済的適合性に基づいて 決定出来る。

(3)外資企業の認可期間

原則として商業生産開始後 30 年間。経営が拡大していれば 30 年の延長が可能。また、 当該企業が雇用の増大、輸出振興などで国家経済に好影響があれば、さらに 30 年の延長 を申請できる。

(4)出資比率

外資企業は、インドネシア企業との合弁か 100%出資か選択できる。合弁企業の場合は、インドネシア企業の持ち株比率は最低 5%以上とする。外資 100%出資を選択した場合は、操業開始後 15 年以内に株式の一部を直接譲渡あるいは証券市場を通じてインドネシアの個人あるいは法人に譲渡しなければならない。1994 年にインフラを中心とした公共事業分野が外資に開放されたが、この場合インドネシア側の持ち株比率は最低 5%以上必要である。

(5)税制上の優遇措置

1)一般的措置

- 設備機器の輸入に対する関税免除
- 設備機器の部品輸入については、本体価格の5%までの分につき関税免除
- 補助機材の輸入については、関税の50%を軽減
- 生産能力の2 年間分の原材料・部品の輸入については、関税が5%以下の品目は全

額免除、5%以上の品目は半額免除

- 輸出を目的とする原材料の輸入は関税免除、あるいは還付
- 生産能力を増強するために当初の機械設備投資額の 30% 以上を再投資する PMA 企業は、そのために輸入する機械設備の輸入税・輸入課徴金が免除され、さらに生産量増加の 2 年分の輸入原材料に対する輸入税・輸入課徴金が 4 年間を限度として免除される

2)輸出品生産用保税倉庫(EPTE)、保税地区(EPZ)企業に対する優遇措置

- EPTE/EPZ 企業の原材料の輸入は関税、輸入課徴金、付加価値税を免除
- EPTE/EPZ企業へ非 EPTE/EPZ企業から加工のために貨物を搬入する場合、EPZ企業相互間、EPTE企業相互間、EPZ企業とEPTE企業間の貨物の搬出入、EPZ企業またはEPTE企業から委託加工または修理のために貨物、機械設備を搬出入する場合、付加価値税を免除あるいは留保
- EPTE/EPZ 企業は自社製品の生産工程の一部を非 EPTE/EPZ 企業に委託できるが、 委託期間は 60 日以内とする。組み立て、品質検査、選別、包装工程は委託できない
- EPTE/EPZ 企業が自社製品の生産工程の一部を非 EPTE/EPZ 企業に委託する場合、 その生産工程に必要な機械あるいは工場設備を 2 年間を限度として貸し付けるこ とができる
- EPTE/EPZ企業が自社製品加工のために貨物を非EPTE/EPZ企業に搬入する場合は、 それに賦課されるべき付加価値税および奢侈品税は免除される
- EPTE 企業の国内販売は輸出量の 25% まで認められているが、EPTE 企業から EPTE/EPZ 企業への販売も輸出実績にカウントされる
- EPTE 企業の国内販売用の製品の生産に必要な原材料の輸入については、その製品の関税率が賦課されているが、家電製品については、その部品・原材料の関税率はその製品の関税率の30%に削減する

3)法人税引き下げなど

所得税法の改正により 1995 年 1 月 1 日から法人税の最高税率が 35% から 30% へ切り下げられ、課税所得額により 10%、15%、30% の 3 段階になった。なお、一般の機械設備の減価償却は 25% の定率法が適用される

(6)土地、立地

土地所有権はインドネシア人にのみ認められる。外資企業には建設権、使用権が 25 年から 30 年の期限で認められ、必要に応じて更新できる

(7)外国人の就業

職種により外国人の雇用が制限されているが、製品の 65% 以上を輸出する企業は外国 人雇用規則の対象外とされ、外国人の雇用の自由が認められている

(8)営業活動

外資企業はインドネシア企業との合弁で、販売店、代理店を設立し、自社製品を卸売り し、他の企業に対し製造用資本財、部品材料を直接販売することができるが、小売り業務 は認められていない

(9)現地資金調達

外資企業には国立系銀行(商業銀行、開発銀行、貯蓄銀行計7行)からの借り入れは認められていない。外国銀行の営業活動は一部制限されているが、1988年の金融自由化により、地場銀行との合弁など一定の条件を満たせば現地営業が認められることになった。

(10)海外送金

外国為替取引は原則として自由であり、配当金、利益などの送金には外国為替管理上の 制限はない

(11)外国投資規制業種(1995年5月現在)

外国投資が規制されている業種は、以下の通りである。

国防産業(武器、弾薬、爆発物、戦争用機材)への外国投資は禁じられている 公共事業9分野(港湾、発電・送配電、通信、海運、航空、上水道、原子力発電、鉄 道)への外資の参入が開放されたが、外資出資比率は最高95%までに制限されてい る

外資に閉鎖されている業種

タクシー、バス

国内船舶輸送

小売り業

国内商業サポートサービス

民間テレビ・ラジオ放送

映画館

条件付き外資閉鎖分野(カッコ内の条件を満たせば投資可能)

粉ミルク・コンデンスミルク(牧畜業と一緒)

製材(東チモール、イリアンジャヤに立地)

合板(東チモール、イリアンジャヤに立地)

切手など有価証券の印刷(国営企業 PERUBI との共同)

エチルアルコールの生産 (グレードの高いもの)

爆発物(国営企業 PT. DAHANA, PT. MULTI NITROTAMA KIMIA との共同)

航空機用機器・部品(国営企業 PT. IPTN)

リカー・アルコール飲料(EPZ、EPTE での製造)

花火 (EPZ、EPTE での製造)

内外投資に閉鎖

森林伐採請け負い業

カジノ・賭博場

海面の採取と利用

マングローブの加工・製造

マリファナの製造

ベニア板製造

DDT、デルドリン等の製造

サルファイト製法によるパルプ製造

マーキュリー製法によるアルカリ性塩化物の製造

クロロフルオールの製造

サッカリンの製造

第6節 輸出促進政策

1.輸出促進政策の推移

輸出促進策はRepelita I (1969-73年度)の時期に開始されている。1970年3月に自由貿易地域基本法が公布された。1970年4月には複数為替レート制度の廃止など輸出制度が簡素化され、1971年4月には輸出振興機関として輸出振興庁(BPEN、Badan Pengembangen Ekspor Nasional)が設立された。

1970年代後半には本格的な輸出促進策が策定され、1976年4月には次のような非石油・ガス輸出振興のための包括的政策が決められた。

- 輸出税の減免、輸出印紙税廃止
- 地方自治体による輸出品に対する公租公課の廃止
- 輸出金融金利の引き下げ
- 輸出加工区の設立
- ニューヨーク、ロンドンにインドネシア産品輸出振興のため貿易センター設置
- 特定輸出品目の品質基準の設定

政府は国際収支改善のため1978年11月にルピアのドル・リンク制を廃止し、管理フロート制に移行した。その結果ルピアの対ドル・レートは33.4%切り下げ(IMF方式)られ、それに伴い次のような関税の引き下げ、貿易制度の変更などが実施された。

- 1,000品目の輸入関税の50%引き下げ
- 輸出品の生産に必要な品目の輸入関税、輸入販売税の引き下げ
- SE制度(輸出証書制度)の導入。これは一種のドローバック制度で、あらかじめ一定の製品輸出額に対して払戻し額を決めて輸出証書を発行するものである。この制度は特に繊維・同製品の輸出増に貢献したが、米国のクレームにより1986年11月に廃止された

1981年には世界不況の影響がインドネシア経済に波及し、石油輸出だけでなく非石油・ガス輸出も減少傾向を見せ、国際収支の悪化が続いた。政府はこれに対処するために、輸出金融制度の改革と併せてカウンター・パーチェス制度を骨子とする輸出振興政策を1982年1月から実施する一方で、1982年末から輸入規制も強化した。さらに、1983年3月にはルピアの対ドルレートが27%引き下げられた(IMF方式)。輸出振興のための常設委員会(PANTJATAP)も同年1月に設置されている。

Repelita IV (1984-88年度)の時期に、政府は輸出志向型外資を誘致して輸出産業を育成する方針を鮮明にした。1985年5月には輸入手続きを大幅に改定し、通関業務を民営化して業務の迅速化を図った。1986年5月には次のような輸出品生産に必要な輸入品の輸入緩

和策を発表した。

- 輸出品生産に必要な原材料・中間財に関する国産品使用義務の緩和策として、製品の 85%以上を輸出する企業は必要な原材料・中間財として輸入品を使用できることと した。輸出比率が85%未満の企業は国産原材料と輸入品の価格を比べて国産品価格が 高ければ輸入品を使用できる
- 輸入関税の払戻し 輸出品を生産するために必要な輸入品に課された関税、輸入課徴金は払戻される
- 関税免除 原材料を輸入して輸出品を製造する企業は輸入関税、輸入課徴金が免除される
- 保税地域
- ジャカルタ地域に保税地域を設け、保税倉庫、保税工場の建設を認める。保税地域内 の投資に業種制限はない

1986年9月12日に輸出競争力強化を目的にしてルピアが31%切り下げられ(IMF方式)、これに併せて同年10月には次のような非石油・ガス輸出促進策が導入されたが、これを契機にインドネシアの輸出構造は大きく変化した。1987年の輸出は石油・ガス輸出額と非石油・ガス輸出額がほぼ均等化し、これ以降非石油・ガス輸出の割合は年々増大している。

- 輸入関税の引き下げ 関税率5-30%の59品目(電子部品など国産化が困難な工業基礎資材)は無税。 関税率10-40%の94品目(コンピューター部品、工作機械など)については関税率を5% に引き下げる
- 輸入品流通規制の廃止
- 国産品保護を目的にした輸入流通統制制度(独占、総代理店制度、クオーター制度) の原則廃止。
- 輸出金融制度の拡充 輸出促進のためPMA企業(外資法に基づく企業)についてもPMDN企業(国内投資法 に基づく企業)と同様に必要運転資金の85%までの輸出金融を認める

1987年1月には、前年のルピア引き下げによる輸入品価格上昇を緩和し、繊維、鉄鋼、電機、自動車産業の4部門の輸出競争力を強化するため300品目を対象とする次のような輸入規制の緩和が実施された。

- 103品目(繊維93品目、鉄鋼11品目)の輸入規制を撤廃し、関税賦課制へ移行
- 指定輸入商社の取扱品目(142品目-繊維135品目、鉄鋼7品目)の自由化
- 輸入関税削減55品目
- 自動車部品製造用原材料の輸入関税免除

さらに、1987年12月には、鉄鋼51品を含む111品目の輸入を自由化し、集中購買制の独 占輸入企業278社を70社に削減した。 1988年10月と11月の2回に分けて、政府は金融部門、製造業部門で次のような大幅な規制緩和策を実施したが、とりわけ金融制度緩和の影響は大きく、外国銀行と国内銀行との新規合弁銀行設立が急増した。

- 外為銀行の免許取得条件の緩和等
- プラスチック、鉄鋼などの独占輸入の排除
- 流通部門の規制を緩和し、外資系合弁企業の卸売部門への参入を自由化
- 内航部門への外資参入自由化

1990年5月には、さらに工業品の関税引き下げを中心に、次のような大幅な規制緩和策を実施した。これは主として今後政府が振興しようとしているアセンブリー産業、とりわけ電気・電子産業、精密産業などの部品、原材料を対象にしている。

- 輸入規制の緩和(1,013品目を輸入規制対象から外し、371品目は規制条件を緩和)
- 2,363品目の工業品関税率を大幅に引き下げた。この結果45%以上の高関税品目数は従来の1,608品目から162品目に減少した
- 輸入課徴金の改定(53品目免税、64品目減税、4品目増税)

1991年6月には輸入関税、輸入課徴金を改定した他、特定物資(鋼材の一部、食用油脂原料など)の輸出入統制を解除して輸入を自由化した。1992年7月には中古機械、鉄鋼製品、繊維製品などの輸入規制を撤廃し、1993年6月には1974年以来禁止されていた自動車の完成車輸入が解禁され、完成車の国産化率に対応した自動車部品の関税軽減措置が決められた。また、輸出志向型企業誘致のため、同じ時期に、EPTE制度(前節参照)が導入された。

1994年以降はAFTA(ASEAN自由貿易圏)、ガットなど地域的、国際的な貿易自由化の流れが加速され、インドネシア政府もこれに積極的に対応した。1994年6月には、1993年12月のガットのウルグアイラウンドの合意を受けて、政府は739品目の関税を引き下げ、108品目の輸入課徴金を撤廃するなど輸入規制緩和措置を実施した。また、同年9月にタイで開催されたASEAN経済閣僚会議でCEPT(共通効果特恵関税)の2003年までの前倒し実施が合意され、2003年までの国別関税引き下げスケジュールが公にされた。なお、同年10月には、インドネシア政府はASEAN諸国間で実施されていた自動車部品相互補完スキーム(BBCスキーム)への参加を表明している。

インドネシア政府は1994年11月にはAPEC非公式首脳会議(アジア太平洋経済協力会議)を主催したが、先進国は2010年までに、発展途上国は2020年までにAPEC域内の貿易を自由化するというボゴール宣言採択にあたって、スハルト大統領自らリーダーシップを発揮した。APEC会議後、スハルト大統領は、国内の保護主義を抑え自由貿易推進を説き、ボゴール宣言の具体化に努めた。政府は1995年5月23日に包括的な規制緩和策を発表し、

その中で輸入関税対象品目の3分の2に当たる6,030品目について次のような関税引き下げスケジュールを明らかにした。

- 輸入関税と輸入課徴金の税率の合計が20%以下の品目は2000年までに両者の合計を 5%以下にする
- 20%を越える品目は1998年までに20%以下にし、2003年までには10%以下に段階的に引き下げる
- 自動車輸入については、2003年までにセダンの関税を40%に、輸入課徴金を50%に引き下げる

さらに、この方針に基づく初年度の措置として同日付けで次のような輸入規制緩和措置 を実施した。

- 輸入関税と輸入課徴金の税率の合計が10~35%の品目は5%の引き下げ、40%以上の品目は10%の引き下げ、0~5%の品目は原則として現状を維持
- 輸入課徴金の対象108品目のうち45品目は撤廃、50品目は引き下げ
- 乗用車関税を175%から125%へ引き下げる、商用車関税の10~25%の引き下げ
- 輸入制限品目数を270品目から189品目へ削減

1996年1 月26日には輸出振興を目的に、資本財、原材料など428 品目の関税引き下げ、輸入規制品目数を142 品目から119 品目へ削減などを実施し,6月4 日には次のような規制緩和措置を発表した。

- 資本財385品目を含む1,497品目の関税引き下げ
- 輸入課徴金の廃止(80品目は関税に上積み)
- 輸出申告や原産地証明手続きの簡素化
- 輸出船積み前検査の全面的廃止

以上みてきたように、インドネシア政府は直接的な輸出振興策は採らず、輸出志向型外資の誘致、輸入規制緩和を中心とする間接的な輸出産業育成策により非石油・ガス製品の輸出促進を図ることを輸出振興策の基本にしており、その政策は成功しつつあると言えよう。

2.輸出促進政策・制度の概要

現在のインドネシアの輸出促進策は、NAFED (輸出振興庁)の活動など直接的な促進策もあるが、基本的には非石油・ガス品目、中でも自動車、電子・電気機器などの工業品を生産する産業を育成しながら輸出を振興させる間接的な政策である。従って、当該産業を発展させるための投資振興、外資企業の誘致、生産に必要な原材料・中間財あるいは部品関税の引き下げ、輸入取引規制の緩和など投資自由化、輸入自由化が主な輸出促進政策になる。現在までの政策・制度の概要をまとめると、次のとおりである。

(1)NAFED(輸出振興庁)の活動

1971年に商業省の外局として設立された。設立当初4年間の名称はNIFED(輸出振興研究所、National Institute for Export Development)であったが、1974年に実施された行政府の組織改革時に商業省に完全に統合され、名称もNAFED(輸出振興庁、National Agency for Export Promotion)と変更された。活動の主要目的はインドネシアの農産品を含む非石油・ガス輸出の促進である。

設立当初の組織は工芸品センターだけであったが、1972年には農産品センターと工業品センターの2部局が設置され、1987年に貿易情報・市場分析センター(CENTIMA)が新たに設置されて現在4部局と総務局の5部局で構成されている。海外にはインドネシア貿易振興センター(ITPC)が世界の主要都市13カ所(ニューヨーク、ロンドン、ハンブルク、シドニー、大阪、ジェッダ、ドバイ、ロスアンジェルス、ダラス、ブダペスト、メキシコ)に設置され、海外情報の収集、提供を実施している。

1994/95年度の主な活動状況は次の通り。

- 貿易引き合い件数は82カ国から672件
- 貿易関係図書の蔵書点数は約8,000点。年間利用者数は3,800人
- WARTA EKSPOR (EXPORTNEWS) の発行
- 1987年にバイヤー受付デスク (BRD) を設置。1994年の利用者数4,900人
- 海外の貿易振興機関との協力関係

国際機関(UNCTAD、GATT、ESCAP)、日本(JETRO、JICA)、ドイツ(GTZ/AMK)、オーストラリア(AAECP)、デンマーク(DIPO)、ノルウエー(NORIMPOD)

- 国際見本市への参加.22カ国、40見本市、インドネシアの参加企業600社以上
- 貿易ミッションの派遣…南アフリカ共和国、ケニア、オーストラリア等へ派遣
- 国内見本市の開催.Resource Indonesia '94 (1994年10月25-30日開催、海外からのバイヤー数4,500人、契約高1億6,000万ドル)
- 輸出フォーラムの開催..Resource Indonesia '94開催期間中に開催

 $\overline{\tau} - \overline{\forall}$: The global & regional economic outlook and Indonesia's export prospect the

role of ISO9000 in increasing competitiveness, etc.

- インドネシア輸出研修センター(IETC、Indonesia Export Training Center) 輸出マーケテイング、ビジネス英語・日本語、輸出商品の品質検査、経営管理、等非石油・ガス輸出促進のための研修を主に実施
- 輸出貢献企業の表彰制度 (PRIMANIYARTA、Successful Export) 1994年表彰企業数: 国家レベル16社、地方レベル43社

(2) 為替政策(通貨切り下げ)

これまでの為替政策は、以下の通りである。

1978年11月:管理フロート制に移行、ルピアの対ドルレートを33.6%切り下げ(IMF 方式)

1983年3月:ルピアの対ドルレートを27%切り下げ(IMF方式)

1986年9月:ルピアの対ドルレートを31%切り下げ(IMF方式)

1992年の年間実質切り下げ率: 約3.5% 1993年の年間実質切り下げ率: 約2.3% 1994年の年間実質切り下げ率: 約4.3%

(3)輸出入業務ライセンスの緩和

1988年1月1日以降は輸出業務の一般ライセンス(APE、APES)あるいは限定ライセンス(APIT)の登録制は輸出振興のために原則として廃止された。ただし、輸出管理品目、輸出割当品目(コーヒーなど)の輸出は登録認可業者に限られる。

1986年10月の規制緩和策で国産品保護を目的にした輸入流通統制制度が原則的に廃止された。1987年12月には106品目について輸入業者制度が廃止され、1988年11月には318品目が一般業者に開放された。また、1987年12月には認可総代理店にのみ輸入が認められる対象品目も278品目から70品目に削減されている。1996年6月にはさらに10品目を自由化している。

(4)輸入制限品目の削減

1993年6月に規制緩和で輸入規制対象品目数が464品目から324品目に削減された。この中には20年振りに輸入が解禁された完成車が含まれている。1995年5月に輸入制限品目数を270品目から189品目へ削減した。さらに1996年1月現在では119品目に削減されている。

(5)輸入関税、輸入課徴金の引き下げ

輸入関税の引き下げ、輸入課徴金の改定は1980年代にも度々実施されているが、1990年 以降の引き下げ状況は次の通り。

- 1990年5月に2363品目の工業品の関税率を大幅に引き下げ、117品目の輸入課徴金の引き下げあるいは免除
- 1991年6月に562品目の関税引き下げ、502品目の輸入課徴金の引き下げあるいは免除
- 1993年6月に221品目の関税引き下げ、76品目の輸入課徴金の引き下げ
- 1993年10月に198品目の関税引き下げ、119品目の輸入課徴金の引き下げあるいは廃止
- 1994年6月に739品目の関税引き下げ、121品目の輸入課徴金の撤廃
- 1995年5月に6,030品目について次のような輸入緩和措置を決めた。
 - ・ 輸入関税と輸入課徴金の税率の合計が10~35%の品目は5%の引き下げ、40%以上の品目は10%の引き下げ
 - ・ 輸入課徴金の対象108品目のうち45品目は撤廃、50品目は引き下げ
 - 乗用車関税を175%から125%へ引き下げ、商用車関税は10~25%の引き下げ
- 1996年6月に1,497品目の関税引き下げ、輸入課徴金の全廃、輸出船積み前検査の廃止

(6)ドローバック制度

輸出品を生産するために用いられた輸入品に課せられた関税、輸入課徴金は払戻を受けることができる。

(7)輸出志向型外国企業の誘致

インドネシア政府は1987年12月の政策パッケージで大規模な外資誘致策を公表し、積極的な輸出志向型外資誘致に乗り出した。中でも1993年6月に導入されたEPTE (輸出品生産用保税倉庫、Export Processing Entrepots)制度はその後年々改善されて、外資誘致に役立っている。なお、1986年に拡充されたEPZ(保税地域、Export Processing Zone)制度もEPTE制度と同様に外資誘致の役割を果たしている。

EPTE企業・工場あるいはEPZに立地する企業には各種の優遇措置が与えられる。(第5節3-外国投資制度の概要 参照)

また、1994年6月の外国投資法の改正により外資出資比率規制、資本委譲義務、最低投資額規制が原則的に撤廃された。

3.輸出動向

石油、天然ガスなど一次産品の輸出国であるインドネシアにとって、輸出動向は経済に 大きな影響を与える。経済開発に必要な資本財は基本的に輸入依存型であり、開発が加速 すると輸入も増大し、貿易収支の黒字が縮小する。貿易収支の黒字縮小は、対外債務利払 いの増大、海運収支の恒常的赤字などによるサービス収支の構造的赤字と相まって、経常 収支の悪化につながり、政策的な輸入抑制、即ち経済開発の抑制、インフラ開発プロジェ クトの延期などを余儀なくさせる。

石油・ガス依存型経済からの脱却は工業品の輸出拡大にかかっている。政府は1970年代から積極的に非石油・ガス産品輸出、とりわけ工業品の輸出拡大に取り組んだ。この結果、1981年には輸出総額252億米ドルの18%にすぎなかった非石油・ガス産品の輸出シェアは1987年には輸出総額171億米ドルの50.1%に達し、石油・ガス輸出のシェアを上回るに至った。非石油・ガス産品輸出額に占める工業品輸出額のシェアは1981年の59%から1987年には78%に拡大した。非石油・ガス産品輸出の拡大傾向はその後も続き、1994年の輸出総額401億米ドルに占めるシェアは76%、その中の工業品輸出のシェアは85%に達している。

工業品輸出の中では、合板、衣類、織物の3品目の輸出が特に大きく、1994年の輸出額と工業品輸出額に占めるシェアは合板が37億米ドルの14.5%、衣類が32億米ドルの12.6%、織物が26億米ドルの10%であった。これに続くものとして電気・電子機器があり、有望な輸出産業として育ちつつある。電気・電子機器(事務機器、通信機器、電気機器等)の輸出は1991年の4億米ドルから1994年には23億6、800万米ドルに急増した。これは政府の輸出志向型外資誘致政策の成果であるといえよう。

1994年の輸出相手国は日本が第1位で、輸出額は109億米ドル、輸出総額に占める割合は27%、第2位は米国で58億米ドル、シェアは15%、第3位はシンガポールで41億米ドル、シェアは10%であり、3カ国あわせて50%強のシェアを占める。特にシンガポールと日本向け輸出は両国のインドネシア進出企業による輸出が貢献しており、VTRなどのAV機器、乾電池、絶縁ケーブルなど機械類の輸出が日本向けに増加している。マレイシア、タイなどASEAN諸国向け輸出も増加しつつあり、マレイシアのインドネシア進出企業による輸出も開始された。ASEAN諸国は輸出主導型経済発展を経済政策の柱にしており、AFTAの関税引き下げスケジュールも公表されるなど域内の貿易自由化が進展している。ASEAN域内の工業品貿易は今後益々活発になることが予想される。

工業品輸出を伸ばすためには、工業品生産に必要な原材料、部品類、設備機器などの資本財を輸入しなければならない。1994年でみると、原材料、資本財輸入が輸入総額320億米ドルに占める割合はそれぞれ72%、23%に達した。原材料輸入額231億米ドルの中では、産業向け半製品が50%(116億米ドル)のシェアを占め、資本財用部品が14%(33億米ド

ル)、輸送機器用部品が13%(30億米ドル)を占める。また、資本財輸入では輸送機器を除く機械類輸入が資本財輸入額74億米ドルの89%に達している。

1995年の輸出は前年比13.4%増の454億1,800万ドルと好調を続けた。国別では日本向けが同12.4%増の122 億8,800万ドルで一位、米国向けが同8.5%増の63億2,200万ドルで第二位。地域別ではEU向けが同16.1%増の67億6,000万ドル、アジアNIES向けが同13.9%増の63億2,300万ドル、アセアン向けが同6.4%増の60億700万ドルであった。アセアン向けの伸び幅が縮小したが、これはシンガポール向け輸出が宝石類、通信機器等の不振により前年比9.2%減の37億6,700万ドルと落ち込んだためで、タイ(前年比75.2%増、7億300万ドル)、フィリピン(同61.7%増,5億9,000万ドル)、マレイシア(同33.6%増、9億8,700万ドル)向け輸出は大幅な伸びをみせた。

品目別にみると、石油・ガス輸出は前年比8.0%増の104億6,500万ドル、非石油・ガス輸出が同15.1%増の349億5,400万ドルであった。石油・ガス輸出は国際価格安定により5年振りに前年より増加した。非石油・ガス輸出では繊維・同製品が同7.0%増の62億300万ドルと回復したが、合板は同6.9%減の34億6,200万ドルと2年連続で前年を下回った。電気・電子機器は欧米を中心に同16.7%増の27億7,800万ドルと順調に拡大した。

輸出額と輸入額の関係を、すでに輸出産業といえるテレビ、ラジオ、VTRなどを含む通信機械とこれから輸出産業に育つ予定の自動車の2商品について、貿易特化係数(当該商品の輸出額から輸入額を引いた額を輸出額と輸入額を合計した金額で割った係数。係数が0.0以上100.0未満の場合に当該商品を輸出型商品とみなす)で比較してみよう。

表3-6-3にみられるように、1990年時点では、通信機械・機器の貿易特化係数は-64.7、自動車は-94.6であり、双方共輸入額が輸出額を大きく上回っていたが、この時点でも通信機械・機器のうちラジオの貿易特化係数はすでに輸出産業といえる87.9に達していた。通信機械・機器は1992年に-51.0、1994年に31.9と順調に輸出が伸びて輸入を上回った。1992年ではテレビが86.5、VTR・テープレコーダーが77.6とすでに輸出産業の仲間入りをしていたが、通信機器・同部品は輸入額が大きく、貿易特化係数は-68.8であった。1994年時点ではテレビ、ラジオ、VTRなどは90.0以上に達し、通信機器・同部品はまだ-29.9であるが、輸出が輸入を上回る伸びを年々続けている。

自動車の場合、貿易特化係数は1992年が-70.3、1994年が-76.3であり、1990年時点よりは輸出が増えているが、ほとんど横ばいである。この中では自動二輪車の係数が1990年の-75.7から1994年では-24.8と輸入を上回る輸出の伸びがみられ、輸出産業に育ちつつあるといえる。1994年時点では自動車産業は国内市場向けの組み立て生産が多く、自動車部品輸入の増加が著しい。完成車輸入は高関税により抑制されており、自動車輸入総額23億ドルの66%は部品輸入である。

表3-6-1 インドネシアのセクター別輸出推移

(単位:百万米ドル)

| | 1990年 | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 非石油・ガス | 14,604.1 | 18,247.2 | 23,296.2 | 27,077.1 | 30,359.7 |
| 農業セクター | 2,083.2 | 2,281.9 | 2,212.0 | 2,644.2 | 2,818.4 |
| 工業セクター | 11,878.5 | 15,067.5 | 19,613.1 | 22,944.0 | 25,702.1 |
| 鉱業セクター | 636.0 | 889.0 | 1,453.0 | 1,463.9 | 1,800.4 |
| その他 | 6.4 | 8.8 | 18.1 | 25.0 | 38.6 |
| 石油・ガス | 11,071.1 | 10,894.8 | 10,670.7 | 9,745.9 | 9,693.7 |
| 原油 | 6,219.9 | 5,695.6 | 5,397.8 | 4,778.4 | 5,071.6 |
| 石油製品 | 1,183.9 | 1,018.7 | 1,221.1 | 914.7 | 933.0 |
| ガス | 3,667.3 | 4,180.5 | 4,051.8 | 4,052.8 | 3,689.1 |
| 輸出総計 | 25,675.2 | 29,142.0 | 33,966.9 | 36,823.0 | 40,053.4 |

出所: Indikator Ekonomi, BPS, December 1995

表3-6-2 インドネシアの財別輸入推移

(単位:百万米ドル)

| A. Contract of the contract of | | | | | / |
|--|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 1990年 | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 |
| 消費財 | 876.9 | 958.4 | 1,212.8 | 1,146.1 | 1,430.2 |
| 原材料・中間 | 14,893.1 | 17,233.8 | 18,700.0 | 20,034.8 | 23,133.6 |
| 財 | | | | | |
| 資本財 | 6,067.0 | 7,676.6 | 7,366.8 | 7,146.9 | 7,419.7 |
| 輸入総計 | 21,837.0 | 25,868.8 | 27,279.6 | 28,327.8 | 31,983.5 |

出所: Indikator Ekonomi, BPS, December 1995

表3-6-3 特定品目(注)の輸出入推移

(単位:百万米ドル)

| SITC 番号 | 品目名 | 92 | 年 | 93 | 年 | 94年 | | |
|------------|---------------|-------|---------|-------|---------|---------|---------|--|
| 田石 | | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | 輸出 | 輸入 | |
| 71 | 動力機械・部品 | 17.8 | 1,678.2 | 28.8 | 1,616.8 | 49.4 | 1,752.0 | |
| 73 | 金属加工機器 | 2.2 | 505.4 | 5.4 | 369.2 | 2.4 | 440.0 | |
| 74 | 産業機械・部品 | 49.2 | 2,317.0 | 112.1 | 2,169.3 | 144.2 | 2,214.1 | |
| 75 | 事務機械・部品 | 139.6 | 181.3 | 156.7 | 200.7 | 299.9 | 176.5 | |
| 751 | 事務機械 | 13.3 | 40.0 | 20.6 | 40.6 | 67.5 | 39.4 | |
| 752 | 電算機・周辺機器 | 140.2 | 101.1 | 89.0 | 115.9 | 96.2 | 94.2 | |
| 759 | 事務機械用部品 | 22.1 | 40.2 | 47.1 | 44.2 | 136.2 | 42.9 | |
| 76 | 通信機械・部品 | 598.7 | 874.4 | 963.6 | 999.1 | 1,472.5 | 759.5 | |
| 761 | テレビ | 115.6 | 8.4 | 114.2 | 5.1 | 183.2 | 6.8 | |
| 762 | ラジオ | 156.9 | 14.5 | 238.7 | 4.7 | 268.9 | 5.8 | |
| 763 | VTR、 テープレコーダー | 76.9 | 9.7 | 353.2 | 9.7 | 620.4 | 5.7 | |
| 764 | 通信機器・部品 | 249.3 | 841.9 | 257.5 | 979.5 | 400.0 | 741.2 | |
| 77 | 電気機械・部品 | 335.9 | 1.514.1 | 418.3 | 1,737.1 | 596.0 | 1,766.8 | |
| 775 | 家庭用電気機器 | 5.2 | 34.4 | 15.8 | 26.2 | 16.9 | 33.3 | |
| 776 | カソード、半導体等 | 61.0 | 189.9 | 49.0 | 300.5 | 107.3 | 327.9 | |
| 778 | その他(含電装品) | 182.0 | 343.4 | 225.9 | 347.3 | 317.8 | 373.7 | |
| 78 | 自動車 | 181.5 | 1,040.0 | 334.2 | 1.324.1 | 314.2 | 2,335.2 | |
| 781 | 乗用車 | 7.5 | 170.2 | 17.5 | 190.9 | 16.6 | 86.3 | |
| 782 | 商用車 | 2.1 | 144.2 | 5.0 | 127.9 | 1.2 | 238.6 | |
| 784 | 自動車部品 | 22.4 | 479.8 | 24.9 | 702.0 | 34.4 | 1,532.5 | |
| 785 | 自動二輪車 | 110.1 | 208.1 | 252.3 | 270.3 | 243.2 | 403.5 | |

注:JICA調查対象品目(自動車、電機、機械部品等)

出所: B P S 貿易統計、各年版

表3-6-4 特定品目*の貿易特化係数**の推移

| SITC ⊐−ド | 品目名 | 1990年 | 1992 年 | 1994 年 |
|----------|--------------|-------|--------|--------|
| 番号 | | | | |
| 71 | 動力機械・部品 | -96.5 | -97.9 | -94.5 |
| 73 | 金属加工機械 | -97.1 | -99.1 | -98.9 |
| 74 | 産業機械・部品 | -97.1 | -95.8 | -87.8 |
| 75 | 事務機械・部品 | -99.4 | -13.0 | 25.9 |
| 751 | 事務機械 | -99.6 | -50.1 | 26.3 |
| 752 | 電算機・周辺機器 | -99.6 | 1.5 | 1.1 |
| 759 | 事務機械用部品 | -98.2 | -29.1 | 52.1 |
| 76 | 通信機械・部品 | -64.7 | -18.7 | 31.9 |
| 761 | テレビ | -42.6 | 86.5 | 92.8 |
| 762 | ラジオ | 87.9 | 83.1 | 95.8 |
| 763 | VTR,テープレコーダー | -63.3 | 77.6 | 98.2 |
| 764 | 通信機器・部品 | -77.2 | -54.3 | -29.9 |
| 77 | 電気機械・部品 | -78.9 | -63.7 | -49.6 |
| 775 | 家庭用電気機器 | -93.0 | -73.7 | -32.3 |
| 776 | カソード、半導体等 | -78.9 | -51.4 | -50.7 |
| 778 | その他(含電装品) | -53.9 | -30.7 | -8.1 |
| 78 | 自動車 | -94.6 | -70.3 | -76.3 |
| 781 | 乗用車 | -96.2 | -91.6 | -67.7 |
| 782 | 商用車 | -99.4 | -97.1 | -99.0 |
| 784 | 自動車部品 | -98.1 | -91.1 | -95.6 |
| 785 | 自動二輪車 | -75.7 | -30.8 | -24.8 |

注: * JICA 調査対象品目(自動車、電機、機械部品等)

** 貿易特化係数は次の式で算出。

(輸出額 - 輸入額) ÷ (輸出額 + 輸入額) × 100

出所: BPS 貿易統計、各年版

第7節 人材育成政策

1.インドネシアの就業状況

1990 年の人口センサスによるとインドネシアの人口は、179,381 千人であった。fertility rate の低下からインドネシアの人口増加率も低下する傾向をみせている。1970 年代には年平均 2.32%であった人口増加率は、1980 年代には年平均 1.98%に低下している。しかし、それでもなおインドネシアの人口規模は他の ASEAN 諸国と比べて非常に大きく、1995 年には 195,283 千人に達したものと推定されている。

インドネシアの労働人口は、人口の伸びを上回る急速な拡大をみせている。1980年代には年平均 2.8%の増加を記録している。しかし、今後は労働人口の伸びも減速する傾向にあるものと予測されている。若年労働者が多いことと女性労働者の比率が比較的高いこともインドネシアの労働市場の特徴となっている。

1992年における失業者数は 2,186千人で、失業率は 2.71%である。農村部での失業率が 1.52%であるのに対して、都市部では 5.78%となっており、都市部においては深刻な問題になっている。また、都市部においては高学歴者の失業者の比率が他の地域と比べて非常に高くなっている。求職者数で測られる失業率に現れる以上にインドネシアの失業状況は 深刻であり、潜在失業者(週の就業時間が 35 時間未満の労働者)率は、1990年には 42.1%と推定されている。

他の主要アジア諸国と比べるとインドネシアの労働者の教育水準は低いが、急速に向上してきており、労働人口に占める小学校未修了者の比率は、1980年には 67%であったものが 1990年には 46%に低下している。

1993 年における就業者数は、79,2001 千人であり、このうち 11.1%の 8,784 千人が工業セクターに従事している。工業セクターにおける業種別・企業規模別就業者数は表 3 - 7 - 2 に示した通りである。

表3-7-1 アジア主要国・地域における中等教育就学率

| 国・地域 | 中等教育就学率(%) |
|-------------------|----------------------|
| Country/Area | Enrollment Ratio (%) |
| 韓国 South Korea | 86 |
| 香港 Hong Kong | 73 |
| フィリピン Philippines | 73 |
| シンガポール Singapore | 69 |
| マレイシア Malaysia | 59 |
| インドネシア Indonesia | 47 |
| 中国 China | 44 |
| タイ Thailand | 29 |

出所:「Fairclough」、1993 年

表3-7-2 業種別・企業規模別工業セクター就業者数

(単位:人)

| | | 中・大企業 | 小企業* | 家内工業* | 合計 |
|-----------|--------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 食料品・飲料・煙草 | 1991年 | 643,021 | 309,603 | 1,483,593 | 2,436,217 |
| (31) | 1993 年 | 737,026 | 253,612 | 1,519,619 | 2,510,257 |
| 繊維・皮革製品・履 | 1991年 | 907,161 | 174,734 | 431,497 | 1,513,392 |
| 物 | 1993 年 | 1,065,881 | 230,520 | 469,995 | 1,766,396 |
| (32) | | | | | |
| 木製品 | 1991年 | 445,209 | 216,185 | 1,460,646 | 2,122,040 |
| (33) | 1993年 | 498,959 | 189,740 | 1,403,865 | 2,092,564 |
| 紙製品・印刷 | 1991年 | 102,429 | 11,415 | 12,224 | 126,068 |
| (34) | 1993 年 | 118,457 | 9,147 | 16,532 | 144,136 |
| 化学品・ゴム製品 | 1991年 | 377,775 | 11,647 | 2,542 | 391,964 |
| (35) | 1993 年 | 473,540 | 13,484 | 25,622 | 512,646 |
| 窯業・ガラス製品 | 1991年 | 129,919 | 171,789 | 300,353 | 602,061 |
| (36) | 1993 年 | 140,964 | 197,148 | 320,387 | 658,499 |
| 基礎金属 | 1991年 | 37,520 | - | - | 37,520 |
| (37) | 1993 年 | 38,651 | - | - | 38,651 |
| 金属製品・機械機器 | 1991年 | 305,179 | 63,128 | 62,327 | 430,634 |
| (38) | 1993 年 | 360,453 | 37,853 | 82,141 | 480,447 |
| その他 | 1991年 | 45,754 | 20,005 | 33,144 | 98,903 |
| (39) | 1993 年 | 63,708 | 20,534 | 50,145 | 134,387 |
| 合 計 | 1991年 | 2,993,967 | 978,506 | 3,786,326 | 7,758,799 |
| | 1993 年 | 3,497,639 | 952,038 | 3,888,306 | 8,337,983 |

注:* 1993 年の数字は、Jambi、Bengkulu、Timor Timur、Kalimantan Tengah、

Kalimantan Timur、Maluku、Irian Jaya を含まない。

出所:「Statisitik Indonesia 1994」、Biro Pusat Statistik、1995年

工業セクターの就業者の学歴別内訳は、表3 - 7 - 3 に示した通りである。大学卒業者の大半が政府部門に就職しているため、高学歴者の比率は小さい。

表3-7-3 工業セクター就業者の学歴

| 教育レベル | | 就業者数(人) | 比率 |
|--------------|-------------|-----------|--------|
| 全く教育を受けていない者 | | 806,027 | 9.2% |
| 小学校未任 | 修了者 | 1,707,187 | 19.4% |
| 小学校 | | 3,380,727 | 38.5% |
| SMTP | 一般課程 | 1,201,376 | 13.7% |
| | 職業課程 | 138,080 | 1.6% |
| SMTA | 一般課程 | 852,640 | 9.7% |
| | 職業課程 | 549,023 | 6.3% |
| Diploma I/ | II | 18,773 | 0.2% |
| Academy/l | Diploma III | 58,402 | 0.7% |
| 大 学 | | 72,060 | 0.8% |
| 合 計 | | 8,784,295 | 100.0% |

注:対象者は10歳以上の就業者。

出所:「Statisitik Indonesia 1994」、Biro Pusat Statistik、1995年

現在、インドネシアで実施されている職業訓練は、以下の大別される。

- ・教育文化省管轄の学校教育における職業課程中学校、職業課程高等学校
- ・労働省傘下の公的訓練センター(Balai Latihan Kerja (BLK), Kursus Latihan Kerja (KLK))
- ・産業貿易省傘下のアカデミー、訓練センター
- ・州立ポリテクニック(中級レベルのテクニシャン養成のためのディプロマ・プログラム)
- ・民間企業による社内訓練

インドネシア政府は、学校教育、職業訓練を通じた労働力の質の向上に努めている。職業訓練の強化を重視しており、訓練施設、教材、インストラクター、産業界とのリンクの強化などが進められている。

2. 学校教育の現状

インドネシアの学校教育は、基本的には大きく4つの段階に分けられる。

| 小学校(SD) | 7~12歳 |
|------------|---------|
| 中学校(SMTP) | 13~15 歳 |
| 高等学校(SMTA) | 16~18 歳 |
| アカデミー/大学 | 19~24 歳 |

中学校、高等学校はそれぞれ普通課程と職業課程に分かれる。アカデミーは、短大に相当し、教育期間は通常、2~3年である。大学は4~5年制となっている。教育文化省管轄の上記学校の他に、宗教省管轄のイスラム学校がある。

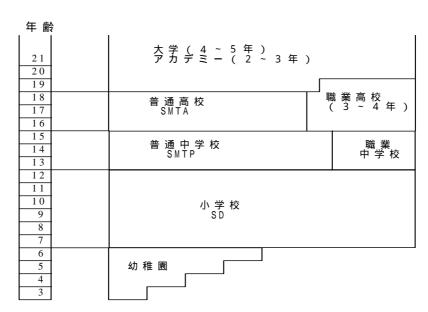
Repelita VI における就学率の目標は以下の通りである。また、Repelita VI における教育面での開発の中心プログラムは、小・中学校の義務教育化(the Nine-Year Universal Basic Education Program)である。

表 3 - 7 - 4 Repelita VI における就学率目標

| | Repelita V 終了時 | 1994/95 年 | 1998/99 年 |
|---------------|----------------|-----------|-----------|
| 小学校(7-12 歳) | 93.5% | 93.7% | 94.0% |
| 中学校(13-15 歳) | 39.9% | 41.2% | 48.6% |
| 高等学校(16-18 歳) | 24.7% | 25.0% | 30.4% |
| 高等教育(19-24 歳) | 10.5% | 10.9% | 12.8% |

出所:「Repelita V - A Summary」、BAPPENAS

図3-7-1 インドネシアにおける学校教育システム



3. 労働省による職業教育の現状

現在、労働省管轄の職業訓練センターは、27 州に 156 ヶ所ある。その内訳は以下の通りである。

Balai Latihan Kerja Type A(大規模) 34 ヶ所 Balai Latihan Kerja Type B (中規模) 16 ヶ所 Kursus Latihan Kerja (小規模) 106 ヶ所

職業訓練センターの訓練プログラムは、 Mobile Training Programmes、 Standard Training Programmes、 Instructor Training Programmes、 Tailor Made Training Programmes に大別される。Mobile Training Programme は、僻地での職業訓練のために Mobile Training Units (MTU)によって実施される。

職業訓練センターの入校資格は、18歳以上で小学校卒以上であることである。訓練期間は、標準で4ヶ月である。1995年9月からは、企業での実習を取り入れた3年間の徒弟訓練制度を開始させている。

職業訓練センターによる主な訓練課目は、以下の通りである。

表3-7-5 労働省傘下の職業訓練センターの主要訓練課目

| Major Fields | Sub-trades |
|-------------------------|--|
| Mechanical Engineering | Gas welding, arc welding, machining, plumbing, sheet metal, pipe fitting, foundry |
| Electrical & Electronic | Dwelling installation, power installation, air conditioning & refrigeration, radio, B/W & color television, amplifier |
| Automotive Engineering | Diesel engine, petrol engine, motor cycle, auto body repair, speed boat |
| Construction | Furniture, carpentary & joinnery, bricklaying & masonry, designing & technical drawing, steel reinforcement, building construction |
| Commercial | Typing, book keeping, office administration, secretarial, computer, hospitality |
| Agricultural | Farming, fishery, agricultural mechanization, animal husbandary |
| Miscellaneous | Dress making/tailoring/embroidery, hair dressing, beauticians, wood and/or metal carving, handicrafts |

出所:「Training at Vocational Training Centres」、Ministry of Manpower

労働省傘下の153ヶ所の職業訓練センターの訓練実績は表3-7-6に示した通りである。1985/86年度以降、訓練実績は大幅な落ち込みをみせた。これは、予算の削減が主な理由であった。1990年代に入ると訓練実績は再び増加し、1992/92年度には10万人を超えている。

表3-7-6 労働省の職業訓練センターの訓練実績

(単位:人)

| 分 野 | 1984/85 | 1985/86 | 1986/87 | 1987/88 | 1988/89 | 1989/90 | 1990/91 | 1991/92 | 1992/93 | 1993/94 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| Mechanics | 13,507 | 11,230 | 5,432 | 2,268 | 3,493 | 3,531 | 2,248 | 9,424 | - | - |
| Electronics | 16,503 | 11,703 | 5,922 | 3,196 | 4,509 | 5,237 | 3,448 | 10,552 | - | 1 |
| Automotive | 15,884 | 13,835 | 7,354 | 3,234 | 4,107 | 4,840 | 3,758 | 10,927 | - | ı |
| Building | 14,225 | 9,494 | 4,721 | 2,998 | 3,344 | 4,148 | 3,592 | 8,663 | - | - |
| Business/ | 5,227 | 6,966 | 4,133 | 1,297 | 3,186 | 3,275 | 1,431 | 4,211 | - | - |
| Admin. | | | | | | | | | | |
| Miscellaneous | 28,606 | 25,864 | 11,324 | 6,741 | 6,223 | 9,277 | 6,921 | 15,087 | - | 1 |
| Agriculture | 19,512 | 14,053 | 4,925 | 3,294 | 5,343 | 5,411 | 15,597 | 14,770 | - | - |
| Total | 113,46 | 93,145 | 43,811 | 23,028 | 30,205 | 35,719 | 36,014 | 73,634 | 80,951 | 105,881 |
| | 4 | | | | | | | | | |

出所:「Manpower and Employment Situation in Indonesia 1994」、Ministry of Manpower、1995年

労働省の職業訓練センターに関しては、 設備が老朽化している、 指導員のレベルが低く、指導員の大半は高校卒レベルである、 予算が足りないなどの問題点が指摘される。 その結果、短期間の基礎訓練が中心とならざるをえない現状である。

4.産業貿易省による職業教育の現状

(1)産業貿易省の職業教育体制

産業貿易省の職業教育は、 職業高等学校、 アカデミー、 カレッジの3つのタイプ から成っている。各タイプの施設数は、以下の通りである。

職業高等学校9ヶ所アカデミー6ヶ所カレッジ2ヶ所

職業高等学校は、工業技術高校(Sekolah Menengah Teknologi Industri, SMTI)が、Jogyakarta、Ujung Pandang、Pontianak、Padang、Tanjung Karang、Banda Aceh の 6 ヶ所に、分析化学高校(Sekolah Menengah Analis Kimia)が、Bogor、Ujung Pandang、Padang の 3 ヶ所にある。アカデミー・カレッジは表 3 - 7 - 7 に示した。これらは、いずれも教育文化省の認定を受けた学校である。1993/94 年度の実績で、ディプロマ・レベル(アカデミー及びカレッジ)に 4,840 名、職業高等学校に 3,883 名が在籍している。

表3-7-7 産業貿易省傘下のアカデミー・カレッジ

| 学校名 | 教育期間 | 場所 | 設立 |
|---|-------------|------------|--------|
| College of Textile Industry | Diploma IV | Bandung | 1954年 |
| (Sekolah Tinggi Technologi Tekstil, STTT) | | | |
| College of Industrial Management | Diploma IV | Jakarta | 1968 年 |
| (Sekolah Tinggi Manajemen Industri, STMI) | | | |
| Academy of Business Administration | Diploma III | Jakarta | 1961年 |
| (Akademi Pimpinan Perusahaan, APP) | | | |
| Academy of Leather Technology | Diploma III | Yogyakarta | 1958年 |
| (Akademi Teknologi Kulit, ATK) | | | |
| Academy of Analytical Chemistry | Diploma III | Bogor | 1959 年 |
| (Akademi Kimia Analis, AKA) | | | |
| Academy of Industrial Technology | Diploma III | Ujung | 1967 年 |
| (Akademi Teknologi Industri, ATI) | | Pandang | |
| Academy of Industrial Technology | Diploma III | Padang | 1974 年 |
| (Akademi Teknologi Industri, ATI) | | | |
| Academy of Chemical Engineering | Diploma III | Medan | 1983 年 |
| (Pendidikan Teknologi Kimia Industri, PTKI) | | | |

出所:「Buku Panduan Pendidikan dan Latihan Industri」及び産業貿易省資料

(2)職業訓練

産業貿易省が実施する経営訓練は、定期訓練と非定期訓練とに分けられる。定期訓練は、 国営企業の従業員を対象に定期的に実施される。内容は、 Supervisory Management Course、 Middle Management Course、 General Management Course、 Advance Management Course である。非定期訓練は、産業界のニーズに合わせて実施される。主なコースは、 Training Officer Course、 Training of Trainers、 Achievement Motivation Training、 Achievement Motivation Training for Trainers、 Entrepreneurship Courses などである。1990~1994 年間の 訓練実績は、定期訓練が 2,297 名、非定期訓練が 930 名であった。

(3)産業訓練開発センター(PUSBINLAT)の組織

産業貿易省で職業訓練を担当しているのは産業訓練開発センター(PUSBINLAT)である。 PUSBINLAT の果たしている機能は以下の通りである。

- ・教育プログラムの作成
- ・教育訓練の管理運営
- ・教育訓練に関する各実施機関間のコーディネーション

PUSBINLAT は、 職業訓練部、 職業技術部、 管理部の 3 つの部門から構成される。 職業訓練部は、 PUSBINLAT が管轄する学校を監督し、教育プログラム・カリキュラム・シラバスの作成、教員・講師の養成、各教育機関間の活動のコーディネーションを行う。 職業技術部は、職業訓練・職業セミナーを運営を行う。管理部は、 PUSBINLAT の全般的な管理運営を行う。

5. 職業訓練をめぐる問題点

インドネシアにおける人材開発上の問題点としては以下の点が指摘される。

国土の広いインドネシアで教育・職業訓練を実施することはコストがかかり、また、 効果も非効率的なものとなる。

職業訓練に関する管轄官庁、実施機関間の調整が不十分である。労働市場の需要に合った標準訓練モデルが確立される必要がある。

上級技術、最新技術に関する教育訓練が実施されていない。

職業訓練は、政府機関によるものが中心となっている。民間による職業訓練の活性 化が必要である。

第8節 インフラ整備

1. 工業団地の現状

(1)開発規模

インドネシアでは 1995 年 12 月末時点で 57 ヶ所 (約 18,000 ha) の工業団地が運営されており、9ヶ所 (約 2,600 ha) の工業団地が建設中である (表 3 - 8 - 1 参照)。開発許可申請中及び計画段階の工業団地を含めると全部で 167ヶ所 (約 51,000 ha) の工業団地が将来的には開発される予定である。これは現在の開発規模の 1.7 倍に相当する規模である。1989 年には8ヶ所 (2,896 ha) の工業団地しか存在しなかったことを考慮するとインドネシアの工業化の拡大に対応したインフラ整備と言えよう。

このうち輸出加工区 (EPZ) も独立または工業団地と並列して存在しており、その数は 15 ヶ所となっている。

(2)開発事業体

工業団地開発は政府によって開発されたものよりも民間資本によって開発されたものが殆どである。このうち外国資本によって開発されたもの、計画中のものが約2割存在している。日系企業によって開発または開発中の工業団地も13件存在している。工業団地の中には標準建屋が準備されたものから、造成のみで提供されるものなどがある。価格はジャカルタ近郊で50~80米ドル/㎡となっている。

(3)地域的特性

地域的にはジャワ島に集中している。件数ベースで全体の約80%に相当する130ヶ所で、 うちジャカルタ近郊から西方にかけて将来的には84ヶ所の工業団地が整備される予定で ある(図3-8-1参照)。

地域的にはジャカルタ周辺に集中しているが地方開発の視点から注目されるのはリアウ州である。バタム島がこの州に所属するため、この地域の工業団地開発規模が大きくなっている。件数ベースでは全体の約 10%程度であるが、面積ベースでは全体の約 20%となっている。比較的大型の工業団地が開発または計画されていることがうかがえる(表3-8-1参照)。

表 3 - 8 - 1 工業団地開発計画

| | | | | | | | | 開発事業体 | | | |
|-----|--------------------|------------|--------------|-----|-----|------|------|-------|-----|----|-----|
| | 地 域 | 合 | 計 | 運営中 | 建設中 | 開発許可 | 計画段階 | 政 | 地 | 外 | 輸出 |
| | 1면 13% | *L = 1 = 1 | | | | 申請中 | | 府 | 場 | 資 | 加工区 |
| | | 数 | 面積(ha) | | | | | 系 | 系 | 系 | |
| I | DKI JAKARTA | 6 (4%) | 3,195 (6%) | 5 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| II | WEST JAVA | 84 (50%) | 23,252 (46%) | 21 | 6 | 45 | 12 | 1 | 57 | 13 | 6 |
| 1) | TANGERANG | 17 | 3,370 | 1 | 3 | 9 | 4 | 0 | 13 | 1 | 0 |
| 2) | SERANG | 18 | 4,088 | 2 | 0 | 15 | 1 | 1 | 17 | 0 | 1 |
| 3) | BEKASI | 16 | 5,157 | 9 | 3 | 4 | 3 | 0 | 9 | 5 | 2 |
| 4) | KARAWANG | 18 | 7,919 | 6 | 0 | 9 | 0 | 0 | 8 | 5 | 2 |
| 5) | PURWAKARTA | 6 | 1,000 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| 6) | BOGOR | 4 | 556 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 7) | BANDUNG | 2 | 600 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 8) | SUMEDANG & CIREBON | 3 | 562 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| III | CENTRAL JAVA | 12 (7%) | 2,477 (5%) | 7 | 1 | 4 | 0 | 1 | 11 | 0 | 1 |
| IV | EAST JAVA | 28 (17%) | 6,175 (12%) | 8 | 0 | 11 | 9 | 1 | 19 | 1 | 3 |
| V | RIAU | 15 (9%) | 9,212 (18%) | 8 | 0 | 3 | 4 | 0 | 7 | 5 | 1 |
| VI | OTHERS | 22 (13%) | 6,672 (13%) | 8 | 1 | 5 | 8 | 3 | 11 | 1 | 3 |
| | MEDAN | 7 | 1,565 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 4 | 0 | 1 |
| | SOUTH SUMATRA | 1 | 1,442 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | OTHERS | 14 | 3,665 | 7 | 0 | 3 | 4 | 2 | 7 | 1 | 2 |
| | TOTAL | 167(100%) | 50,983(100%) | 57 | 9 | 68 | 33 | 8 | 106 | 22 | 15 |

注:1995年12月時点

出所:"Center for R&D of Resources, Industrial Zone & Environment" MOIT

図3-8-1 ブカシ、カラワン、チカンペックの工業団地

出所:「インドネシア」JETRO、1996年3月

表3-8-2 主な工業団地の概要

| 工 業 団 地 名 | MM2100 (MMド ウアリプ・ スラトウス) (MM2100 Industrial Town) | EJIP (イジップ) (East Jakarta Industrial Park) | チカラン工業団地 (Cikarang Industrial Estate) | カラワン工業団地 (Karawang International Industrial City) | |
|--------------|---|---|--|---|--|
| 開発事業体 | P.T. Megalopolis Manunggal Industrial Development | P.T.East Jakarta Industrial Park (EJIP社) | P.T.Kawasan Industri Jababeka | P.T.Maligi Permata Industrial Estate | |
| 外資の出資状況 | 日系 45% 地場系 55% | 日系 60% 地場系 40% | 日系、地場 | 日系 50% 地場系 50% | |
| 所 在 地 | 西ジャワ州ブカシ県チビトン | 西ジャワ州ブカシ県ルマアバン | 西ジャワ州ブカシ県チカラン | 西ジャワ州カラワン県 | |
| 開発予定面積 | 5 0 5 ha | 3 2 0 ha | 1 , 2 4 0 ha | 1 , 2 0 0 ha | |
| 造成済面積 | 3 4 5 ha | 3 2 0 ha | 7 9 0 ha | 1 5 0 ha | |
| 進出企業数(契約ベース) | 8 2 社 | 60社 | 9 0 社 | 2 4 社 | |
| 日系企業数(契約ベース) | 5 5 社 | 5 1 社 | 16社 | 17社 | |
| E P Z の 有無 | 有り | 無し | 無し | 有り(申請中) | |
| 価 格 | 85 米ドル/m² | 75~80 米ドル/m² | 80 米ドル/m² | 60~66 米ドル/m² | |

出所:BKPM 資料

表3-8-2 主な工業団地の概要(続き)

| 工業団地名 | スルヤチプタ工業団地 (Suryacipta City of Industry) | インドタイセイ工業団地 (Bukit Indah Industrial Park) | タンジュン・ウマス輸出 加工区 (Tanjung Emas Export Processing Zone) | ピエール工業団地(PIER) (Pasuruan Industrial Estate Rembang) |
|--------------|---|--|--|---|
| 開発事業体 | P.T.Suryacipta Suwadaya | P.T.Indotaisei Indah Development(IID) | P.T.Lamicitra Nusantara | P.T.Surabaya Industrial Estate Rungkut(Persero) |
| 外資の出資状況 | 地場系 100% | 日系 49% 地場系 51% | 地場系 100% | 地場系 100% |
| 所 在 地 | 西ジャワ州カラワン県トルクジャンベ | 西ジャワ州カラワン県チカンペック | 中部ジャワ州スマラン市 | 東ジャワ州パスルアン県ルンバン |
| 開発予定面積 | 1 , 0 0 0 ha | 7 0 0 ha | 1 0 1 ha | 4 7 4 ha |
| 造 成 済 面 積 | 2 0 0 ha | 3 0 0 ha | 2 4 ha | 1 5 0 ha |
| 進出企業数(契約ベース) | 3 社 | 5 社 | 1 2 社 | 3 2 社 |
| 日系企業数(契約ベース) | 0 社 | 5 社 | 2 社 | 3 社 |
| E P Z の 有無 | 無し | 有り | 有り | 有り |
| 価 格 | 50~55 米ドル/m² | 50 米ドル/m² , EPZ 55 米ドル | レンタル | 30 米ドル/m²,36 米ドル |

出所:BKPM 資料

表3-8-2 主な工業団地の概要(続き)

| 工 業 団 地 名 | BATAMINDO(BIP) (Batamindo Industrial Park) | ビンタン工業団地 (Bintan Industrial Estate) | カビール工業団地 (Kabil Industrial Estate) |
|--------------|--|---|---------------------------------------|
| 開発事業体 | シンカ [*] ホ [°] ール側 BIM イント [*] ネシア側 BIC | シンカ [*] ホ [°] ール側 BIEM イント [*] ネシア側 BIIE , BIES | P.T.Kabil Indonusa Estate |
| 外資の出資状況 | シンガポール系 45% 地場系 55% | シンガポール系 45% 地場系 55% | オランタ・系 25% 地場系 75% |
| 所 在 地 | リアウ州バ・タム島ムカクニン地区 | リアウ州ビンタン島ロバム地区 | リアウ州バ・タム島 |
| 開発予定面積 | 2 8 9 ha | 4,000 ha | 1 8 0 ha |
| 造成済面積 | 1 7 4 ha | 5 5 ha | 1 0 0 ha |
| 進出企業数(契約ベース) | ファ社 | 15社 | 1 2 社 |
| 日系企業数(契約ベース) | 3 2 社 | 1 社 | 0 社 |
| E P Z の 有無 | 有り | 有り | 有り |
| 価 格 | 114 米ドル/m² | 57 米ドル/m² | 42 米ドル/m² |

出所:BKPM 資料

2. バタム島開発状況

シンガポールの南東約 20Km の海上にあるバタム島は、面積 415 平方キロ(シンガポールの面積の 67%)の島で、その南方に近接しているレンパン島(面積 165 平方キロ)、ガラン島(面積 80 平方キロ)と併せて現在バタム工業開発庁のもとに、工業団地、住宅地、リゾート地の総合開発が進められている(図3-8-2参照)。

(1)開発の歴史

1971年に大統領令 No.74-1971が出されバタム島の総合開発推進が決定された。1972年に日本の日商岩井、米国のベクテル社、インドネシア国営石油公社(Pertamina)の手により開発のマスタープラン策定が行われた。また同時に現在の Batu Ampar 地区に工業団地の建設が開始され、74年には一部の地域の保税区域指定が行われた。76年から78年にかけて政府による本格的な建設が開始され、1978年には Dr. Habibie を長官とするバタム工業開発庁が設立され、同年の大統領令 No.41-1978により全島が保税区域に指定されるとともに、官民による各種の工業団地、住宅地、リゾート地の開発プロジェクトが推進されることとなった。

(2)バタム島開発の進展動向

| 年 | 1978 | 1983 | 1993 | 1994 |
|------------|-------|-------|---------|---------|
| 人口(千人) | 31.8 | 43.0 | 146.2 | 162.5 |
| 労働力 (千人) | 2.2 | 5.5 | 44.0 | 70.4 |
| 企業数(社) | 10 | 55 | 3,855 | 4,496 |
| 観光客数(千人) | - | 9.7 | 680.4 | 871.6 |
| 電力(MW) | 5 | 18 | 200 | 200 |
| 投資額(百万米ドル) | | | | |
| 政 府 | 116.0 | 253.0 | 742.7 | 859.1 |
| 民間 | 81.4 | 248.9 | 3,781.8 | 4,169.2 |

(3)バタム島内の工業団地

バタム工業開発庁発行の案内書によると、現在までにバタム島内に建設された工業団地は下記の8ヶ所(又は9ヶ所)である(図3-8-3参照)。

PT Kabil Indonusa Estate

(PT Citra Agramasiniti Nusantara)

PT Suar International Development

(Kuang Hwa Industrial Park)

a. PT Aman Sejati Propertindo

b. PT Kara Primanusa

PT Batamindo Investment Corp.

(Batam Industrial Park)

PT Seafront Industrial City

(PT Karyatama)

PT Spinindo Mitradaya Batam

PT Trisatya Usaha

PT Putri Selaka Kencana

但し、上記の工業団地には 1978 年以前に建設された工業団地が含まれていない。この 典型例が重工業向けの Batu Ampar 工業団地である。一方、バタム島と一体開発が計画さ れている Rempang 島、Galan 島にはまだ工業団地の造成は行われておらず、バタム島とこ れらの島を 6 本の橋で繋ぐ構想が実現するまで待つ必要があるものとみられる。

1995 年 6 月現在、上記の 8 ヶ所の工業団地への投資申請件数は 213 件で、うち約 50%が既に操業を始めている。

(4) BATAMIND Industrial Park の概要

上記の工業団地の中で、最大規模で、最も大きい特色を持つのがインドネシア側サリムグループとシンガポール側シンガポール政府技術公社、ジュロン環境工学社の共同企業体の手により開発された BATAMINDO 工業団地である。電気・電子産業(無公害・軽工業)の誘致を目的として建設されている。シンガポールの工業団地建設経験を生かして工業団地内のインフラストラクチャを完備させるとともに、A(大企業向け平屋工場棟)、B(中規模企業向け平屋工場棟・2階を事務所として利用できる。)、C(小規模企業向け3階建て工場棟)の3タイプの既設工場を提供している。

現在まだフェーズ の拡張工事中であるが、これまでの開発面積は 500 万平方mで、約65 社(うち日系約30社)が操業を開始している。

電気・電子関係の日系企業の大半もこの工業団地内に立地しており、工業団地の管理事務所内には日本食レストランもある。

図3-8-2 バタム島、ビンタン島の位置

図3-8-3 バタム島の工業団地

3.インフラの現状

(1)運輸

1)道路

ジャワ島、スマトラ島、スラウェシ島、バリ島の都市間は高速道路、あるいは国・州道 路で結ばれているが、スラウェシ、カリマンタン、イリアンジャヤの開発は遅れている。

第 1 次長期開発計画の結果、国道の総延長は 1 万 7,800Km、州道 3 万 2,250Km 県道 16 万 8,602Km、市道 2 万 5,518Km となり、この内、幹線道路は 1 万 420Km、支線道路は 3 万 9,630Km、地方道路は 19 万 4,120Km であり、この舗装率は 85%にまで伸びたとされる。道路舗装率を ASEAN 諸国と比較するとマレイシアとほぼ同率で高い。

道路状態は 1991 年時点で、損壊しているもの 22.1%、ひどく損壊しているもの 16.1% で、優良とされるのは 32.85%である。損壊している道路は 1986 年の 19.2%から増えている。

開発に際しては、工業地域、あるいは発展の著しい地域が優先的に実施され、イリアンジャヤ、西部、中央・東部カリマンタン、ジャカルタ、アチエなどでも重点的に開発が行われる。一方、ジャカルタ地域では、国内・海外企業による有料道路の建設が進んでおり、1994年1月時点で17の有料道路が開設されている。チャワン・タンジュンプリオク間の高速道路も完成している。

インドネシアでは、近年モータリゼーションが急速に進展している。特に都市部における経済発展がもたらした中産階級の出現によるものと言われている(全国平均の一人当たりの所得は700米ドルに対し、ジャカルタのそれは3,000米ドルと推定されている)。ジャカルタにおける交通渋滞は非常に激しく、特に朝夕の交通ラッシュの時間帯はタクシーなどなかなか拾えない。他の開発途上国の首都に比べて交通事情は劣悪な状態にあり、急増する交通量へ対応した道路網の整備が急務となっている。

図3-8-4 インドネシア全土

2)鉄道

鉄道は PJKA (国有鉄道)によって運営され、サービスの向上、経営の健全化、安価でかつ安全な輸送の実現を目標としてきた。しかし、赤字体質という根本問題に加え、鉄道施設や車両の老朽化、過剰な従業員と士気の低下など、解決困難な種々の問題が生じていたため、90 年 10 月に Perumka (鉄道公社)に形態転換した。だが、鉄道部門は依然として運転遅延の克服、輸送力の増強などの課題を抱えている。

鉄道の軌道はすべてオランダ統治時代に建設されたもので、ジャワ、マドゥラ、スマトラにのみ敷設されており、大部分の車両は老朽化している上、ジャワ島一部区間を除き、単線である。93 年時点でのジャワ島及びスマトラ島の軌道距離は、5,051Km である。

92 年における総輸送乗客数は 7,297 万人であり、89 年の 5,554 万人より 31.4% 増になっている。また、貨物の総輸送量は 1,388 万トンに上った。

都市鉄道は、ジャカルタ圏、スラバヤ圏に敷設されているが、他都市ではほとんど整備されていない。現在、ジャカルタとボゴール、タンゲラン、ブカシ(ジャボタベック)間には総延長 96Km の複線軌道が敷設されており、これら鉄道網の鉄道車両保有状況は 93年時点で客車数 922 両、貨車 8,906 両、機関車 364 両となっている。

経済発展により交通量が急増するジャカルタ中心部では、交通渋滞の解消を目指して地 下鉄を建設する計画もある。

表 3 - 8 - 3 鉄道輸送実績

| | 1989 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 (注) |
|---------------|--------|--------|--------|--------|----------|
| Jawa - Madura | | | | | |
| 貨物・千トン | 5,276 | 4,961 | 4,900 | 4,848 | 3,928 |
| 乗客 千人 | 53,285 | 55,821 | 60,365 | 70,909 | 70,615 |
| Smatera | | | | | |
| 貨物・千トン | 6,301 | 7,572 | 8,826 | 9,035 | 6,646 |
| 乗客 千人 | 2,259 | 2,213 | 2,127 | 2,057 | 1,724 |

注:9月分まで

出所: Indikator Ekonomi, Biro Pusat Statistik, 1994 年 7 月

3)海運・港湾

群島国家であるインドネシアでは、地勢上からも海上輸送力の整備・増強・効率化が長年の課題である。同国では十数年来自国海運保護政策を採用してきたが、1988年11月の規制緩和政策パッケージにおいて、内外航のライセンスを一体化し、合弁形態での外国資本の内国航路への参入を認可した。92年には、法改正があり、設立基準の引き上げ等若干の規制が加えられた。

92 年時点で、インドネシアには 349 の港湾があり、この内 127 港が外航船舶の受け入れ 設備を備えている。船舶保有数は第 5 次開発 5 ヶ年計画終了時には、客船数 13 隻、外航 船舶数 27 隻など 1,463 隻に増加、住民海運の船舶数は 3,974 隻となった。

主要4港は、最大港であるジャカルタのタンジュン・プリオク港の他、メダンのベラワン港、スラバヤのタンジュン・ペラク港、スラウェシのウジュン・パンダン港である。主要4港の輸送実績は、90年から93年の間に内航が積み込み量、積み卸し量それぞれ17.1%、19.3%増加にとどまったのに対し、外航は積み込み量が34.8%、積み卸し量に関しては37.7%の大幅増になっている。

コンテナ化の遅れや東部インドネシアにおける海運部門の未開発は著しく、第6次開発 5ヶ年計画中には、コンテナ港湾7港の開発・改善、158地点の波止場の開発、1億6,700 万トンの輸送力を持つ国内貨物船の建設などを目標としている。

表3-8-4 主要4港の海上輸送実績

(単位: 千トン)

| | 単 位 | 1990年 | 1991 年 | 1992 年 | 1993 年 | 1994 年 (注2) |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 内 舫 | ቪ 積み込み | 8,527 | 8,486 | 9,368 | 9,988 | 3,719 |
| | 積み卸し | 24,214 | 26,098 | 27,308 | 28,893 | 11,759 |
| 外 舠 | ቪ 積み込み | 9,204 | 9,469 | 11,628 | 12,411 | 5,295 |
| | 積み卸し | 13,022 | 14,982 | 17,436 | 17,931 | 8,814 |

注1:1992~1994年は年暫定値。

注2: タンジュンプラク港のデータは2月まで。ウジュンバンダン港のデータは5月まで。 その他は6月まで。

注3: 主要4港は、グラワン、タンジュン・プリオク、タンジュンプラグ、ウジュン・パンダン。

出所: Indikator Ekonomi, Biro Pusat Statistik, 1994.7.

4)航空

広大な国土を持ち、大小様々な島から成るインドネシアでは、短時間で移動が容易な飛行機は効率的な輸送手段である。1994年時点でインドネシアには26の国内航空会社があり、このうち6社が旅客輸送サービスを行っており、その他はチャーター線および貨物輸送サービスに従事している。

国営ガルーダ・インドネシア航空は国内線、国際線を有し、インドネシアを訪れる観光 客の 60%を運んでいるが、近年国際線の拡張に力を入れている。

国内航空会社としては、ガルーダ航空出資のムルパティ航空、民間航空会社であるボラク航空、マンダラ航空がある。89年に民営化されたスンパティ航空は、国内線に加えて、近距離地域への国際線も所有しており、近年その成長が注目されている。

航空輸送実績によると、90年から93年にかけて国内線は停滞しているのに対して、国際線は便数、旅客数、貨物量すべてにおいて目覚ましい伸びを見せている。

インドネシアの空の便の拠点であるジャカルタ・スカルノ・ハッタ国際空港は、85年に建設され、92年3月には新ターミナルが完成した。93年には発着便合計約17万便、約1,145万人の旅客が利用している。国内には、大型ジェット機の発着設備を持つ6空港を含む合計72の空港があり、政府はウジュンパンダン、メダン、ビアク、ソロなどの23ヶ所を国際空港にする計画であり、これによってアメリカに次いで世界で2番目に国際空港の多い国となる。

科学技術の飛躍的な向上を目指すインドネシアは、94年 11月には初の独自開発による中距離旅客機の試作に成功した。第6次開発5ヶ年計画中には、国内線旅客数1,220万人、国際線旅客数960万人の輸送を行えるよう航空機の収容力を整備、ハブ空港を12港、地方13空港を整備、スマトラ、カリマンタン、スラウェシ、マルク、ヌサテンガラ、イリアンジャヤなどへの便を開設する予定である。

表 3 - 8 - 5 航空輸送実績

| 国 | 内線 | | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 (注) |
|-------|-----|---|---------|---------|---------|---------|----------|
| 便数 | 出 | 発 | 267,709 | 279,731 | 287,842 | 274,585 | 70,528 |
| | 到 | 着 | 267,109 | 279,150 | 288,042 | 273,946 | 74,713 |
| 旅客 | 出 | 発 | 8,345 | 8,534 | 9,119 | 9,405 | 2,514 |
| (千人) | 到 | 着 | 8,230 | 8,585 | 9,198 | 9,363 | 2,509 |
| 貨物 | 積み込 | み | 90,933 | 111,329 | 108,614 | 109,078 | 28,362 |
| (千トン) | 積み卸 | し | 84,650 | 98,511 | 97,627 | 96,485 | 25,545 |

| 国 | 際線 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 (注) |
|------|------|---------|--------|---------|---------|----------|
| 便数 | 出 | 19,929 | 21,115 | 26,832 | 32,905 | 8,203 |
| | 到 | 20,036 | 20,729 | 26,401 | 32,279 | 8,155 |
| 旅客 | 出 | £ 2,179 | 2,211 | 2,838 | 3,536 | 921 |
| (千人) | 到 | 2,183 | 2,315 | 3,092 | 3,436 | 950 |
| 貨物 | 積み込み | 70,076 | 71,424 | 107,139 | 112,235 | 35,102 |
| (トン) | 積み卸し | 38,909 | 35,490 | 42,487 | 51,549 | 12,879 |

注:3月まで

出所: Indikator Ekonomi, Biro Pusat Statistik, 1994.7.

(2)通信

1)郵便

郵政事業は郵便振替公社(Perum Pos & Giro)が実施している。92 年時点で 341 郵便局、補助郵便局 3,195 局、その他郵便施設 1,719 局が開設されている。広大な国土、多くの人口というインドネシアの国情もあり郵便サービスネットワークは多くを期待できない状況にある。

第6次5ヶ年開発計画中の目標として、政府は品質・効率の改善、多様なサービスの実現、郵便事業の機械化を掲げており、同期間終了時までにはサブディストリクトの首都全て、および40%の村落で郵便施設の設置が見込まれている。

93 年の郵便取扱数は国内で約4億4,430 万通であり、92 年に前年度比約10%増加の約4億5,171 万通に増えた後、減少している。海外向けも93 年は約2,878 万通が取り扱われており、前年度より少なくなっている。

2)電話

国内の通信事業は 91 年 9 月に電気通信公社(Perumtel)から民営化されたテレコム社、国際通信事業はインドサット社の管轄である。交換機容量は第 5 次 5 ヶ年開発計画の 4 年目

には 230 万 5,877 回線に増えた。公衆電話についても、92 年度には硬貨用 3 万 4,836 台、カード式 6,215 台に増設された。一方、ジャカルタ等の大規模デパートにはカード式公衆電話も設置されているものの街角で見かける割合はまだ少ない。

電話密度は93年で人口100人当たり1.24回線とASEANの中でも低く、電話の新規設置には数年を要するのが通常となっているなど、電話設備の充実はこれからである。第6次5ヶ年計画においてもサービスの質の改善、500万回線の交換機増設が目標に掲げられ、電話密度は人口100人当たり約4回線に、市内通話完了率65%、市外通話完了率45%へと増加させる予定である。しかしながら、電話部門においては増設のための政府資金の不足、および設備利用、メンテナンス等が問題となっており、電話回線の新規付設分に関しては外資、民間資金の導入を図っている。

3)その他通信

インドネシアは、開発途上国では初の通信衛星打ち上げを行った国である。1976年7月 の Palapa 通信衛星以来、92年度まで計7基の衛星打ち上げを実施している。

93年4月には、通信衛星事業等を管轄する民間企業サテリンド社をテレコム社から独立させ、本事業の本格的発展を図っている。

国営通信会社インドサット社は 95 年にも子会社シンドサットを通じてジャカルタ及び 近郊で、同国最初の CATV (有線テレビ)開設を予定している。経済成長に伴い、家電品 の購入が進み、識字率も向上しているインドネシアでは新聞、雑誌、テレビ・チャンネル が新設されるなどメディア事業の新しい展開が見られる。

(3)電力

インドネシアでは国営電力公社(PLN)が電力の供給を行っており、電力増強プログラム及び地方電化プログラムが進行中である。1993 年度には発電設備能力は2万1,598MW、新設送電網の距離は1万9,986Km、中圧配電網は8,315Km、低圧配電網は16万2,447Kmへと延長された。発電量は5万120GWに伸びている。政府は、第6次5ヶ年開発計画期間中に平均電化率60%、及び農村電化率79%の達成を目指している。

インドネシアの発電エネルギー源としては、石油、石炭、水力、地熱、太陽熱などがあるが、石油火力発電による電力供給は低下しつつあり、石炭発電が代替エネルギーとして成長している。1993 年 1 月には、東ジャワのグレシク及び、北ジャカルタのムアラ・カランの 2 カ所の石炭火力発電所が操業を開始した。しかし、これらの資源は遠隔地に分布しており、輸送力の向上、インフラの整備が鍵を握る。

民活が進められている同国では、パイトン石炭火力発電所が初の民営による事業として 進展中である。加えて、PLN ではリストラが進行中であり、この一環として分割・民営化 が計画されている。94 年 6 月の規制緩和では外資系企業の電力事業への参入が認められた ため、内外の企業がこれに関心を示している。

また、インドネシアは、原子力エネルギーの開発に注目しており、中部ジャワ州で原子 力発電所建設のための調査を実施中である。

4. 公害

(1)現状

インドネシアは急速な工業化の過程で様々な環境問題を経験しつつある。産業公害型環境問題の典型である大気や水質の汚染、廃棄物処理、地下水の汚染が顕著になっている。

1)水質

特に工業化、都市化の進んだジャカルタ、スラバヤなどの都市や工場の周辺の河川のBOD 及び COD 濃度は WHO 及び日本などの環境基準を大幅に上回っている。ジャカルタの場合、79~89%の工場が COD 排出基準値を、60~85%の工場が BOD の基準値を達成しておらず、重金属類の排出は 40%が基準に達していない(1990 年調査)。

また、ジャカルタ湾での重金属による汚染も進んでおり、ジャカルタ市の都市環境センター及び公共事業者の調査によると、海水及び魚介類から高濃度の水銀値が検出されたなどの報道がある。ジャカルタの水質汚濁の原因は、工場排水とならんで生活排水も水質汚濁の大きな原因となっている。

1992年度にアジア経済研究所とインドネシアの中央統計局が行った「環境汚染問題に対する企業の認識と対策に関する調査」では、ジャカルタの3河川を汚染している企業として公表された95社のうちの34社から回答があり、うち32社は排水処理施設を設置している結果となった。(表3-8-6参照)

排水処理施設の設置状況についてみると、地場企業の場合 1970 年代には排水処理施設を全く作っていない。また、外資系企業は一部の企業で排水処理施設を設置しているに過ぎなかった。しかし現在の設置状況は少なくとも地場、外資系を問わず排水処理施設を設置している(但し、未回答の企業の実体は不明)。

表3-8-6 排水処理施設の設置状況

| | 全 体 | | 地場企業 | | 外資系企業 | |
|------|-----|-----|------|-----|-------|-----|
| | 総数 | 設置数 | 総数 | 設置数 | 総数 | 設置数 |
| 1974 | 21 | 4 | 10 | 0 | 11 | 4 |
| 1975 | 29 | 8 | 15 | 0 | 14 | 8 |
| 1984 | 32 | 11 | 18 | 1 | 14 | 10 |
| 1988 | 33 | 16 | 18 | 4 | 15 | 12 |
| 1992 | 34 | 32 | 18 | 16 | 16 | 16 |

注: アジア経済研究所・インドネシア中央統計局「環境汚染問題に対する企業の認識と対策に関する調査」の結果より

出所:「開発と環境」、アジア経済研究所

2)大気汚染

インドネシアでの大気汚染問題は浮遊粉塵の濃度が高いことである。インドネシアの環境基準も年平均値で 90 µ g/m³に設定しているがジャカルタを初めとするバンドン(西部ジャワ)、メダン(北スマトラ)、パレンバン(南スマトラ)などでは環境基準の 5 倍から7 倍もの値を記録している。粉塵の発生源は、自動車や工場からの排ガスとゴミの焼却などであるが、排出量は年々増加している。

また、セメント工場や化学工場の立地している一部地域では二酸化硫黄の値が高いことが指摘されている。

3)廃棄物

ジャカルタなどの大都市では下水道の未整備などと並んで廃棄物処理問題が大きな社会問題となっている。ゴミの収集・運搬・埋立などの物的インフラが整備されていない上に、人的制約もありゴミ処理体制が確立されていない。

産業廃棄物については上記アジア経済研究所の調査によれば、34 社中 7 社のみが有害廃棄物に関する何らかの処置を行っているに過ぎない。また、このうち 1 社は廃棄物を本国へ送っているとのことであった。

(2)環境行政

インドネシアが環境問題を意識し始めたのは、1972年ストックホルムの国連人間環境会議を契機として国家環境委員会の設置であった。そして 73年には「環境政策に関する一般的指針」が発表され、78年に初めて環境行政を扱う「開発環境省」が設置された。82年には現在の環境に関する最も基本的な法律である「環境管理基本法」が制定され、これ

に伴い開発環境省は「人口環境省(KLH)」に改組された。86年には環境影響評価規制が公布され、その後89年から河川浄化に関する「PROKASIH」プログラムが開始された。90年に環境行政の実施機関としての「環境管理庁」(BAPEDAL)」が設置され、環境アセスメントの実施や水質汚染や大気汚染関連の分野を中心にした環境行政が展開されることになった。

BAPEDAL は KLH の機能強化を図るため、大統領の直属機関として設置されている。 BAPEDAL は汚染工場に対しては、工場への立ち入り調査、協定の締結、罰則の適用などを行っている。

(3)環境基準

1)水質基準

インドネシア政府が定める水質の排水基準としては、次のものがある。

- ア. 1990年第20号の「水質汚染規制に関するインドネシア共和国政府規則」
- イ. 1991 年の人口環境省大臣令(KEP-03/MENKLH/II/1991 号)により「既に稼働している工場に対する廃水規則に関する KLH 大臣決定」があり、苛性ソーダ、金属メッキ、製革、パルプ製紙、ゴム、砂糖、タピオカ、繊維、尿素肥料、エタノール、グルタミン酸ソーダ、合板の各工業に関して、それぞれの排水に係わる最大許容基準値を設定している。

2)大気基準

大気汚染防止に関する基準は、国の大気環境基準、固定排出源と移動排出源に係わる排出基準表の二つから構成されており、そのいずれもが 1988 年の「人口環境省令環境基準の設定に関する人口環境省決定通達(KEP-02/MENKLH/1988)」で規定している。大気汚染規則の権限は原則として州知事に帰属している。

(4)環境アセスメント(ANDAL)

1982 年環境管理基本法の第 16 条が環境影響評価の必要性について規定している。

環境影響評価の対象となるのは、影響を及ぼすであろう人々の数、地理的な範囲、影響が継続するであろう期間、影響の強さの度合、累積した場合の効果等についてである。

環境影響評価の具体的な内容は、「PP29(1986 年に制定された政府規則第 29 号)」で明らかにしており、環境アセスメントの対象事業、手続き方法、提出書類、審査手順などに関

するガイドラインは1987年6月5日から施行された。

審査に必要な書類は事業当事者が作成することになるが、 まず環境への影響が予測される事業については「現況調査報告書(PIL)」を所轄官庁に対して提出する義務がある。 PIL の審査に基づき、さらに「環境影響調査(ANDAL)」の必要があるかどうかの判定が所轄官庁から下される。 ANDAL が必要と判断された場合には、これが ANDAL 実施のための TOR に反映される。 不要と判断された場合には、「環境管理計画(RKL)」および「環境モニタリング計画(RPL)」の作成が要請される。

これらの手続きを審査する「環境アセスメント委員会」は、中央と州の両方に設置され、 環境アセスメントを実施するための技術ガイドラインの作成や提出書類の審査、さらに環 境アセスメントの決定命令の公布などを行っている。

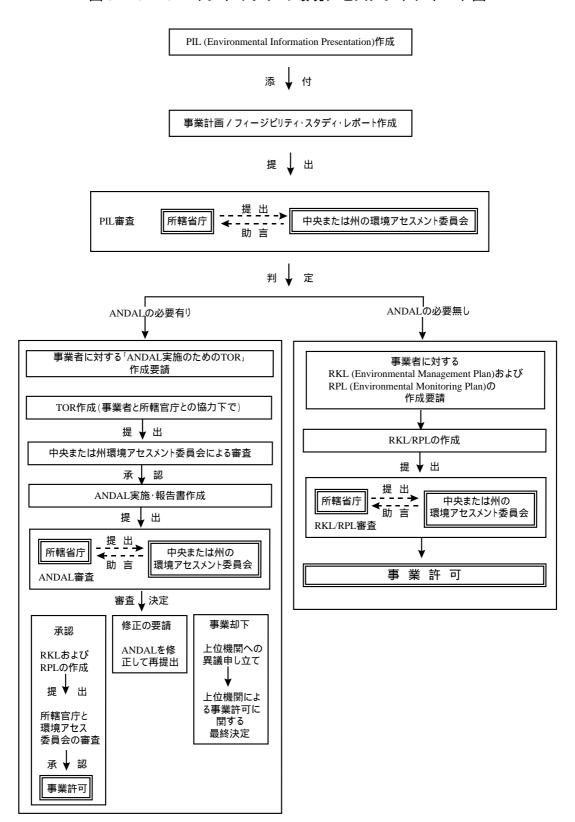
(5)環境整備の必要性

インドネシアの環境問題は、一般の人々の健康、生活安全にとって重要な意味をもっている。また、「持続可能な開発」の概念にも象徴されるとおり、インドネシアは、環境保護と経済開発との調和的発展を図るべき具体的必要に迫られている。

したがって、インドネシア政府は、環境問題を優先課題の一つとして国家環境政策の中に位置づけ、問題解決に向けて政府の主導的な役割を強調している。このような政府の積極的姿勢は、近年急速な進展を示している環境法の整備過程からも明らかである。

インドネシア政府が問題解決に対し主導的な役割を示す理由としては、環境問題によってもたらされる被害の甚大性と回復困難性、予見的かつ予防的立場からの事前の対応の必要性、さらに環境問題に対する国家レベルの政策的対応の必要性からである。

図3-8-5 インドネシアの環境アセスメントチャート図



出所:『インドネシア環境プロファイル』 海外経済協力基金 1992年

5.インフラ整備の課題

現地調査を通して収集した情報、企業インタビュー調査結果などからインフラ関連の整備課題としては以下の様な事項について指摘できる。

1)居住環境

EJIP 工業団地のように工業団地と隣接してホテル、スーパー、住宅など居住環境の整備された工業団地もあるが、多くの工業団地の周辺にはセキュリティーが完備された住居施設がないため、多くの日本人はジャカルタ市内に住んでいる。人によっては通勤にかかる時間が交通渋滞もあり、片道 1~2 時間となっている。工業団地は高速道路周辺に立地されているが交通事故も多く、車の通勤は危険にさらされている。

工業団地周辺に外国人が生活できる居住環境を整備する必要があろう。

2)洪水被害

新聞報道等によると、ジャカルタ近郊に立地する企業の中には、雨期の間まれに洪水被害により一時工場閉鎖の事態に追い込まれる場合がある。

ジャカルタは地形的には大小 13 本の河川によって形成された沖積平野の低平地に位置し、標高は 1~3 mと低く、満潮時や高潮時には自然排水が困難になる地理的条件下にある。

洪水氾濫の治水は古くから問題視されており、日本の円借款等によって整備が進められているが場所によってはまだ洪水被害が発生している。

3)港湾施設と課徴金

タンジュン・プリオク港は施設的にもガントリークレーン 10 基を有するなどインドネシアで最大の扱い量を有する港湾である。しかし取り扱い量の増加に対して施設整備が遅れており、荷物の積み上げ・降ろしに時間がかかり生産計画に影響を与えるとの指摘があった。

また、新聞報道などによるとタンジュン・ペラ港に於ける物資の荷揚げ、コンテナーの 積み降ろしのためのクレーンの使用、電力使用に対するプレミアム、自動車駐車料、物資 の港への搬入および搬出料金など公式・非公式の課徴金の支払いが多く製造業者の競争 力低下に影響を与えているとの声が上がっている。

4) ANDAL の実行

問題は ANDAL 制度は確立されているものの実行に移されていないことである。アジア 経済研究所が 1992 年 9 月にジャカルタで主催した環境セミナーに参加した約 75 社中 ANDAL を実施した企業数はそのうちの 5 社にすぎなかったと報告されている(「インドネシアの環境法と行政制度」第6章、P211 参照)。

また、新聞報道などによると ANDAL 報告書の作成のためだけで 5 千万ルピアも支出しなければならないとの製造会社からの苦情もある。

5)電子部品産業専用工業団地

インドネシア電気・電子機器工業会(GEI)は、まだプロポーザル策定段階であるが、外資の電子部品メーカーを誘致するためには専用の工業団地 (LIKE: Lingkungan Industri Komponen Elektronika) を整備する必要があると考えている。

これには EPTE と似た制度を適用させるが国内販売に対する制限は適用外とする計画である。

川下産業に近い立地条件でより安い土地価格で提供する。そして入居企業によりインテ グレートされたサービスを提供する。

立地候補地はプルワカルタも含めて検討中である。

6)バタム島開発と本調査の関連

バタム島の開発が提唱されてから久しいが、実際に工業投資等の経済活動が活発化したのは最近、1991-92 年以降であり、BATAMINDO 工業団地等の一部の例外を除けば島全体としてインフラの不整備が目立っている。

ホテル、建て売り別荘、リゾート施設、何れもかなりの安普請が目立ち、風光明媚な場所の観光地としては極めてお粗末である。このまま経済活動が順調に拡大していけば現在建設中の施設やインフラが生きてきて基本構想に近い工業、住宅、リゾートの一体開発地域として成長する可能性を持っているが、一方で、何らかの理由で経済活動の渋滞が生じれば、全体として荒廃してしまう恐れも有している。

現在は、シンガポールにおける生産が困難となった労働集約的生産工程を移行する企業

の投資が続いており、今後しばらくはこれが続くものとみられる。しかしながらバタム島の労働力の大半がジャワ島からの出稼ぎ労働者であり、インドネシア国内の工業開発が進むとこうした労働者の受け入れが困難となる可能性もある。

バタム島内においても、プラスチック射出成形、プレス加工等の一部の裾野産業の展開がみられるが、バタム島内のアセンブラー産業企業や裾野産業企業とインドネシア国内の裾野産業育成との関連が今後強まるとは考えられない。これは一つには、資機材や部品が自由に海外から調達できるバタム島内のアセンブラーにとってインドネシア国内から部品を調達するメリットが少ない(地理的にもシンガポールやマレイシアに近い。)ことが挙げられる。またもう一つには、バタム島内で部品を供給する企業にとってもインドネシア国内への販売のメリットは少ないことが挙げられる。

バタム島内の裾野産業開発は、インドネシアの中の一つの隔離されたマーケット内での 開発として位置づける方がより妥当であると考えられる。